

送配電等業務指針の変更について

送配電等業務指針の一部について、添付のとおり、変更したく存じます。
変更の概要は下記のとおりです。

記

1. 再生可能エネルギー電気特措法に関する業務の追加に伴う規定の変更

【該当条文：第53条の3（新設）】

- ・系統設置交付金の交付対象となる広域系統整備計画に基づき系統増強等を行う一般送配電事業者又は送電事業者は、系統設置交付金の交付を受けることができる旨、交付を受けるに当たり、系統増強等に係る費用の額を本機関に届け出る旨規定

2. 配電事業・特定卸供給事業ライセンスの創設に伴う規定の変更

【該当条文：第1条、第4条、第5条、第8条、第9条、第13条、第14条、第15条の3～第15条の6、第15条の15～第15条の17、第16条、第17条、第24条～第30条の2、第33条、第54条～第57条、第61条、第63条、第66条、第68条～第72条、第74条～第86条、第88条～第99条、第103条～第106条、第108条～第124条、第132条～第144条、第149条～第161条、第163条～第167条、第169条、第170条、第172条～第177条、第179条、第181条、第183条～第193条、第196条、第221条、第229条、第230条、第243条、第245条、第247条、第248条、第250条～第252条、第254条、第255条、第257条～第259条、第264条、第266条、第267条の6～第269条、別表7-1～別表7-3、別表12-1、別表12-2、附則（平成28年4月1日）第4条、

附則（平成29年9月6日）第2条、
附則（平成30年6月29日）第2条、
附則（令和2年3月30日）第4条（変更）】

- ・関連規定において、新たに配電事業者・特定卸供給事業者を適切に位置付けるべく、各事業者の電気事業法上の義務や事業内容等に合わせ
て変更

3. 新インバランス料金制度の開始に伴う規定の変更

【該当条文：第271条（削除）】

- ・一般送配電事業者のインバランス量の提出に係る規定を削除

以上

変更前（変更点に下線）	変更後（変更点に下線）
<p data-bbox="1062 214 1460 294">平成27年4月28日施行 令和__年__月__日変更</p> <h1 data-bbox="379 718 1190 821">送配電等業務指針</h1> <p data-bbox="477 1434 1092 1493">電力広域的運営推進機関</p>	<p data-bbox="2439 214 2837 294">平成27年4月28日施行 令和__年__月__日変更</p> <h1 data-bbox="1771 718 2582 821">送配電等業務指針</h1> <p data-bbox="1863 1434 2478 1493">電力広域的運営推進機関</p>

変 更 前 (変更点に <u>下線</u>)	変 更 後 (変更点に <u>下線</u>)
<p>(変更履歴)</p> <p>平成27年4月28日施行 平成27年8月31日変更 平成28年4月1日変更 平成28年7月11日変更 平成28年10月18日変更 平成29年4月1日変更 平成29年9月6日変更 平成30年6月29日変更 平成30年10月1日変更 平成31年4月1日変更 令和元年7月1日変更 令和元年12月11日変更 令和2年2月1日変更 令和2年3月30日変更 令和2年4月1日変更 令和2年7月8日変更 令和2年10月1日変更 令和3年4月1日変更 令和3年4月16日変更 令和3年7月1日変更</p>	<p>(変更履歴)</p> <p>平成27年4月28日施行 平成27年8月31日変更 平成28年4月1日変更 平成28年7月11日変更 平成28年10月18日変更 平成29年4月1日変更 平成29年9月6日変更 平成30年6月29日変更 平成30年10月1日変更 平成31年4月1日変更 令和元年7月1日変更 令和元年12月11日変更 令和2年2月1日変更 令和2年3月30日変更 令和2年4月1日変更 令和2年7月8日変更 令和2年10月1日変更 令和3年4月1日変更 令和3年4月16日変更 令和3年7月1日変更 令和 年 月 日変更</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>(目的)</p> <p>第1条 この送配電等業務指針（以下「本指針」という。）は、電気事業法（昭和39年法律第170号、以下「法」という。）第28条の40第1項第3号及び第28条の45の規定に基づき、一般送配電事業者及び送電事業者が行う託送供給の業務その他の変電、送電及び配電に係る業務の実施に関する基本的な事項等を定め、その適正かつ円滑な運用を図ることを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この送配電等業務指針（以下「本指針」という。）は、電気事業法（昭和39年法律第170号、以下「法」という。）第28条の40第1項第3号及び第28条の45の規定に基づき、一般送配電事業者、<u>送電事業者及び配電事業者</u>が行う託送供給の業務その他の変電、送電及び配電に係る業務の実施に関する基本的な事項等を定め、その適正かつ円滑な運用を図ることを目的とする。</p>
<p>(供給区域需要の想定)</p> <p>第4条 一般送配電事業者は、需要想定要領に基づき、次の各号に掲げる想定期間及び想定対象にしたがって、自らの供給区域需要の想定を行い、毎年度1月20日までに本機関に提出する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 一般送配電事業者は、供給区域需要の想定に当たっては、本機関が業務規程第22条第2項の規定により公表する経済見通しその他の情報、直近の需要動向、需要の実績、供給区域の個別事情その他適切に需要想定を行うに当たり必要となる事項を考慮しなければならない。</p> <p>3 一般送配電事業者は、第1項の供給区域需要の想定を提出する際は、本機関が定める様式により、その算定根拠を併せて提出しなければならない。</p>	<p>(供給区域需要の想定)</p> <p>第4条 一般送配電事業者<u>及び配電事業者</u>は、需要想定要領に基づき、次の各号に掲げる想定期間及び想定対象にしたがって、自らの供給区域需要の想定を行い、毎年度1月20日までに本機関に提出する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 一般送配電事業者<u>及び配電事業者</u>は、供給区域需要の想定に当たっては、本機関が業務規程第22条第2項の規定により公表する経済見通しその他の情報、直近の需要動向、需要の実績、供給区域の個別事情その他適切に需要想定を行うに当たり必要となる事項を考慮しなければならない。</p> <p>3 一般送配電事業者<u>及び配電事業者</u>は、第1項の供給区域需要の想定を提出する際は、本機関が定める様式により、その算定根拠を併せて提出しなければならない。</p>
<p>(供給区域需要の想定の検証)</p> <p>第5条 一般送配電事業者は、本機関に対し、次の各号に掲げる区分に応じ同号に掲げる期限までに、供給区域需要の実績及び需要実績に対する気象等による影響量に関する情報を提出しなければならない。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>2 一般送配電事業者は、別表2-1のとおり、供給区域需要の実績と供給計画として届け出た供給区域需要の想定とを比較し、その差異について検証を行う。ただし、本機関の要請があった場合には、別表2-1に記載する期間以外の需要実績と需要想定についても比較及び検証の対象とする。</p> <p>3 一般送配電事業者は、前項の比較及び検証に際しては、気象、人口、経済動向その他の需要に影響し得る要因及びその影響量について検証しなければならない。</p> <p>4 一般送配電事業者は、次の各号に掲げるとおり、第2項の検証結果を本機関が定める様式に基づき、提出する。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>5 一般送配電事業者は、前項の検証結果等を供給区域需要の想定に反映しなければならない。</p>	<p>(供給区域需要の想定の検証)</p> <p>第5条 一般送配電事業者<u>及び配電事業者</u>は、本機関に対し、次の各号に掲げる区分に応じ同号に掲げる期限までに、供給区域需要の実績及び需要実績に対する気象等による影響量に関する情報を提出しなければならない。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>2 一般送配電事業者<u>及び配電事業者</u>は、別表2-1のとおり、供給区域需要の実績と供給計画として届け出た供給区域需要の想定とを比較し、その差異について検証を行う。ただし、本機関の要請があった場合には、別表2-1に記載する期間以外の需要実績と需要想定についても比較及び検証の対象とする。</p> <p>3 一般送配電事業者<u>及び配電事業者</u>は、前項の比較及び検証に際しては、気象、人口、経済動向その他の需要に影響し得る要因及びその影響量について検証しなければならない。</p> <p>4 一般送配電事業者<u>及び配電事業者</u>は、次の各号に掲げるとおり、第2項の検証結果を本機関が定める様式に基づき、提出する。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>5 一般送配電事業者<u>及び配電事業者</u>は、前項の検証結果等を供給区域需要の想定に反映しなければならない。</p>
<p>(供給計画の案の提出)</p> <p>第8条 次の各号に掲げる電気事業者は、それぞれ当該各号に定める期限までに、経済産業省令に定める様式に準ずる様式により、供給計画の案を本機関に提出しなければならない。</p> <p>一 送電事業者、特定送配電事業者、小売電気事業者等<u>及び</u>発電事業者 毎年2月10日</p> <p>二 一般送配電事業者 毎年3月10日</p> <p>2 (略)</p>	<p>(供給計画の案の提出)</p> <p>第8条 次の各号に掲げる電気事業者は、それぞれ当該各号に定める期限までに、経済産業省令に定める様式に準ずる様式により、供給計画の案を本機関に提出しなければならない。</p> <p>一 送電事業者、特定送配電事業者、小売電気事業者等、<u>発電事業者及び特定卸供給事業者</u> 毎年2月10日</p> <p>二 一般送配電事業者<u>及び配電事業者</u> 毎年3月10日</p> <p>2 (略)</p>
<p>(供給計画の提出)</p> <p>第9条 次の各号に掲げる電気事業者は、それぞれ当該各号に定める期限までに、経済産業省令で定めるところにより、供給計画を本機関に提出しなければならない。</p>	<p>(供給計画の提出)</p> <p>第9条 次の各号に掲げる電気事業者は、それぞれ当該各号に定める期限までに、経済産業省令で定めるところにより、供給計画を本機関に提出しなければならない。</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>一 送電事業者、特定送配電事業者、小売電気事業者等<u>及び</u>発電事業者 毎年3月1日</p> <p>二 一般送配電事業者 毎年3月25日</p> <p>2 (略)</p>	<p>一 送電事業者、特定送配電事業者、小売電気事業者等、<u>発電事業者及び特定卸供給事業者</u> 毎年3月1日</p> <p>二 一般送配電事業者<u>及び配電事業者</u> 毎年3月25日</p> <p>2 (略)</p>
<p>(供給計画の案の調整等における考慮事項)</p> <p>第13条 業務規程第26条第1項の調整及び業務規程第28条第2項の検討の際の考慮事項は次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一 一般送配電事業者が提出した供給計画の案における考慮事項</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>二 発電事業者が提出した供給計画の案における考慮事項</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 発電事業者の供給先である供給区域の需給バランスを著しく悪化させる供給力の計画の有無</p> <p>ウ (略)</p> <p>三・四 (略)</p>	<p>(供給計画の案の調整等における考慮事項)</p> <p>第13条 業務規程第26条第1項の調整及び業務規程第28条第2項の検討の際の考慮事項は次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一 一般送配電事業者<u>及び配電事業者</u>が提出した供給計画の案における考慮事項 (<u>配電事業者が提出した供給計画にあつては、エを除く。</u>)</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>二 発電事業者<u>及び特定卸供給事業者</u>が提出した供給計画の案における考慮事項</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 発電事業者<u>及び特定卸供給事業者</u>の供給先である<u>一般送配電事業者</u>の供給区域の需給バランスを著しく悪化させる供給力の計画の有無</p> <p>ウ (略)</p> <p>三・四 (略)</p>
<p>(需給バランス評価の方法)</p> <p>第14条 業務規程第28条第2項第2号の需給バランス評価は、一般送配電事業者が想定する供給区域需要と、小売電気事業者の確保した供給力<u>及び</u>一般送配電事業者の調整力並びに発電事業者の販売先未定の供給力を基礎として、別途本機関が定め公表する需給バランス評価の方法にしたがって実施するものとする。</p>	<p>(需給バランス評価の方法)</p> <p>第14条 業務規程第28条第2項第2号の需給バランス評価は、一般送配電事業者が想定する<u>一般送配電事業者</u>の供給区域需要と、小売電気事業者の確保した供給力、<u>一般送配電事業者及び配電事業者</u>の調整力並びに発電事業者<u>及び特定卸供給事業者</u>の販売先未定の供給力を基礎として、別途本機関が定め公表する需給バランス評価の方法にしたがって実施するものとする。</p>
<p>(マニュアルの遵守等)</p> <p>第15条の3 市場参加資格事業者は、本機関が業務規程第32条の4の規定により作成する容量市場システムマニュアル及び業務規程第32条の5の規定により策定する容量市場業務マニュアルを遵守しなければならない。</p>	<p>(マニュアルの遵守等)</p> <p>第15条の3 市場参加資格事業者、<u>一般送配電事業者及び配電事業者</u>は、本機関が業務規程第32条の4の規定により作成する容量市場システムマニュアル及び業務規程第32条の5の規定により策定する容量市場業務マニュアルを遵守しなければならない。</p>
<p>(容量オークションの参加条件)</p> <p>第15条の4 業務規程第32条の2第1項第1号の規定により本機関が実施するメインオークションの参加条件は、次の各号のいずれかに掲げるとおりとする(ただし、実需給年度において電源入札等その他制度から補填金等を得ている電源及び供給区域の供給力に計上できない電源は除く。)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 次のア又はイのいずれかに該当する電源により、期待容量が1,000キロワット以上の供給力(同一供給区域に属する期待容量が1,000キロワット未満の複数の電源を組み合わせる場合を含む。)を提供する事業者又はその取次を業として行う事業者(以下「変動電源提供者」という。)であること。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>三 次のアからウまでのいずれかに該当する電源又は特定抑制依頼(電気事業法施行規則第1条第2項第8号に定める。)等により、期待容量が1,000キロワット以上の供給力(同一供給区域に属する複数の電源等を組み合わせる場合を含む。)を提供する事業者(ただし、前号ア又はイに該当する電源及びそれら電源のみを組み合わせる事業者を除く。以下「発動指令電源提供者」という。)であること。</p>	<p>(容量オークションの参加条件)</p> <p>第15条の4 業務規程第32条の2第1項第1号の規定により本機関が実施するメインオークションの参加条件は、次の各号のいずれかに掲げるとおりとする(ただし、実需給年度において電源入札等その他制度から補填金等を得ている電源及び<u>一般送配電事業者</u>の供給区域の供給力に計上できない電源は除く。)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 次のア又はイのいずれかに該当する電源により、期待容量が1,000キロワット以上の供給力(同一の<u>一般送配電事業者</u>の供給区域に属する期待容量が1,000キロワット未満の複数の電源を組み合わせる場合を含む。)を提供する事業者又はその取次を業として行う事業者(以下「変動電源提供者」という。)であること。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>三 次のアからウまでのいずれかに該当する電源又は特定抑制依頼(電気事業法施行規則(<u>平成7年通商産業省令第77号</u>)第1条第2項第7号に定める<u>特定抑制依頼</u>をいう。)等により、期待容量が1,000キロワット以上の供給力(同一の<u>一般送配電事業者</u>の供給区域に属する複数の電源等を組み合わせる場合を含む。)を提供する事業者(ただし、前号ア又はイに該当する電源及びそれら電源のみを組み合わせる事業者を除く。以下「発動指令電源提供者」という。)である</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>ア～ウ (略)</p> <p>2 業務規程第32条の2第2号の規定により本機関が実施する追加オークションの参加条件は、次の各号のいずれかに掲げるとおりとする(ただし、実需給年度において電源入札等その他制度から補填金等を得ている電源及び供給区域の供給力に計上できない電源は除く。)</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>こと。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>2 業務規程第32条の2第2号の規定により本機関が実施する追加オークションの参加条件は、次の各号のいずれかに掲げるとおりとする(ただし、実需給年度において電源入札等その他制度から補填金等を得ている電源及び<u>一般送配電事業者</u>の供給区域の供給力に計上できない電源は除く。)</p> <p>一・二 (略)</p>
<p>(市場参加資格事業者の基本情報の登録申込み)</p> <p>第15条の5 (略)</p> <p>2 一般送配電事業者は、本機関から電源等情報の登録申込みに関する審査に必要な情報の提供を求められた場合は、当該情報の提供に応じなければならない。</p>	<p>(市場参加資格事業者の基本情報の登録申込み)</p> <p>第15条の5 (略)</p> <p>2 一般送配電事業者<u>及び配電事業者</u>は、本機関から電源等情報の登録申込みに関する審査に必要な情報の提供を求められた場合は、当該情報の提供に応じなければならない。</p>
<p>(市場参加資格事業者の基本情報の変更又は取消の申込み)</p> <p>第15条の6 (略)</p> <p>2 一般送配電事業者は、本機関から電源等情報の変更又は取消の<u>手続き</u>に関する審査に必要な情報の提供を求められた場合は、当該情報の提供に応じなければならない。</p>	<p>(市場参加資格事業者の基本情報の変更又は取消の申込み)</p> <p>第15条の6 (略)</p> <p>2 一般送配電事業者<u>及び配電事業者</u>は、本機関から電源等情報の変更又は取消の手続に関する審査に必要な情報の提供を求められた場合は、当該情報の提供に応じなければならない。</p>
<p>(電源等リストの登録の申込み)</p> <p>第15条の13 (略)</p> <p>2 一般送配電事業者は、本機関から電源等リストの登録申込みに関する審査に必要な情報の提供を求められた場合は、当該情報の提供に応じなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 一般送配電事業者は、本機関から登録又は変更された電源等リストの情報の提供を受ける。</p>	<p>(電源等リストの登録の申込み)</p> <p>第15条の13 (略)</p> <p>2 一般送配電事業者<u>及び配電事業者</u>は、本機関から電源等リストの登録申込みに関する審査に必要な情報の提供を求められた場合は、当該情報の提供に応じなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 一般送配電事業者<u>及び配電事業者</u>は、本機関から登録又は変更された電源等リストの情報の提供を受ける。</p>
<p>(実効性テストの手順)</p> <p>第15条の15 実効性テストの手順は次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一 実効性テストの実施日程の報告 テスト対象事業者は、本機関の要請に基づき、<u>協力一般送配電事業者</u>との間で実効性テストの実施日程を調整し、確定した実施日程を本機関へ報告する。</p> <p>二・三 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(実効性テストの手順)</p> <p>第15条の15 実効性テストの手順は次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一 実効性テストの実施日程の報告 テスト対象事業者は、本機関の要請に基づき、<u>テスト対象事業者の関連する供給区域の一般送配電事業者又は配電事業者</u>(以下「<u>協力一般送配電事業者等</u>」という。)との間で実効性テストの実施日程を調整し、確定した実施日程を本機関へ報告する。</p> <p>二・三 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>(実効性テストの実施の協力)</p> <p>第15条の16 協力一般送配電事業者は、本機関からの要請に基づき、次の各号に掲げる、テスト対象事業者による実効性テストの実施に関する事項について協力しなければならない。</p> <p>一～三 (略)</p>	<p>(実効性テストの実施の協力)</p> <p>第15条の16 協力一般送配電事業者等は、本機関からの要請に基づき、次の各号に掲げる、テスト対象事業者による実効性テストの実施に関する事項について協力しなければならない。</p> <p>一～三 (略)</p>
<p>(アセスメント)</p> <p>第15条の17 本機関が業務規程第32条の34の規定により容量提供事業者に対して実施するアセスメントは、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 F I T電源該当有無の確認 登録された電源等情報に対し、随時、F I T電源の該当有無の確認を行う(国に対し、必要な情報の提供を求める)。</p> <p>五 需給状況と容量提供事業者の特性に応じた供給力の確保状況及び提供実績の確認 実需給年度中に容量提供事業者に対して、次のアからウまでの手順により行う。</p>	<p>(アセスメント)</p> <p>第15条の17 本機関が業務規程第32条の34の規定により容量提供事業者に対して実施するアセスメントは、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 <u>F I P</u>電源<u>及び</u>F I T電源該当有無の確認 登録された電源等情報に対し、随時、<u>F I P</u>電源<u>及び</u>F I T電源の該当有無の確認を行う(国に対し、必要な情報の提供を求める。)</p> <p>五 需給状況と容量提供事業者の特性に応じた供給力の確保状況及び提供実績の確認 実需給年度中に容量提供事業者に対して、次のアからウまでの手順により行う。</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>ア 本機関は、別表 8-4 に掲げる一般送配電事業者から毎週木曜日に提出される供給区域の需要及び供給力並びに調整力に関する計画（週間計画）に基づき、翌週月曜日から金曜日までの全国及び供給区域における需給ひっ迫のおそれの有無を確認する。</p> <p>イ 本機関は、容量提供事業者又は一般送配電事業者から提出されるアセスメントの実施に必要な情報に基づき、需給状況及び容量提供事業者の特性に応じた供給力の確保状況及び提供実績等を確認する。</p> <p>ウ （略）</p> <p>2 一般送配電事業者は、本機関の要請に応じ、前項のアセスメントに必要な情報を提出しなければならない。</p> <p>3 一般送配電事業者は、本機関が行うアセスメントへ協力するため、業務規程第 3 2 条の 2 0 第 3 項の規定により、本機関から関係する供給区域の容量提供事業者情報の提供を受ける。</p>	<p>ア 本機関は、別表 8-4 に掲げる一般送配電事業者及び配電事業者から毎週木曜日に提出される供給区域の需要及び供給力並びに調整力に関する計画（週間計画）に基づき、翌週月曜日から金曜日までの全国及び<u>一般送配電事業者</u>の供給区域における需給ひっ迫のおそれの有無を確認する。</p> <p>イ 本機関は、容量提供事業者又は一般送配電事業者及び配電事業者から提出されるアセスメントの実施に必要な情報に基づき、需給状況及び容量提供事業者の特性に応じた供給力の確保状況及び提供実績等を確認する。</p> <p>ウ （略）</p> <p>2 一般送配電事業者及び配電事業者は、本機関の要請に応じ、前項のアセスメントに必要な情報を提出しなければならない。</p> <p>3 一般送配電事業者及び配電事業者は、本機関が行うアセスメントへ協力するため、業務規程第 3 2 条の 2 0 第 3 項の規定により、本機関から関係する供給区域の容量提供事業者情報の提供を受ける。</p>
<p>（一般送配電事業者による電源入札等の検討の要請）</p> <p>第 1 6 条 一般送配電事業者は、大規模な発電設備の計画外停止等により、需給ひっ迫のおそれが継続することが見込まれ、本機関による電源入札等以外の手段で需給状況を改善することが困難であると見込まれる場合は、本機関に対して、業務規程第 3 5 条第 1 項第 2 号に定める電源入札等の検討の要請を行うことができる。</p>	<p>（一般送配電事業者又は配電事業者による電源入札等の検討の要請）</p> <p>第 1 6 条 一般送配電事業者又は配電事業者は、大規模な発電設備の計画外停止等により、需給ひっ迫のおそれが継続することが見込まれ、本機関による電源入札等以外の手段で需給状況を改善することが困難であると見込まれる場合は、本機関に対して、業務規程第 3 5 条第 1 項第 2 号に定める電源入札等の検討の要請を行うことができる。</p>
<p>（電源入札等の必要性の検討及び評価の際の考慮事項）</p> <p>第 1 7 条 電源入札等の必要性の検討の際の考慮事項は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一 全国及び供給区域ごとの需給検証</p> <p>二 会員の供給力等の確保状況</p> <p>ア 小売電気事業者等（全国又は供給区域の需給バランス評価への影響が大きい事業者に限る。以下、この条で同じ。）の供給力の確保状況</p> <p>イ 発電事業者（全国又は供給区域の需給バランス評価への影響が大きい事業者に限る。）の発電用電気工作物の運転実績及び運転計画</p> <p>ウ 一般送配電事業者の調整力の確保状況</p> <p>三 （略）</p> <p>四 危機管理上の需給変動リスク分析</p> <p>ア （略）</p> <p>イ その他全国又は特定の供給区域の需給バランスに影響を与える事項</p> <p>五 （略）</p>	<p>（電源入札等の必要性の検討及び評価の際の考慮事項）</p> <p>第 1 7 条 電源入札等の必要性の検討の際の考慮事項は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一 全国及び<u>一般送配電事業者</u>の供給区域ごとの需給検証</p> <p>二 会員の供給力等の確保状況</p> <p>ア 小売電気事業者等（全国又は<u>一般送配電事業者</u>の供給区域の需給バランス評価への影響が大きい事業者に限る。以下、この条で同じ。）の供給力の確保状況</p> <p>イ 発電事業者及び特定卸供給事業者（全国又は<u>一般送配電事業者</u>の供給区域の需給バランス評価への影響が大きい事業者に限る。）の発電用電気工作物<u>その他の供給能力</u>の運転実績及び運転計画</p> <p>ウ 一般送配電事業者及び配電事業者の調整力の確保状況</p> <p>三 （略）</p> <p>四 危機管理上の需給変動リスク分析</p> <p>ア （略）</p> <p>イ その他全国又は特定の<u>一般送配電事業者</u>の供給区域の需給バランスに影響を与える事項</p> <p>五 （略）</p>
<p>（調整力の確保に関する計画及び実績の提出）</p> <p>第 2 4 条 一般送配電事業者は、毎年度、本機関が定める様式により、翌年度の調整力の確保に関する計画を作成し、当該年度の開始前に、本機関に提出しなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 一般送配電事業者は、毎年度、前年度における前項の計画に対する調整力の活用の実績を、本機関に提出しなければならない。</p>	<p>（調整力の確保に関する計画及び実績の提出）</p> <p>第 2 4 条 一般送配電事業者及び配電事業者は、毎年度、本機関が定める様式により、翌年度の調整力の確保に関する計画を作成し、当該年度の開始前に、本機関に提出しなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 一般送配電事業者及び配電事業者は、毎年度、前年度における前項の計画に対する調整力の活用の実績を、本機関に提出しなければならない。</p>
<p>（調整力の確保）</p> <p>第 2 5 条 一般送配電事業者は、系統運用（第 1 5 0 条に定める。）に必要な調整力をあらかじめ確保するよう努める。</p>	<p>（調整力の確保）</p> <p>第 2 5 条 一般送配電事業者及び配電事業者は、系統運用（第 1 5 0 条に定める。）に必要な調整力をあらかじめ確保するよう努める。</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
2 一般送配電事業者が調整力を確保する際においては、業務規程第181条の規定により公表された調整力の水準、要件等の内容や実際に想定される需給変動のリスクの大きさを踏まえるものとする。	2 一般送配電事業者 <u>及び配電事業者</u> が調整力を確保する際においては、業務規程第181条の規定により公表された調整力の水準、要件等の内容や実際に想定される需給変動のリスクの大きさを踏まえるものとする。
(調整力の公募等) 第26条 一般送配電事業者は、調整力を調達する場合は、原則として、公募や需給調整市場からの調達等の公平性かつ透明性が確保された方法によるものとし、特定種の発電設備や特定の発電設備設置者を優遇してはならない。	(調整力の公募等) 第26条 一般送配電事業者 <u>及び配電事業者</u> は、調整力を調達する場合は、原則として、公募や需給調整市場からの調達等の公平性かつ透明性が確保された方法によるものとし、特定種の発電設備や特定の発電設備設置者を優遇してはならない。
(公募等の実施要綱等の作成) 第27条 一般送配電事業者は、調整力の公募又は需給調整市場の取引等を行うに際して、原則として、調整力が満たすべき要件、公募又は取引スケジュール、主たる契約条件その他必要事項を定めた公募の実施要綱又は需給調整市場の取引規程等を策定し、公表する。	(公募等の実施要綱等の作成) 第27条 一般送配電事業者 <u>及び配電事業者</u> は、調整力の公募又は需給調整市場からの調達等を実施する場合には、原則として、調整力が満たすべき要件、公募又は取引スケジュール、主たる契約条件その他必要事項を定めた公募の実施要綱又は需給調整市場の取引規程等を策定し、公表する。
(公募等の手続) 第28条 一般送配電事業者は、調整力の公募を実施する場合には、策定した実施要綱等に基づき、調整力を募集し、入札金額、調整力の性能、系統運用上の必要性等を総合的に評価の上、落札者を決定する。 2 一般送配電事業者は、需給調整市場から調整力を調達する場合には、策定した取引規程等に基づき、調整力の必要量を提示し、入札金額、系統運用上の制約等を踏まえ、オークションにより落札者を決定する。 3 一般送配電事業者は、本機関の求めに応じ、調整力の公募等の落札者の名称、当該落札者から調達した調整力の要件、需給調整市場の約定結果その他本機関が要求する事項を本機関に報告する。	(公募等の手続) 第28条 一般送配電事業者 <u>及び配電事業者</u> は、調整力の公募を実施する場合には、策定した実施要綱等に基づき、調整力を募集し、入札金額、調整力の性能、系統運用上の必要性等を総合的に評価の上、落札者を決定する。 2 一般送配電事業者 <u>及び配電事業者</u> は、需給調整市場から調整力を調達する場合には、策定した取引規程等に基づき、調整力の必要量を提示し、入札金額、系統運用上の制約等を踏まえ、オークションにより落札者を決定する。 3 一般送配電事業者 <u>及び配電事業者</u> は、本機関の求めに応じ、調整力の公募等の落札者の名称、当該落札者から調達した調整力の要件、需給調整市場の約定結果その他本機関が要求する事項を本機関に報告する。
(調整力の提供に関する契約の締結) 第29条 一般送配電事業者と調整力の公募等の落札者は、調整力の公募等の手続の完了後、公募等の実施要綱又は落札結果等にしがって、落札者が応募した調整力を利用する内容の契約を締結する。ただし、一般送配電事業者と落札者が同一事業者である場合にはこの限りでない。 2 一般送配電事業者と需給調整市場での取引をする事業者は、需給調整市場の取引規程等にしがって、需給調整市場において約定した調整力を利用する内容の契約を締結する。	(調整力の提供に関する契約の締結) 第29条 一般送配電事業者 <u>及び配電事業者</u> と調整力の公募等の落札者は、調整力の公募等の手続の完了後、公募等の実施要綱又は落札結果等にしがって、落札者が応募した調整力を利用する内容の契約を締結する。ただし、一般送配電事業者 <u>及び配電事業者</u> と落札者が同一事業者である場合にはこの限りでない。 2 一般送配電事業者 <u>及び配電事業者</u> と需給調整市場での取引をする事業者は、需給調整市場の取引規程等にしがって、需給調整市場において約定した調整力を利用する内容の契約を締結する。
(公募等の結果の公表) 第30条 一般送配電事業者は、調整力の公募の手続の結果又は需給調整市場の約定結果を公表しなければならない。	(公募等の結果の公表) 第30条 一般送配電事業者 <u>及び配電事業者</u> は、調整力の公募の手続の結果又は需給調整市場の約定結果を公表しなければならない。
(連系線に係る取引の上限値の通知及び確保量の報告) 第30条の2 一般送配電事業者は、供給区域を跨ぐ取引の場合、本機関より通知を受けた需給調整市場において調整力の取引ができる連系線容量の範囲内で約定させるものとし、約定結果によりマージンとして確保する当該連系線の容量を本機関へ報告する。	(連系線に係る取引の上限値の通知及び確保量の報告) 第30条の2 一般送配電事業者 <u>及び配電事業者</u> は、 <u>一般送配電事業者の</u> 供給区域を跨ぐ取引の場合、本機関より通知を受けた需給調整市場において調整力の取引ができる連系線容量の範囲内で約定させるものとし、約定結果によりマージンとして確保する当該連系線の容量を本機関へ報告する。
(本機関の発議による計画策定プロセスの検討開始要件) 第33条 (略) 2・3 (略) 4 本機関は、第1項第2号オの要件に基づき、計画策定プロセスを開始するか否かの確認を行った場合は、その結果を一般送配電事業者及び契約申込みを行った系統連系希望者に通知する。なお、第9	(本機関の発議による計画策定プロセスの検討開始要件) 第33条 (略) 2・3 (略) 4 本機関は、第1項第2号オの要件に基づき、計画策定プロセスを開始するか否かの確認を行った場合は、その結果を一般送配電事業者 <u>又は配電事業者</u> 及び契約申込みを行った系統連系希望者に通知す

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
1 条第 1 項第 2 号から第 3 号までの報告に伴う結果の通知を受けた一般送配電事業者は、対象となる系統連系希望者にその旨通知する。	る。なお、第 9 1 条第 1 項第 2 号から第 3 号までの報告に伴う結果の通知を受けた一般送配電事業者又は配電事業者は、対象となる系統連系希望者にその旨通知する。
(新設)	(供給計画に従い設置等を行った流通設備の設置及び維持に要する費用の額の届出) 第 5 3 条の 3 業務規程第 6 1 条の 3 の規定により届出を行った広域系統整備計画の事業実施主体は、当該計画において再生可能エネルギー発電設備によって創出される便益が見込まれる場合は、再生可能エネルギー電気特措法第 2 8 条第 1 項に規定する交付金（以下「系統設置交付金」という。）の交付を受けることができる。 2 一般送配電事業者又は送電事業者は、前項の系統設置交付金の交付を受けるに当たり、供給計画に従って設置等を行った流通設備（系統設置交付金の交付対象となる広域系統整備計画に係るものに限る。）の使用を開始した日の属する年度から当該流通設備の耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 4 0 年大蔵省令第 1 5 号）別表第 1 又は別表第 2 に掲げる耐用年数をいう。）の期間の末日の属する年度までの間、減価償却が行われる前年度に、広域系統整備計画ごとに当該流通設備を設置及び維持に要する費用の額を、毎年度、本機関に届け出なければならない。
(流通設備の整備の検討の開始) 第 5 4 条 一般送配電事業者は、次の各号に掲げる場合には、流通設備（ただし、連系線を除く。以下、この節において同じ。）の整備に関する検討を開始する。 一～四 (略)	(流通設備の整備の検討の開始) 第 5 4 条 一般送配電事業者及び配電事業者は、次の各号に掲げる場合には、流通設備（ただし、連系線を除く。以下、この節において同じ。）の整備に関する検討を開始する。 一～四 (略)
(流通設備の整備計画の策定) 第 5 5 条 一般送配電事業者は、広域系統長期方針を基礎としつつ、次の各号に掲げる事項（将来の見通しに係る事項については、その蓋然性も含む。）を考慮の上、増強に経済合理性が認められる合理的な流通設備の整備計画を策定する。 一～十六 (略)	(流通設備の整備計画の策定) 第 5 5 条 一般送配電事業者及び配電事業者は、広域系統長期方針を基礎としつつ、次の各号に掲げる事項（将来の見通しに係る事項については、その蓋然性も含む。）を考慮の上、増強に経済合理性が認められる合理的な流通設備の整備計画を策定する。 一～十六 (略)
(流通設備の整備の完了時期) 第 5 6 条 一般送配電事業者は、次の各号に掲げる事項を考慮し、流通設備の整備の完了までに要する期間を見込んだ上で、整備が必要となる時期までに整備を完了するよう努める。 一～七 (略)	(流通設備の整備の完了時期) 第 5 6 条 一般送配電事業者及び配電事業者は、次の各号に掲げる事項を考慮し、流通設備の整備の完了までに要する期間を見込んだ上で、整備が必要となる時期までに整備を完了するよう努める。 一～七 (略)
(流通設備の整備の前提となる諸条件) 第 5 7 条 流通設備の整備の前提となる諸条件は、原則として、次の各号に掲げる考え方に基づいて決定する。 一～六 (略) 七 短絡・地絡故障電流の許容値 一般送配電事業者が定めた電圧階級ごとの許容最大値を超えない範囲で決定する。 八・九 (略)	(流通設備の整備の前提となる諸条件) 第 5 7 条 流通設備の整備の前提となる諸条件は、原則として、次の各号に掲げる考え方に基づいて決定する。 一～六 (略) 七 短絡・地絡故障電流の許容値 一般送配電事業者又は配電事業者が定めた電圧階級ごとの許容最大値を超えない範囲で決定する。 八・九 (略)
(電力系統の性能に関する基準) 第 6 1 条 一般送配電事業者は、流通設備の設備形成を行う場合は、供給支障及び発電支障の発生を抑制又は防止するため、電力系統が第 6 3 条から第 6 5 条までに定める基準（以下「電力系統性能基準」という。）を充足するよう設備形成を行わなければならない。	(電力系統の性能に関する基準) 第 6 1 条 一般送配電事業者及び配電事業者は、流通設備の設備形成を行う場合は、供給支障及び発電支障の発生を抑制又は防止するため、電力系統が第 6 3 条から第 6 5 条までに定める基準（以下「電力系統性能基準」という。）を充足するよう設備形成を行わなければならない。
(設備健全時の基準) 第 6 3 条 電力設備が健全に運用されている状態において、電力系統が充足すべき性能の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。	(設備健全時の基準) 第 6 3 条 電力設備が健全に運用されている状態において、電力系統が充足すべき性能の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>一 (略)</p> <p>二 電圧 電力系統の電圧が次に掲げる観点から適正に維持されること。</p> <p>ア 流通設備の電圧が一般送配電事業者の定める範囲内に維持されること。</p> <p>イ (略)</p> <p>三 (略)</p>	<p>一 (略)</p> <p>二 電圧 電力系統の電圧が次に掲げる観点から適正に維持されること。</p> <p>ア 流通設備の電圧が一般送配電事業者<u>又は配電事業者</u>の定める範囲内に維持されること。</p> <p>イ (略)</p> <p>三 (略)</p>
<p>(電力設備の2箇所同時喪失を伴う故障発生時の対策)</p> <p>第66条 本機関又は一般送配電事業者は、送配電線、変圧器、発電機その他の電力設備の2箇所同時喪失を伴う故障が発生した場合において、当該故障に伴う供給支障及び発電支障の規模や電力系統の安定性に対する影響を考慮し、社会的影響が大きいと懸念される場合には、これを軽減するための対策の実施について検討する。</p>	<p>(電力設備の2箇所同時喪失を伴う故障発生時の対策)</p> <p>第66条 本機関又は一般送配電事業者<u>若しくは配電事業者</u>は、送配電線、変圧器、発電機その他の電力設備の2箇所同時喪失を伴う故障が発生した場合において、当該故障に伴う供給支障及び発電支障の規模や電力系統の安定性に対する影響を考慮し、社会的影響が大きいと懸念される場合には、これを軽減するための対策の実施について検討する。</p>
<p>(詳細事項の公表)</p> <p>第68条 一般送配電事業者は、第54条から第66条までの考え方に基づき、流通設備の整備に関する詳細事項を定め、公表するものとする。</p>	<p>(詳細事項の公表)</p> <p>第68条 一般送配電事業者<u>及び配電事業者</u>は、第54条から第66条までの考え方に基づき、流通設備の整備に関する詳細事項を定め、公表するものとする。</p>
<p>(システムアクセス業務の実施)</p> <p>第69条 一般送配電事業者は、送電系統への発電設備等(送電系統に電力を流入しない発電設備等を除く。以下、第4款を除き、本章において同じ。)及び需要設備の連系等を希望する者からの事前相談、接続検討及び契約申込み等の受付、検討、回答等の業務を行う。</p>	<p>(システムアクセス業務の実施)</p> <p>第69条 一般送配電事業者<u>及び配電事業者</u>は、送電系統への発電設備等(送電系統に電力を流入しない発電設備等を除く。以下、第4款を除き、本章において同じ。)及び需要設備の連系等を希望する者からの事前相談、接続検討及び契約申込み等の受付、検討、回答等の業務を行う。</p>
<p>(申込みの窓口)</p> <p>第70条 系統連系希望者は、次の各号に掲げる一般送配電事業者に対して、システムアクセスの申込みを行う。</p> <p>一 発電設備等に関するシステムアクセス業務 連系等を希望する発電設備等の連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者</p> <p>二 需要設備に関するシステムアクセス業務 需要設備の<u>存する供給区域の</u>一般送配電事業者</p>	<p>(申込みの窓口)</p> <p>第70条 系統連系希望者は、次の各号に掲げる一般送配電事業者<u>又は配電事業者</u>に対して、システムアクセスの申込みを行う。</p> <p>一 発電設備等に関するシステムアクセス業務 連系等を希望する発電設備等の連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者<u>又は配電事業者</u></p> <p>二 需要設備に関するシステムアクセス業務 需要設備の<u>連系先となる送電系統を運用する</u>一般送配電事業者<u>又は配電事業者</u></p>
<p>(本機関に対する事前相談及び接続検討の申込み)</p> <p>第71条 前条の規定にかかわらず、特定系統連系希望者は、本機関に対して、事前相談及び接続検討の申込みを行うことができる。ただし、<u>申込先</u>となる一般送配電事業者が同一の法人又は親子法人等である系統連系希望者は、特定発電設備等に関する事前相談又は接続検討については、本機関に申し込まなければならない。</p>	<p>(本機関に対する事前相談及び接続検討の申込み)</p> <p>第71条 前条の規定にかかわらず、特定系統連系希望者は、本機関に対して、事前相談及び接続検討の申込みを行うことができる。ただし、<u>連系先</u>となる<u>送電系統を運用する</u>一般送配電事業者<u>又は配電事業者</u>(以下、この章において「一般送配電事業者等」という。)が同一の法人又は親子法人等である系統連系希望者は、特定発電設備等に関する事前相談又は接続検討については、本機関に申し込まなければならない。</p>
<p>(システム情報の提示)</p> <p>第72条 一般送配電事業者は、系統連系希望者からシステム情報の閲覧及び説明の要請があった場合は、システム情報ガイドラインに基づき、速やかにかつ誠実にこれに応じるものとする。</p> <p>2 一般送配電事業者は、系統連系希望者から要請があった場合は、系統図上において、連系等を希望する発電設備等又は需要設備の接続先の候補となり得る流通設備の位置及び当該発電設備等又は需要設備の設置地点周辺における流通設備の状況等が把握できるものを提示し、系統連系希望者の求めに応じ説明する。</p> <p>3 一般送配電事業者は、システム情報ガイドラインに基づき前項の要請に応じることができない場合は、系統連系希望者に対して、その理由を説明し、提示可能な範囲で情報を提示する。</p>	<p>(システム情報の提示)</p> <p>第72条 一般送配電事業者等^等は、系統連系希望者からシステム情報の閲覧及び説明の要請があった場合は、システム情報ガイドラインに基づき、速やかにかつ誠実にこれに応じるものとする。</p> <p>2 一般送配電事業者等^等は、系統連系希望者から要請があった場合は、系統図上において、連系等を希望する発電設備等又は需要設備の接続先の候補となり得る流通設備の位置及び当該発電設備等又は需要設備の設置地点周辺における流通設備の状況等が把握できるものを提示し、系統連系希望者の求めに応じ説明する。</p> <p>3 一般送配電事業者等^等は、システム情報ガイドラインに基づき前項の要請に応じることができない場合は、系統連系希望者に対して、その理由を説明し、提示可能な範囲で情報を提示する。</p>
<p>(事前相談の申込みの受付)</p>	<p>(事前相談の申込みの受付)</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>第74条 一般送配電事業者は、系統連系希望者から事前相談の申込書類を受領した場合には、申込書類に必要事項が記載されていることを確認の上、事前相談の申込みを受け付ける。ただし、申込書類に不備があるときは、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で受付を行う。</p> <p>2 一般送配電事業者は、事前相談の申込みを受け付けた場合は、第78条に定める回答期間内の日を回答予定日として、系統連系希望者へ速やかに通知する。</p> <p>3 一般送配電事業者は、前項の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときは、その事実が判明次第速やかに、系統連系希望者に対し、その理由、進捗状況、今後の見込み（延長後の回答予定日を含む。）を通知し、系統連系希望者の要請に応じ、個別の説明を行う。延長後の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときも同様とする。</p> <p>(新設)</p>	<p>第74条 一般送配電事業者等は、系統連系希望者から事前相談の申込書類を受領した場合には、申込書類に必要事項が記載されていることを確認の上、事前相談の申込みを受け付ける。ただし、申込書類に不備があるときは、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で受付を行う。</p> <p>2 一般送配電事業者等は、事前相談の申込みを受け付けた場合は、第78条に定める回答期間内の日を回答予定日として、系統連系希望者へ速やかに通知する。</p> <p>3 一般送配電事業者等は、前項の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときは、その事実が判明次第速やかに、系統連系希望者に対し、その理由、進捗状況、今後の見込み（延長後の回答予定日を含む。）を通知し、系統連系希望者の要請に応じ、個別の説明を行う。延長後の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときも同様とする。</p> <p><u>4 一般送配電事業者等は、系統連系希望者から事前相談の申込みを受け付けた場合は、申込内容に基づき、関連する他の一般送配電事業者又は配電事業者に対し、事前相談に関する検討を速やかに依頼する。</u></p>
<p>(特定系統連系希望者からの事前相談の受付・回答状況の共有)</p> <p>第75条 一般送配電事業者は、特定系統連系希望者から事前相談の申込みを受け付けた場合には、受付後速やかに、本機関に対し、事前相談を受け付けた旨、受付日及び回答予定日を報告する。</p> <p>2 一般送配電事業者は、前項の申込みに対する回答を行った場合には、回答後速やかに、本機関に対し、回答概要及び回答日を報告する。</p> <p>3 一般送配電事業者は、特定系統連系希望者に通知した第1項の回答予定日までに回答できない可能性が生じた場合には、その事実が判明次第速やかに、本機関に対し、その旨（延長後の回答予定日を含む。）を報告し、本機関の要請に応じ、個別の説明を行う。延長後の回答予定日までに回答できない可能性が生じた場合も同様とする。</p>	<p>(特定系統連系希望者からの事前相談の受付・回答状況の共有)</p> <p>第75条 一般送配電事業者等は、特定系統連系希望者から事前相談の申込みを受け付けた場合には、受付後速やかに、本機関に対し、事前相談を受け付けた旨、受付日及び回答予定日を報告する。</p> <p>2 一般送配電事業者等は、前項の申込みに対する回答を行った場合には、回答後速やかに、本機関に対し、回答概要及び回答日を報告する。</p> <p>3 一般送配電事業者等は、特定系統連系希望者に通知した第1項の回答予定日までに回答できない可能性が生じた場合には、その事実が判明次第速やかに、本機関に対し、その旨（延長後の回答予定日を含む。）を報告し、本機関の要請に応じ、個別の説明を行う。延長後の回答予定日までに回答できない可能性が生じた場合も同様とする。</p>
<p>(事前相談の申込みに対する検討)</p> <p>第76条 一般送配電事業者は、事前相談の申込みの受付後、事前相談の回答に必要な事項について検討を実施する。</p>	<p>(事前相談の申込みに対する検討)</p> <p>第76条 一般送配電事業者等は、事前相談の申込みの受付後、事前相談の回答に必要な事項について検討を実施する。</p>
<p>(事前相談の回答)</p> <p>第77条 一般送配電事業者は、前条の検討が完了したときは、系統連系希望者に対し、次の各号に掲げる事項について回答するとともに必要な説明を行う。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 希望受電電圧が高圧であって、配電用変電所が存在しない一部の離島系統の場合 ア・イ (略)</p> <p>2 一般送配電事業者は、前項の回答に際し、系統連系希望者の求めに応じ、国が定める系統情報ガイドラインに基づき、標準化された電源線敷設の単価及び工期の目安を提示する。</p>	<p>(事前相談の回答)</p> <p>第77条 一般送配電事業者等は、前条の検討が完了したときは、系統連系希望者に対し、次の各号に掲げる事項について回答するとともに必要な説明を行う。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 希望受電電圧が高圧であって、配電用変電所が存在しない一部の離島等系統の場合 ア・イ (略)</p> <p>2 一般送配電事業者等は、前項の回答に際し、系統連系希望者の求めに応じ、国が定める系統情報ガイドラインに基づき、標準化された電源線敷設の単価及び工期の目安を提示する。</p>
<p>(事前相談の回答期間)</p> <p>第78条 一般送配電事業者は、事前相談の回答を、原則として、事前相談の申込みの受付日から1か月以内に行うものとする。</p>	<p>(事前相談の回答期間)</p> <p>第78条 一般送配電事業者等は、事前相談の回答を、原則として、事前相談の申込みの受付日から1か月以内に行うものとする。</p>
<p>(接続検討の申込み)</p> <p>第79条 発電設備等と高圧又は特別高圧の送電系統の連系等を希望する系統連系希望者は、次の各号に掲げる場合においては、契約申込みに先立ち、接続検討の申込みを行わなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 発電設備等の全部若しくは一部又は付帯設備の変更（更新を含み、以下、この条及び次条において「発電設備等の変更」という。）を行う場合。ただし、変更前の当該発電設備等が最新の系統連系</p>	<p>(接続検討の申込み)</p> <p>第79条 発電設備等と高圧又は特別高圧の送電系統の連系等を希望する系統連系希望者は、次の各号に掲げる場合においては、契約申込みに先立ち、接続検討の申込みを行わなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 発電設備等の全部若しくは一部又は付帯設備の変更（更新を含み、以下、この条及び次条において「発電設備等の変更」という。）を行う場合。ただし、変更前の当該発電設備等が最新の系統連系</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>技術要件（託送供給等約款別冊で定める系統に連系する設備に関する技術要件をいう。以下同じ。）に適合するときであって、次のア又はイの規定に該当するときは除く。</p> <p>ア （略）</p> <p>イ 次条の規定により、一般送配電事業者が接続検討を不要と判断したとき</p> <p>三・四 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>技術要件（託送供給等約款別冊で定める系統に連系する設備に関する技術要件をいう。以下同じ。）に適合するときであって、次のア又はイの規定に該当するときは除く。</p> <p>ア （略）</p> <p>イ 次条の規定により、一般送配電事業者等が接続検討を不要と判断したとき</p> <p>三・四 （略）</p> <p>2 （略）</p>
<p>(発電設備等の変更に伴う接続検討の要否確認)</p> <p>第80条 系統連系希望者は、発電設備等の変更を行う場合において、次の各号に該当するときは、<u>連系等を希望する発電設備等の連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者</u>に対し、接続検討の要否を確認することができる。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、特定系統連系希望者については、本機関に対して、接続検討の要否確認を行うことができる。ただし、経済産業大臣から一般送配電事業の許可を受けている系統連系希望者又は一般送配電事業者が親子法人等である系統連系希望者が、特定発電設備等に関する接続検討の要否の確認を希望する場合は、本機関に対し、要否の確認を行わなければならない。</p> <p>3 一般送配電事業者は、接続検討の要否確認を受けた場合において、接続検討の要否について検討を行う。この場合、一般送配電事業者は、変更前の当該発電設備等が最新の系統連系技術要件に適合するときであって、発電設備等の変更に伴う事実関係の変動で新たな系統増強工事や運用上の制約が発生しないことが明らかであるときに限り、接続検討を不要とすることができる。</p> <p>4 一般送配電事業者は、前項の検討完了後速やかに、接続検討の要否確認を行った系統連系希望者に対して、確認結果を通知する。</p> <p>5 系統連系希望者は、接続検討の要否の確認を行った場合は、一般送配電事業者の求めに応じ、必要な情報を提供しなければならない。</p>	<p>(発電設備等の変更に伴う接続検討の要否確認)</p> <p>第80条 系統連系希望者は、発電設備等の変更を行う場合において、次の各号に該当するときは、<u>一般送配電事業者等</u>に対し、接続検討の要否を確認することができる。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、特定系統連系希望者については、本機関に対して、接続検討の要否確認を行うことができる。ただし、経済産業大臣から一般送配電事業若しくは配電事業の許可を受けている系統連系希望者又は一般送配電事業者等が親子法人等である系統連系希望者が、特定発電設備等に関する接続検討の要否の確認を希望する場合は、本機関に対し、要否の確認を行わなければならない。</p> <p>3 一般送配電事業者等は、接続検討の要否確認を受けた場合において、接続検討の要否について検討を行う。この場合、一般送配電事業者等は、変更前の当該発電設備等が最新の系統連系技術要件に適合するときであって、発電設備等の変更に伴う事実関係の変動で新たな系統増強工事や運用上の制約が発生しないことが明らかであるときに限り、接続検討を不要とすることができる。</p> <p>4 一般送配電事業者等は、前項の検討完了後速やかに、接続検討の要否確認を行った系統連系希望者に対して、確認結果を通知する。</p> <p>5 系統連系希望者は、接続検討の要否の確認を行った場合は、一般送配電事業者等の求めに応じ、必要な情報を提供しなければならない。</p>
<p>(接続検討の申込みの受付)</p> <p>第81条 一般送配電事業者は、系統連系希望者から接続検討の申込書類を受領した場合には、申込書類に必要事項が記載されていること及び第83条に定める検討料が入金されていること（ただし、検討料が不要な場合は除く。）を確認の上、接続検討の申込みを受け付ける。ただし、申込書類に不備があるときは、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で受付を行う。</p> <p>2 一般送配電事業者は、系統連系希望者にとって申込書類に記載することが困難な事項がある場合において、代替のデータを使用する等して、当該事項の記載がなくとも接続検討の申込みに対する検討を実施することができるときには、当該事項の記載を省略することを認めるものとする。この場合、系統連系希望者は、記載を省略した事項に関する情報が明らかとなった時点で、速やかに当該情報を一般送配電事業者^等に通知しなければならない。</p> <p>3 一般送配電事業者は、接続検討の申込みを受け付けた場合は、第86条に定める回答期間内の日を回答予定日として、系統連系希望者へ速やかに通知する。</p> <p>4 一般送配電事業者は、前項の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときは、その事実が判明次第速やかに、系統連系希望者に対し、その理由、進捗状況、今後の見込み（延長後の回答予定日を含む。）を通知し、系統連系希望者の要請に応じ、個別の説明を行う。延長後の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときも同様とする。</p> <p>(新設)</p>	<p>(接続検討の申込みの受付)</p> <p>第81条 一般送配電事業者等は、系統連系希望者から接続検討の申込書類を受領した場合には、申込書類に必要事項が記載されていること及び第83条に定める検討料が入金されていること（ただし、検討料が不要な場合は除く。）を確認の上、接続検討の申込みを受け付ける。ただし、申込書類に不備があるときは、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で受付を行う。</p> <p>2 一般送配電事業者等は、系統連系希望者にとって申込書類に記載することが困難な事項がある場合において、代替のデータを使用する等して、当該事項の記載がなくとも接続検討の申込みに対する検討を実施することができるときには、当該事項の記載を省略することを認めるものとする。この場合、系統連系希望者は、記載を省略した事項に関する情報が明らかとなった時点で、速やかに当該情報を一般送配電事業者等^等に通知しなければならない。</p> <p>3 一般送配電事業者等は、接続検討の申込みを受け付けた場合は、第86条に定める回答期間内の日を回答予定日として、系統連系希望者へ速やかに通知する。</p> <p>4 一般送配電事業者等は、前項の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときは、その事実が判明次第速やかに、系統連系希望者に対し、その理由、進捗状況、今後の見込み（延長後の回答予定日を含む。）を通知し、系統連系希望者の要請に応じ、個別の説明を行う。延長後の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときも同様とする。</p> <p>5 <u>一般送配電事業者等</u>は、系統連系希望者から接続検討の申込みを受け付けた場合は、申込内容に基</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
	<u>づき、関連する他の一般送配電事業者又は配電事業者に対し、接続検討に関する検討を速やかに依頼する。</u>
<p>(特定系統連系希望者からの接続検討の受付・回答状況の共有)</p> <p>第 8 2 条 一般送配電事業者は、特定系統連系希望者から接続検討の申込みを受け付けた場合には、受付後速やかに、本機関に対し、接続検討を受け付けた旨、受付日及び回答予定日を報告する。</p> <p>2 一般送配電事業者は、前項の申込みに対する回答を行った場合には、回答後速やかに、本機関に対し、回答概要及び回答日を報告する。</p> <p>3 一般送配電事業者は、特定系統連系希望者に通知した第 1 項の回答予定日までに回答できない可能性が生じた場合には、その事実が判明次第速やかに、本機関に対し、その旨（延長後の回答予定日を含む。）を報告し、本機関の要請に応じ、個別の説明を行う。延長後の回答予定日までに回答できない可能性が生じた場合も同様とする。</p>	<p>(特定系統連系希望者からの接続検討の受付・回答状況の共有)</p> <p>第 8 2 条 一般送配電事業者等は、特定系統連系希望者から接続検討の申込みを受け付けた場合には、受付後速やかに、本機関に対し、接続検討を受け付けた旨、受付日及び回答予定日を報告する。</p> <p>2 一般送配電事業者等は、前項の申込みに対する回答を行った場合には、回答後速やかに、本機関に対し、回答概要及び回答日を報告する。</p> <p>3 一般送配電事業者等は、特定系統連系希望者に通知した第 1 項の回答予定日までに回答できない可能性が生じた場合には、その事実が判明次第速やかに、本機関に対し、その旨（延長後の回答予定日を含む。）を報告し、本機関の要請に応じ、個別の説明を行う。延長後の回答予定日までに回答できない可能性が生じた場合も同様とする。</p>
<p>(接続検討の検討料)</p> <p>第 8 3 条 一般送配電事業者は、接続検討の申込みがあったときは、系統連系希望者に対し、一般送配電事業者が定める接続検討の検討料の額を通知するとともに、検討料の支払いに必要となる書類を送付する。ただし、次の各号に掲げる場合は検討料を不要とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 系統連系希望者は、前項の書類を受領した場合には、速やかに検討料を支払い、検討料の支払後、一般送配電事業者はその旨を通知しなければならない。</p>	<p>(接続検討の検討料)</p> <p>第 8 3 条 一般送配電事業者等は、接続検討の申込みがあったときは、系統連系希望者に対し、一般送配電事業者等が定める接続検討の検討料の額を通知するとともに、検討料の支払いに必要となる書類を送付する。ただし、次の各号に掲げる場合は検討料を不要とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 系統連系希望者は、前項の書類を受領した場合には、速やかに検討料を支払い、検討料の支払後、一般送配電事業者等にその旨を通知しなければならない。</p>
<p>(接続検討の申込みに対する検討)</p> <p>第 8 4 条 一般送配電事業者は、接続検討の申込みの受付後、接続検討の回答に必要な事項について検討を実施する。</p> <p>2 一般送配電事業者は、系統連系希望者に対し、申込書類の記載事項のほか、前項の検討に必要な情報がある場合には、当該情報の提供を求めることができる。この場合、一般送配電事業者は、系統連系希望者に対し、提供を求める情報が必要となる理由を説明しなければならない。</p>	<p>(接続検討の申込みに対する検討)</p> <p>第 8 4 条 一般送配電事業者等は、接続検討の申込みの受付後、接続検討の回答に必要な事項について検討を実施する。</p> <p>2 一般送配電事業者等は、系統連系希望者に対し、申込書類の記載事項のほか、前項の検討に必要な情報がある場合には、当該情報の提供を求めることができる。この場合、一般送配電事業者等は、系統連系希望者に対し、提供を求める情報が必要となる理由を説明しなければならない。</p>
<p>(接続検討の回答)</p> <p>第 8 5 条 一般送配電事業者は、前条第 1 項の検討が完了したときは、系統連系希望者に対し、次の各号に掲げる事項について書面にて回答するとともに必要な説明を行う。</p> <p>一～八 (略)</p> <p>2 一般送配電事業者は、前条第 1 項の規定による検討結果が以下の条件に該当する場合には、前項の接続検討の回答書に、次の各号に記載する内容を明示しなければならない。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>3 一般送配電事業者は、前項第 1 号に掲げる条件に該当する場合には、系統連系希望者に対する回答に先立ち、本機関に対し、その旨並びに申込概要及び回答概要を報告しなければならない。ただし、接続検討の結果が、前項第 2 号に掲げる条件にも該当する場合には、一般送配電事業者は、その旨も併せて報告するものとする。</p> <p>4 一般送配電事業者は、前条第 1 項の規定による検討結果が、第 2 項第 1 号に掲げる条件に該当せず、かつ、第 2 項第 2 号の規定に該当する場合には、業務規程第 7 2 条第 3 項第 2 号の規定に準じて、系統連系希望者に対し、電源接続案件一括検討プロセスの対象となる可能性があること及び同プロセス開始に至る手続について、必要な説明を行う。</p>	<p>(接続検討の回答)</p> <p>第 8 5 条 一般送配電事業者等は、前条第 1 項の検討が完了したときは、系統連系希望者に対し、次の各号に掲げる事項について書面にて回答するとともに必要な説明を行う。</p> <p>一～八 (略)</p> <p>2 一般送配電事業者等は、前条第 1 項の規定による検討結果が以下の条件に該当する場合には、前項の接続検討の回答書に、次の各号に記載する内容を明示しなければならない。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>3 一般送配電事業者等は、前項第 1 号に掲げる条件に該当する場合には、系統連系希望者に対する回答に先立ち、本機関に対し、その旨並びに申込概要及び回答概要を報告しなければならない。ただし、接続検討の結果が、前項第 2 号に掲げる条件にも該当する場合には、一般送配電事業者等は、その旨も併せて報告するものとする。</p> <p>4 一般送配電事業者等は、前条第 1 項の規定による検討結果が、第 2 項第 1 号に掲げる条件に該当せず、かつ、第 2 項第 2 号の規定に該当する場合には、業務規程第 7 2 条第 3 項第 2 号の規定に準じて、系統連系希望者に対し、電源接続案件一括検討プロセスの対象となる可能性があること及び同プロセス開始に至る手続について、必要な説明を行う。</p>
<p>(接続検討の回答期間)</p> <p>第 8 6 条 一般送配電事業者は、次の各号の区分に応じ、接続検討の回答を、原則として、次の各号に</p>	<p>(接続検討の回答期間)</p> <p>第 8 6 条 一般送配電事業者等は、次の各号の区分に応じ、接続検討の回答を、原則として、次の各号</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>掲げる期間内に行うものとする。</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>に掲げる期間内に行うものとする。</p> <p>一・二 (略)</p>
<p>(発電設備等に関する契約申込みの受付)</p> <p>第88条 一般送配電事業者は、発電設備等に関する契約申込みの申込書類を受領した場合には、次の各号の区分に応じ、次の各号に掲げる内容を確認の上、契約申込みを受け付ける。ただし、申込書類に不備がある場合には、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で契約申込みの受付を行う。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 一般送配電事業者は、系統連系希望者にとって申込書類に記載することが困難な事項がある場合において、代替のデータを使用する等して、当該事項の記載がなくとも発電設備等に関する契約申込みに対する検討を実施することができるときには、当該事項の記載を省略することを認めるものとする。この場合、系統連系希望者は、記載を省略した事項に関する情報が明らかとなった時点で、速やかに当該情報を一般送配電事業者へ通知しなければならない。</p> <p>3 一般送配電事業者は、発電設備等に関する契約申込みを受け付けた場合は、第98条に定める回答期間内の日を回答予定日として、系統連系希望者へ速やかに通知する。</p> <p>4 一般送配電事業者は、前項の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときは、その事実が判明次第速やかに、系統連系希望者に対し、その理由、進捗状況、今後の見込み(延長後の回答予定日を含む。)を通知し、系統連系希望者の要請に応じ、個別の説明を行う。延長後の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときも同様とする。</p> <p>(新設)</p>	<p>(発電設備等に関する契約申込みの受付)</p> <p>第88条 一般送配電事業者等は、発電設備等に関する契約申込みの申込書類を受領した場合には、次の各号の区分に応じ、次の各号に掲げる内容を確認(第5項に規定する関連する他の一般送配電事業者又は配電事業者の確認も含む。)の上、契約申込みを受け付ける。ただし、申込書類に不備がある場合には、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で契約申込みの受付を行う。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 一般送配電事業者等は、系統連系希望者にとって申込書類に記載することが困難な事項がある場合において、代替のデータを使用する等して、当該事項の記載がなくとも発電設備等に関する契約申込みに対する検討を実施することができるときには、当該事項の記載を省略することを認めるものとする。この場合、系統連系希望者は、記載を省略した事項に関する情報が明らかとなった時点で、速やかに当該情報を一般送配電事業者等に通知しなければならない。</p> <p>3 一般送配電事業者等は、発電設備等に関する契約申込みを受け付けた場合は、第98条に定める回答期間内の日を回答予定日として、系統連系希望者へ速やかに通知する。</p> <p>4 一般送配電事業者等は、前項の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときは、その事実が判明次第速やかに、系統連系希望者に対し、その理由、進捗状況、今後の見込み(延長後の回答予定日を含む。)を通知し、系統連系希望者の要請に応じ、個別の説明を行う。延長後の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときも同様とする。</p> <p>5 <u>一般送配電事業者等は、系統連系希望者から発電設備等に関する契約申込みを受け付けた場合は、申込内容に基づき、関連する他の一般送配電事業者又は配電事業者に対し、契約申込みに関する検討を速やかに依頼する。</u></p>
<p>(発電設備等に関する契約申込みの保証金)</p> <p>第88条の2 一般送配電事業者は、発電設備等に関する契約申込みの申込書類を受領した場合には、系統連系希望者に対し、業務規程第74条の2に定める算定方法に応じた保証金の額を通知するとともに、保証金の支払いに必要となる書類を送付する。ただし、保証金を要しない場合は除く。</p> <p>2 系統連系希望者は、前項の書類を受領した場合には、速やかに保証金を支払い、保証金の支払後、一般送配電事業者へその旨を通知しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 一般送配電事業者は、工事費負担金契約締結前に、次の各号に掲げる事情が生じた場合において、系統連系希望者が契約申込みを取り下げ、又は、接続契約が解除等によって終了したときは、系統連系希望者が支払った保証金を返還する。</p> <p>一～三 (略)</p>	<p>(発電設備等に関する契約申込みの保証金)</p> <p>第88条の2 一般送配電事業者等は、発電設備等に関する契約申込みの申込書類を受領した場合には、系統連系希望者に対し、業務規程第74条の2に定める算定方法に応じた保証金の額を通知するとともに、保証金の支払いに必要となる書類を送付する。ただし、保証金を要しない場合は除く。</p> <p>2 系統連系希望者は、前項の書類を受領した場合には、速やかに保証金を支払い、保証金の支払後、一般送配電事業者等にその旨を通知しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 一般送配電事業者等は、工事費負担金契約締結前に、次の各号に掲げる事情が生じた場合において、系統連系希望者が契約申込みを取り下げ、又は、接続契約が解除等によって終了したときは、系統連系希望者が支払った保証金を返還する。</p> <p>一～三 (略)</p>
<p>(接続検討の申込みを行っていない場合等の取扱い)</p> <p>第89条 第88条第1項の規定にかかわらず、一般送配電事業者は、第79条第1項に掲げる場合において、次の各号に掲げるときは、発電設備等に関する契約申込みを受け付けず、接続検討の申込みその他の適切な対応を行うよう求めるものとする。</p> <p>一～七 (略)</p> <p>2 前項各号に掲げる場合においては、一般送配電事業者は、系統連系希望者に対し、接続検討の申込みその他の適切な対応を求める理由を説明する。</p> <p>3 第1項第2号及び第3号の規定にかかわらず、一般送配電事業者は、発電設備等に関する契約申込</p>	<p>(接続検討の申込みを行っていない場合等の取扱い)</p> <p>第89条 第88条第1項の規定にかかわらず、一般送配電事業者等は、第79条第1項に掲げる場合において、次の各号に掲げるときは、発電設備等に関する契約申込みを受け付けず、接続検討の申込みその他の適切な対応を行うよう求めるものとする。</p> <p>一～七 (略)</p> <p>2 前項各号に掲げる場合においては、一般送配電事業者等は、系統連系希望者に対し、接続検討の申込みその他の適切な対応を求める理由を説明する。</p> <p>3 第1項第2号及び第3号の規定にかかわらず、一般送配電事業者等は、発電設備等に関する契約申込</p>

変 更 前 (変更点の下線)	変 更 後 (変更点の下線)
<p>みの内容と接続検討の回答内容の差異又は接続検討の前提となる事実関係の変動が契約申込みに伴う技術検討の内容に影響を与えないことが明らかであると認める場合は、発電設備等に関する契約申込みを受け付けることができる。</p>	<p>込みの内容と接続検討の回答内容の差異又は接続検討の前提となる事実関係の変動が契約申込みに伴う技術検討の内容に影響を与えないことが明らかであると認める場合は、発電設備等に関する契約申込みを受け付けることができる。</p>
<p>(特定系統連系希望者からの発電設備等に関する契約申込みの受付・回答状況の共有)</p> <p>第90条 一般送配電事業者は、特定系統連系希望者から発電設備等に関する契約申込みを受け付けた場合には、受付後速やかに、本機関に対し、発電設備等に関する契約申込みを受け付けた旨、受付日及び回答予定日を報告する。</p> <p>2 一般送配電事業者は、前項の申込みに対する回答を行った場合には、回答後速やかに、本機関に対し、回答概要及び回答日を報告する。</p> <p>3 一般送配電事業者は、特定系統連系希望者に通知した第1項の回答予定日までに回答できない可能性が生じた場合には、その事実が判明次第速やかに、本機関に対し、その旨(延長後の回答予定日を含む。)を報告し、本機関の要請に応じ、個別の説明を行う。延長後の回答予定日までに回答できない可能性が生じた場合も同様とする。</p>	<p>(特定系統連系希望者からの発電設備等に関する契約申込みの受付・回答状況の共有)</p> <p>第90条 一般送配電事業者等は、特定系統連系希望者から発電設備等に関する契約申込みを受け付けた場合には、受付後速やかに、本機関に対し、発電設備等に関する契約申込みを受け付けた旨、受付日及び回答予定日を報告する。</p> <p>2 一般送配電事業者等は、前項の申込みに対する回答を行った場合には、回答後速やかに、本機関に対し、回答概要及び回答日を報告する。</p> <p>3 一般送配電事業者等は、特定系統連系希望者に通知した第1項の回答予定日までに回答できない可能性が生じた場合には、その事実が判明次第速やかに、本機関に対し、その旨(延長後の回答予定日を含む。)を報告し、本機関の要請に応じ、個別の説明を行う。延長後の回答予定日までに回答できない可能性が生じた場合も同様とする。</p>
<p>(計画策定プロセス開始の要否の確認)</p> <p>第91条 一般送配電事業者は、次の各号に掲げる場合には、速やかに系統連系工事の概要等を本機関に報告し、業務規程第51条第1号の規定により、計画策定プロセスが開始されるか否かを確認しなければならない。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>2 一般送配電事業者は、前項に掲げる場合においては、系統連系希望者に対し、本機関へ計画策定プロセスが開始されるか否かの確認を行っている旨を書面にて通知しなければならない。</p> <p>3 一般送配電事業者は、本機関から計画策定プロセスを開始しない旨の通知を受領した後に、発電設備等に関する契約申込みに対する検討及び回答を行うものとし、第33条第4項の規定による通知の受領前に行った回答は無効とする。</p>	<p>(計画策定プロセス開始の要否の確認)</p> <p>第91条 一般送配電事業者等は、次の各号に掲げる場合には、速やかに系統連系工事の概要等を本機関に報告し、業務規程第51条第1号の規定により、計画策定プロセスが開始されるか否かを確認しなければならない。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>2 一般送配電事業者等は、前項に掲げる場合においては、系統連系希望者に対し、本機関へ計画策定プロセスが開始されるか否かの確認を行っている旨を書面にて通知しなければならない。</p> <p>3 一般送配電事業者等は、本機関から計画策定プロセスを開始しない旨の通知を受領した後に、発電設備等に関する契約申込みに対する検討及び回答を行うものとし、第33条第4項の規定による通知の受領前に行った回答は無効とする。</p>
<p>(送電系統の暫定的な容量確保)</p> <p>第92条 一般送配電事業者は、発電設備等に関する契約申込みの受付時点をもって、当該時点以後に受け付ける他の系統アクセス業務において、送電系統(ただし、連系線は除く。以下、この条において同じ。)へ契約申込みを受け付けた発電設備等が連系等されたものとして取扱い、暫定的に送電系統の容量を確保する。ただし、送電系統の容量を確保しなくとも、発電設備等に関する契約申込みの申込内容に照らして、申込者の利益を害しないことが明らかである場合は、この限りでない。</p> <p>(新設)</p>	<p>(送電系統の暫定的な容量確保)</p> <p>第92条 一般送配電事業者及び配電事業者は、発電設備等に関する契約申込みの受付時点をもって、当該時点以後に受け付ける他の系統アクセス業務において、送電系統(ただし、連系線は除く。以下、この条において同じ。)へ契約申込みを受け付けた発電設備等が連系等されたものとして取扱い、暫定的に送電系統の容量を確保する。ただし、送電系統の容量を確保しなくとも、発電設備等に関する契約申込みの申込内容に照らして、申込者の利益を害しないことが明らかである場合は、この限りでない。</p> <p>2 <u>一般送配電事業者等は、発電設備等に関する契約申込みを受け付けた場合は、申込内容に基づき、関連する他の一般送配電事業者又は配電事業者に対し、速やかにその旨を通知しなければならない。</u></p>
<p>(暫定的な容量確保の特例)</p> <p>第93条 一般送配電事業者は、前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる内容にしたがって、送電系統に暫定的に容量を確保する。</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>(暫定的な容量確保の特例)</p> <p>第93条 一般送配電事業者及び配電事業者は、前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる内容にしたがって、送電系統に暫定的に容量を確保する。</p> <p>一・二 (略)</p>
<p>(送電系統の容量確保の取消し)</p> <p>第94条 一般送配電事業者は、次の各号に掲げる場合には、前2条の規定により暫定的に確保した送電系統の容量の全部又は一部を取り消すことができる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 一般送配電事業者が、第96条の回答において、系統連系希望者が希望する連系等を承諾できな</p>	<p>(送電系統の容量確保の取消し)</p> <p>第94条 一般送配電事業者及び配電事業者は、次の各号に掲げる場合には、前2条の規定により暫定的に確保した送電系統の容量の全部又は一部を取り消すことができる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 一般送配電事業者等が、第96条の回答において、系統連系希望者が希望する連系等を承諾でき</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>い旨の回答を行った場合 三～六 (略)</p>	<p>ない旨の回答を行った場合 三～六 (略)</p>
<p>(発電設備等に関する契約申込みに対する検討) 第95条 一般送配電事業者は、発電設備等に関する契約申込みの受付後、第84条第1項の規定に準じて、当該契約申込みに対する検討を実施する。 2 一般送配電事業者は、系統連系希望者に対し、申込書類の記載事項のほか、前項の検討に必要な情報がある場合には、当該情報の提供を求めることができる。この場合、一般送配電事業者は、系統連系希望者に対し、提供を求める情報が必要となる理由を説明しなければならない。</p>	<p>(発電設備等に関する契約申込みに対する検討) 第95条 一般送配電事業者等は、発電設備等に関する契約申込みの受付後、第84条第1項の規定に準じて、当該契約申込みに対する検討を実施する。 2 一般送配電事業者等は、系統連系希望者に対し、申込書類の記載事項のほか、前項の検討に必要な情報がある場合には、当該情報の提供を求めることができる。この場合、一般送配電事業者等は、系統連系希望者に対し、提供を求める情報が必要となる理由を説明しなければならない。</p>
<p>(発電設備等に関する契約申込みの回答) 第96条 一般送配電事業者は、前条第1項の検討が完了した場合には、系統連系希望者に対し、発電設備等に関する契約申込みに対する回答を書面にて通知し、必要な説明を行う。 2 一般送配電事業者は、正当な理由がなければ、受付を行った発電設備等に関する契約申込みに対して承諾しない旨の回答を行ってはならない。</p>	<p>(発電設備等に関する契約申込みの回答) 第96条 一般送配電事業者等は、前条第1項の検討が完了した場合には、系統連系希望者に対し、発電設備等に関する契約申込みに対する回答を書面にて通知し、必要な説明を行う。 2 一般送配電事業者等は、正当な理由がなければ、受付を行った発電設備等に関する契約申込みに対して承諾しない旨の回答を行ってはならない。</p>
<p>(送電系統の容量の確定) 第97条 一般送配電事業者は、前条又は第123条の4の回答が系統連系希望者の希望する連系等を承諾する旨の回答（以下「連系承諾」という。）である場合には、連系承諾の通知時点をもって、第92条の規定により暫定的に確保した送電系統の容量を確定させる。 2 一般送配電事業者は、次の各号に掲げる事情が生じた場合には、前項の規定により確定した送電系統の容量を取り消す。 一～三 (略)</p>	<p>(送電系統の容量の確定) 第97条 一般送配電事業者及び配電事業者は、前条又は第123条の4の回答が系統連系希望者の希望する連系等を承諾する旨の回答（以下「連系承諾」という。）である場合には、連系承諾の通知時点をもって、第92条の規定により暫定的に確保した送電系統の容量を確定させる。 2 一般送配電事業者及び配電事業者は、次の各号に掲げる事情が生じた場合には、前項の規定により確定した送電系統の容量を取り消す。 一～三 (略)</p>
<p>(発電設備等に関する契約申込みの回答期間) 第98条 一般送配電事業者は、次の各号の区分に応じ、発電設備等に関する契約申込みの回答を、原則として、次の各号に掲げる期間内に行うものとする。 一・二 (略)</p>	<p>(発電設備等に関する契約申込みの回答期間) 第98条 一般送配電事業者等は、次の各号の区分に応じ、発電設備等に関する契約申込みの回答を、原則として、次の各号に掲げる期間内に行うものとする。 一・二 (略)</p>
<p>(発電設備等に関する契約申込みに対する検討結果が接続検討の回答と異なる場合の取扱い) 第99条 一般送配電事業者は、発電設備等に関する契約申込みに対する検討結果が接続検討の回答と異なる場合には、系統連系希望者に対し、差異が生じた旨及びその理由を説明しなければならない。 2 前項の案件が、本機関が特定系統連系希望者又は国に対して接続検討の回答を行った案件である場合には、一般送配電事業者は、本機関に対し、特定系統連系希望者への回答に先立ち、発電設備等に関する契約申込みに対する検討結果を提出するとともに、検討結果に差異が生じた理由を説明する。ただし、検討結果の差異が工事費負担金の増加、工期の長期化及び特定系統連系希望者側の設備対策の追加のいずれも伴わない軽微なものである場合は、特定系統連系希望者に対する回答後、本機関に対し、差異の概要を記載した書面を提出すれば足りるものとする。 3 一般送配電事業者は、本機関が業務規程第97条第1項の確認及び検証により、発電設備等に関する契約申込みに対する再検討が必要と認めるときは、再度、第95条第1項の検討を行い、その結果を本機関に報告する。 4 一般送配電事業者は、本機関が業務規程第97条第1項の確認及び検証により、検討結果が妥当であると判断し、その旨の通知を受けたときは、速やかに特定系統連系希望者に検討結果の回答を行わなければならない。ただし、第2項ただし書の規定により回答を行っている場合は、この限りでない。</p>	<p>(発電設備等に関する契約申込みに対する検討結果が接続検討の回答と異なる場合の取扱い) 第99条 一般送配電事業者等は、発電設備等に関する契約申込みに対する検討結果が接続検討の回答と異なる場合には、系統連系希望者に対し、差異が生じた旨及びその理由を説明しなければならない。 2 前項の案件が、本機関が特定系統連系希望者又は国に対して接続検討の回答を行った案件である場合には、一般送配電事業者等は、本機関に対し、特定系統連系希望者への回答に先立ち、発電設備等に関する契約申込みに対する検討結果を提出するとともに、検討結果に差異が生じた理由を説明する。ただし、検討結果の差異が工事費負担金の増加、工期の長期化及び特定系統連系希望者側の設備対策の追加のいずれも伴わない軽微なものである場合は、特定系統連系希望者に対する回答後、本機関に対し、差異の概要を記載した書面を提出すれば足りるものとする。 3 一般送配電事業者等は、本機関が業務規程第97条第1項の確認及び検証により、発電設備等に関する契約申込みに対する再検討が必要と認めるときは、再度、第95条第1項の検討を行い、その結果を本機関に報告する。 4 一般送配電事業者等は、本機関が業務規程第97条第1項の確認及び検証により、検討結果が妥当であると判断し、その旨の通知を受けたときは、速やかに特定系統連系希望者に検討結果の回答を行わなければならない。ただし、第2項ただし書の規定により回答を行っている場合は、この限りでない。</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>(工事費負担金契約の締結等)</p> <p>第103条 (略)</p> <p>2 工事費負担金は、原則として、一般送配電事業者が連系等に必要な工事に着手するまでに、一括して支払うものとする。ただし、系統連系希望者は、連系等に必要な工事が長期にわたる場合には、一般送配電事業者に対し、支払条件の変更について協議を求めることができる。</p> <p>3 一般送配電事業者は、前項ただし書の協議の結果を踏まえ、合理的な範囲内で支払条件の変更に応じるものとする。</p>	<p>(工事費負担金契約の締結等)</p> <p>第103条 (略)</p> <p>2 工事費負担金は、原則として、一般送配電事業者等が連系等に必要な工事に着手するまでに、一括して支払うものとする。ただし、系統連系希望者は、連系等に必要な工事が長期にわたる場合には、一般送配電事業者等に対し、支払条件の変更について協議を求めることができる。</p> <p>3 一般送配電事業者等は、前項ただし書の協議の結果を踏まえ、合理的な範囲内で支払条件の変更に応じるものとする。</p>
<p>(連系等の実施)</p> <p>第104条 系統連系希望者と一般送配電事業者は、連系等の開始までに、連系等に関する諸条件を協議の上、決定し、送電系統への発電設備等の連系等を行う。</p>	<p>(連系等の実施)</p> <p>第104条 系統連系希望者と一般送配電事業者等は、連系等の開始までに、連系等に関する諸条件を協議の上、決定し、送電系統への発電設備等の連系等を行う。</p>
<p>(連系承諾後に連系等を拒むことができる場合)</p> <p>第105条 一般送配電事業者は、連系承諾後、次の各号に掲げる事情が生じた場合その他の正当な理由があれば、連系等を拒むことができる。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>2 一般送配電事業者は、前項の規定により連系等を拒む場合には、その理由を系統連系希望者に、書面をもって、説明する。</p>	<p>(連系承諾後に連系等を拒むことができる場合)</p> <p>第105条 一般送配電事業者等は、連系承諾後、次の各号に掲げる事情が生じた場合その他の正当な理由があれば、連系等を拒むことができる。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>2 一般送配電事業者等は、前項の規定により連系等を拒む場合には、その理由を系統連系希望者に、書面をもって、説明する。</p>
<p>(発電設備等系統アクセス業務における工事費負担金)</p> <p>第106条 (略)</p> <p>2 一般送配電事業者は、前項第1号の規定による工事費負担金の具体的な算出方法について定め、公表する。</p>	<p>(発電設備等系統アクセス業務における工事費負担金)</p> <p>第106条 (略)</p> <p>2 一般送配電事業者及び配電事業者は、前項第1号の規定による工事費負担金の具体的な算出方法について定め、公表する。</p>
<p>(同一法人である一般送配電事業者に発電設備等の連系等を希望する場合)</p> <p>第108条 系統連系希望者が、自らが維持し、及び運用する発電設備等について、一般送配電事業者として自らが運用する送電系統への連系等を希望する場合には、この節の規定は、「契約申込み」を「系統連系の申込み」と読み替えて適用する。ただし、第83条、第103条及び第111条の規定は適用しない。</p>	<p>(同一法人である一般送配電事業者等に発電設備等の連系等を希望する場合)</p> <p>第108条 系統連系希望者が、自らが維持し、及び運用する発電設備等について、一般送配電事業者等として自らが運用する送電系統への連系等を希望する場合には、この節の規定は、「契約申込み」を「系統連系の申込み」と読み替えて適用する。ただし、第83条、第103条及び第111条の規定は適用しない。</p>
<p>(受付・回答状況の共有)</p> <p>第109条 一般送配電事業者は、業務規程第100条第2項に定める発電設備等に関する系統アクセス業務に係る情報の定期的な取りまとめ及び公表のため、一般送配電事業者が受け付けた発電設備等に関する系統アクセス業務(ただし、最大受電電力が500キロワット以上の発電設備等の案件に限る。)について、電圧階級別の申込み受付日及び回答日(回答予定日までに回答できなかった案件については超過理由を含む。)を、本機関が求めるところにより、本機関に提出しなければならない。</p> <p>2 一般送配電事業者は、前項の事項以外に、本機関から、本機関が発電設備等に関する系統アクセス業務に係る情報の分析を行うために必要となる情報の提出を求められた場合は、速やかにこれに応じなければならない。</p>	<p>(受付・回答状況の共有)</p> <p>第109条 一般送配電事業者及び配電事業者は、業務規程第100条第2項に定める発電設備等に関する系統アクセス業務に係る情報の定期的な取りまとめ及び公表のため、一般送配電事業者及び配電事業者が受け付けた発電設備等に関する系統アクセス業務(ただし、最大受電電力が500キロワット以上の発電設備等の案件に限る。)について、電圧階級別の申込み受付日及び回答日(回答予定日までに回答できなかった案件については超過理由を含む。)を、本機関が求めるところにより、本機関に提出しなければならない。</p> <p>2 一般送配電事業者及び配電事業者は、前項の事項以外に、本機関から、本機関が発電設備等に関する系統アクセス業務に係る情報の分析を行うために必要となる情報の提出を求められた場合は、速やかにこれに応じなければならない。</p>
<p>(本機関が受け付けた事前相談に関する検討)</p> <p>第110条 一般送配電事業者は、本機関が受け付けた事前相談に関して業務規程第69条第1項の規定による依頼を受けた場合は、事前相談の検討を行い、本機関から特定系統連系希望者への回答予定日の5営業日前までに、本機関へ検討結果を提出しなければならない。</p> <p>2 一般送配電事業者は、前項の回答期日を超過するときは、その理由、進捗状況、及び今後の見込み</p>	<p>(本機関が受け付けた事前相談に関する検討)</p> <p>第110条 一般送配電事業者等は、本機関が受け付けた事前相談に関して業務規程第69条第1項の規定による依頼を受けた場合は、事前相談の検討を行い、本機関から特定系統連系希望者への回答予定日の5営業日前までに、本機関へ検討結果を提出しなければならない。</p> <p>2 一般送配電事業者等は、前項の回答期日を超過するときは、その理由、進捗状況、及び今後の見込</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>を本機関に書面にて報告しなければならない。</p> <p>3 一般送配電事業者は、本機関に事前相談の検討結果を提出した案件について、再検討を求められたときは、再度、検討の上、検討結果を本機関に提出しなければならない。</p>	<p>みを本機関に書面にて報告しなければならない。</p> <p>3 一般送配電事業者等は、本機関に事前相談の検討結果を提出した案件について、再検討を求められたときは、再度、検討の上、検討結果を本機関に提出しなければならない。</p>
<p>(本機関が受け付けた接続検討に関する検討料の通知等)</p> <p>第111条 一般送配電事業者は、本機関から業務規程第71条第1項の通知を受けた場合には、特定系統連系希望者に対して、接続検討の検討料の額を通知するとともに、検討料の支払いに必要となる書類を送付する。</p> <p>2 一般送配電事業者は、特定系統連系希望者から検討料の入金を確認したときは、その旨を本機関に通知する。</p> <p>3 一般送配電事業者は、本機関から業務規程第71条第2項第2号の場合における同項の規定による依頼を受けた場合において、選定事業者が選定されたときは、選定事業者に対し、第83条第1項に規定する検討料を不要とする場合を除き、接続検討の検討料の額を通知するとともに、検討料の支払いに必要となる書類を送付する。</p>	<p>(本機関が受け付けた接続検討に関する検討料の通知等)</p> <p>第111条 一般送配電事業者等は、本機関から業務規程第71条第1項の通知を受けた場合には、特定系統連系希望者に対して、接続検討の検討料の額を通知するとともに、検討料の支払いに必要となる書類を送付する。</p> <p>2 一般送配電事業者等は、特定系統連系希望者から検討料の入金を確認したときは、その旨を本機関に通知する。</p> <p>3 一般送配電事業者等は、本機関から業務規程第71条第2項第2号の場合における同項の規定による依頼を受けた場合において、選定事業者が選定されたときは、選定事業者に対し、第83条第1項に規定する検討料を不要とする場合を除き、接続検討の検討料の額を通知するとともに、検討料の支払いに必要となる書類を送付する。</p>
<p>(本機関が受け付けた接続検討)</p> <p>第112条 一般送配電事業者は、本機関が受け付けた接続検討に関して業務規程第71条第2項、第81条第2項及び第82条第2項の規定による依頼を受けた場合は、接続検討を行い、本機関から特定系統連系希望者又は国への回答予定日の7営業日前までに、本機関へ検討結果を提出しなければならない。</p> <p>2 一般送配電事業者は、前項の回答期日を超過するときは、その理由、進捗状況、及び今後の見込みを本機関に書面にて報告しなければならない。</p> <p>3 一般送配電事業者は、本機関に接続検討の結果を提出した案件について、再検討を求められたときは、再度、検討の上、検討結果を本機関に提出しなければならない。</p>	<p>(本機関が受け付けた接続検討)</p> <p>第112条 一般送配電事業者等は、本機関が受け付けた接続検討に関して業務規程第71条第2項、第81条第2項及び第82条第2項の規定による依頼を受けた場合は、接続検討を行い、本機関から特定系統連系希望者又は国への回答予定日の7営業日前までに、本機関へ検討結果を提出しなければならない。</p> <p>2 一般送配電事業者等は、前項の回答期日を超過するときは、その理由、進捗状況、及び今後の見込みを本機関に書面にて報告しなければならない。</p> <p>3 一般送配電事業者等は、本機関に接続検討の結果を提出した案件について、再検討を求められたときは、再度、検討の上、検討結果を本機関に提出しなければならない。</p>
<p>(本機関が受け付けた接続検討の要否確認)</p> <p>第113条 一般送配電事業者は、本機関が受け付けた接続検討の要否確認に関して、業務規程第74条第1項の規定による確認の依頼を受けた場合は、速やかに接続検討の要否について検討を行い、検討結果を本機関に提出しなければならない。</p> <p>2 一般送配電事業者は、本機関に接続検討の要否確認の結果を提出した案件について、再検討を求められたときは、再度、検討の上、検討結果を本機関に提出しなければならない。</p>	<p>(本機関が受け付けた接続検討の要否確認)</p> <p>第113条 一般送配電事業者等は、本機関が受け付けた接続検討の要否確認に関して、業務規程第74条第1項の規定による確認の依頼を受けた場合は、速やかに接続検討の要否について検討を行い、検討結果を本機関に提出しなければならない。</p> <p>2 一般送配電事業者等は、本機関に接続検討の要否確認の結果を提出した案件について、再検討を求められたときは、再度、検討の上、検討結果を本機関に提出しなければならない。</p>
<p>(事前検討の申込み及び受付)</p> <p>第114条 (略)</p> <p>2 一般送配電事業者は、事前検討の申込みを受け付けた場合は、事前検討の回答を、原則として、事前検討の受付日から2週間以内に行うものとし、2週間を超える可能性が生じたときは、その事実が判明次第速やかに、系統連系希望者に対し、その理由、進捗状況、今後の見込み(延長後の回答予定日を含む。)を通知し、系統連系希望者の要請に応じ、個別の説明を行う。延長後の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときも同様とする。</p> <p>(新設)</p>	<p>(事前検討の申込み及び受付)</p> <p>第114条 (略)</p> <p>2 一般送配電事業者等は、事前検討の申込みを受け付けた場合は、事前検討の回答を、原則として、事前検討の受付日から2週間以内に行うものとし、2週間を超える可能性が生じたときは、その事実が判明次第速やかに、系統連系希望者に対し、その理由、進捗状況、今後の見込み(延長後の回答予定日を含む。)を通知し、系統連系希望者の要請に応じ、個別の説明を行う。延長後の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときも同様とする。</p> <p>3 <u>一般送配電事業者等は、系統連系希望者から事前検討の申込みを受け付けた場合は、申込内容に基づき、関連する他の一般送配電事業者又は配電事業者に対し、事前検討を速やかに依頼する。</u></p>
<p>(事前検討の申込みに対する検討及び回答)</p> <p>第115条 一般送配電事業者は、事前検討の申込みの受付後、アクセス設備、電力量計量器、通信設備その他電気の供給に必要な工事の要否及び工事が必要な場合の工事の対象について検討を実施する。</p>	<p>(事前検討の申込みに対する検討及び回答)</p> <p>第115条 一般送配電事業者等は、事前検討の申込みの受付後、アクセス設備、電力量計量器、通信設備その他電気の供給に必要な工事の要否及び工事が必要な場合の工事の対象について検討を実施する。</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>2 一般送配電事業者は、前項の検討を完了したときは、系統連系希望者に対し、検討結果を回答するとともに必要な説明を行う。</p> <p>(需要設備に関する契約申込み及び受付)</p> <p>第116条 (略)</p> <p>2 一般送配電事業者は、需要設備に関する契約申込みを受け付けた場合は、系統連系希望者と協議の上、前項の申込みに対する回答予定日を決定する。</p> <p>3 一般送配電事業者は、前項の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときは、その事実が判明次第速やかに、系統連系希望者に対し、その理由、進捗状況、今後の見込み(延長後の回答予定日を含む。)を通知し、系統連系希望者の要請に応じ、個別の説明を行う。延長後の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときも同様とする。</p> <p>(新設)</p>	<p>2 一般送配電事業者等は、前項の検討を完了したときは、系統連系希望者に対し、検討結果を回答するとともに必要な説明を行う。</p> <p>(需要設備に関する契約申込み及び受付)</p> <p>第116条 (略)</p> <p>2 一般送配電事業者等は、需要設備に関する契約申込みを受け付けた場合は、系統連系希望者及び第4項に規定する関連する他の一般送配電事業者又は配電事業者と協議の上、前項の申込みに対する回答予定日を決定する。</p> <p>3 一般送配電事業者等は、前項の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときは、その事実が判明次第速やかに、系統連系希望者に対し、その理由、進捗状況、今後の見込み(延長後の回答予定日を含む。)を通知し、系統連系希望者の要請に応じ、個別の説明を行う。延長後の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときも同様とする。</p> <p><u>4 一般送配電事業者等は、系統連系希望者から需要設備に関する契約申込みを受け付けた場合は、申込内容に基づき、関連する他の一般送配電事業者又は配電事業者に対し、契約申込みに対する検討を速やかに依頼する。</u></p>
<p>(需要設備に関する契約申込みに対する検討及び回答)</p> <p>第117条 一般送配電事業者は、需要設備に関する契約申込みの受付後、契約申込みの回答に必要な事項について検討を実施する。</p> <p>2 一般送配電事業者は、前項の検討が完了したときは、系統連系希望者に対し、次の各号に掲げる事項について回答するとともに必要な説明を行う。</p> <p>一～八 (略)</p>	<p>(需要設備に関する契約申込みに対する検討及び回答)</p> <p>第117条 一般送配電事業者等は、需要設備に関する契約申込みの受付後、契約申込みの回答に必要な事項について検討を実施する。</p> <p>2 一般送配電事業者等は、前項の検討が完了したときは、系統連系希望者に対し、次の各号に掲げる事項について回答するとともに必要な説明を行う。</p> <p>一～八 (略)</p>
<p>(需要設備に関する系統アクセス業務における工事費負担金)</p> <p>第118条 (略)</p> <p>2 一般送配電事業者は、前項に定める標準的な工事金額の具体的な算出方法について定め、公表する。</p>	<p>(需要設備に関する系統アクセス業務における工事費負担金)</p> <p>第118条 (略)</p> <p>2 一般送配電事業者及び配電事業者は、前項に定める標準的な工事金額の具体的な算出方法について定め、公表する。</p>
<p>(同一法人である一般送配電事業者の需要設備への電気の供給を行う場合)</p> <p>第119条 系統連系希望者が、一般送配電事業者として自らが運用する送電系統に連系している需要設備に対して、新たな電気の供給又は契約電力の増加等を希望する場合には、この節の規定は、「契約申込み」を「系統連系の申込み」と読み替えて準用する。ただし、前条の規定は準用しない。</p>	<p>(同一法人である一般送配電事業者等の需要設備への電気の供給を行う場合)</p> <p>第119条 系統連系希望者が、一般送配電事業者等として自らが運用する送電系統に連系している需要設備に対して、新たな電気の供給又は契約電力の増加等を希望する場合には、この節の規定は、「契約申込み」を「系統連系の申込み」と読み替えて準用する。ただし、前条の規定は準用しない。</p>
<p>(系統連系希望者による電源接続案件一括検討プロセス開始の申込み)</p> <p>第120条 系統連系希望者は、接続検討の回答者が本機関又は一般送配電事業者であるかを問わず、接続検討の回答において、系統連系工事が電源接続案件一括検討プロセスの対象となる可能性がある旨の回答を受領した場合は、一般送配電事業者に対し、電源接続案件一括検討プロセス開始の申込みを行うことができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(系統連系希望者による電源接続案件一括検討プロセス開始の申込み)</p> <p>第120条 系統連系希望者は、接続検討の回答者が本機関又は一般送配電事業者等であるかを問わず、接続検討の回答において、系統連系工事が電源接続案件一括検討プロセスの対象となる可能性がある旨の回答を受領した場合は、一般送配電事業者等に対し、電源接続案件一括検討プロセス開始の申込みを行うことができる。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(電源接続案件一括検討プロセス開始の申込みの受付)</p> <p>第120条の2 一般送配電事業者は、系統連系希望者から電源接続案件一括検討プロセス開始の申込書類を受領した場合には、申込書類に必要な事項が記載されていること及び次条に定める開始検討料が入金されていることを確認の上、同プロセス開始の申込みを受け付ける。ただし、申込書類に不備があるときは、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で受付を行う。</p> <p>(新設)</p>	<p>(電源接続案件一括検討プロセス開始の申込みの受付)</p> <p>第120条の2 一般送配電事業者等は、系統連系希望者から電源接続案件一括検討プロセス開始の申込書類を受領した場合には、申込書類に必要な事項が記載されていること及び次条に定める開始検討料が入金されていることを確認の上、同プロセス開始の申込みを受け付ける。ただし、申込書類に不備があるときは、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で受付を行う。</p> <p><u>2 一般送配電事業者等は、系統連系希望者から電源接続案件一括検討プロセス開始の申込みを受け付</u></p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
	<p><u>けた場合であって、電源接続案件一括検討プロセスの対象となる特別高圧の送電系統（特別高圧と高圧を連系する変圧器を含む。以下、この節において同じ。）の工事（保護継電器等により発電抑制を実施する場合は除く。以下、この節において同じ。）が、当該開始の申込みを受け付けた一般送配電事業者等の運用する送電系統ではない場合には、対象となる送電系統を運用する他の一般送配電事業者又は配電事業者に対し、第120条の4第1項第1号の規定による電源接続案件一括検討プロセスの開始判断を速やかに依頼する。</u></p>
<p>(電源接続案件一括検討プロセスの開始検討料)</p> <p>第120条の3 一般送配電事業者は、電源接続案件一括検討プロセス開始の申込みがあったときは、系統連系希望者に対し、第3項に定める開始検討料の額を通知するとともに、開始検討料の支払いに必要となる書類を送付する。</p> <p>2 系統連系希望者は、前項の書類を受領した場合には、速やかに開始検討料を支払い、開始検討料の支払後、一般送配電事業者等にその旨を通知しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 一般送配電事業者は、電源接続案件一括検討プロセスが開始されない場合は、系統連系希望者が支払った開始検討料を返還する。</p>	<p>(電源接続案件一括検討プロセスの開始検討料)</p> <p>第120条の3 一般送配電事業者等は、電源接続案件一括検討プロセス開始の申込みがあったときは、系統連系希望者に対し、第3項に定める開始検討料の額を通知するとともに、開始検討料の支払いに必要となる書類を送付する。</p> <p>2 系統連系希望者は、前項の書類を受領した場合には、速やかに開始検討料を支払い、開始検討料の支払後、一般送配電事業者等にその旨を通知しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 一般送配電事業者等は、電源接続案件一括検討プロセスが開始されない場合は、系統連系希望者が支払った開始検討料を返還する。</p>
<p>(電源接続案件一括検討プロセスの開始)</p> <p>第120条の4 一般送配電事業者は、特別高圧の送電系統<u>（特別高圧と高圧を連系する変圧器を含む。以下、この節において同じ。）</u>の工事<u>（保護継電器等により発電抑制を実施する場合は除く。）</u>に関して、次の各号のいずれかに該当する場合は、電源接続案件一括検討プロセスを開始する。</p> <p>一 一般送配電事業者が、第120条の2の規定による申込みの受付後、当該申込みの対象となる送電系統について、効率的な系統整備の観点等から電源接続案件一括検討プロセスを開始することが必要と判断した場合</p> <p>二 一般送配電事業者が、過去の事前相談及び接続検討の申込状況等を踏まえ、効率的な系統整備の観点等から電源接続案件一括検討プロセスを開始することが必要と判断した場合</p> <p>三 (略)</p> <p>四 一般送配電事業者が、第124条第2項に掲げる期間において、過去の事前相談及び接続検討の申込状況等を踏まえ、連系等を行うことが見込まれる発電設備等の最大受電電力が既存の連系可能量を超過すると判断した場合</p> <p>五 一般送配電事業者が、第124条第2項に掲げる期間において、発電設備等の休止又は廃止等の手続（第107条に規定する手続により最大受電電力が減少された場合を含む。以下「休廃止等手続」という。）の対象となる送電系統を対象とする第88条第1項に規定する申込書類を受領した場合において、系統連系希望者間の情報取得の公平性の観点から電源接続案件一括検討プロセスを開始することが必要と判断した場合</p> <p>六 一般送配電事業者が、業務規程第68条の2第1項の要請による同条第3項の通知により送電系統に暫定的に確保した容量が既存の連系可能量を超過すると判断した場合</p> <p>2 一般送配電事業者は、第120条の2の規定による申込みの受付後、効率的な系統整備の観点等から電源接続案件一括検討プロセスを開始することが必要ない旨を判断した場合又は第1項第4号若しくは第5号の規定により電源接続案件一括検討プロセスを開始する場合は、系統連系希望者に対し、その旨を通知するとともに必要な説明を行う。</p> <p>3 一般送配電事業者は、第1項各号の規定により電源接続案件一括検討プロセスを開始する場合及び第2項の規定により同プロセスを開始しない場合は、本機関に対し、その旨及びその理由を報告する。</p>	<p>(電源接続案件一括検討プロセスの開始)</p> <p>第120条の4 一般送配電事業者及び配電事業者は、特別高圧の送電系統の工事に関して、次の各号のいずれかに該当する場合は、電源接続案件一括検討プロセスを開始する。</p> <p>一 一般送配電事業者及び配電事業者が、第120条の2第1項の規定による申込みの受付後、当該申込みの対象となる送電系統について、効率的な系統整備の観点等から電源接続案件一括検討プロセスを開始することが必要と判断した場合</p> <p>二 一般送配電事業者及び配電事業者が、過去の事前相談及び接続検討の申込状況等を踏まえ、効率的な系統整備の観点等から電源接続案件一括検討プロセスを開始することが必要と判断した場合</p> <p>三 (略)</p> <p>四 一般送配電事業者及び配電事業者が、第124条第2項に掲げる期間において、過去の事前相談及び接続検討の申込状況等を踏まえ、連系等を行うことが見込まれる発電設備等の最大受電電力が既存の連系可能量を超過すると判断した場合</p> <p>五 一般送配電事業者及び配電事業者が、第124条第2項に掲げる期間において、発電設備等の休止又は廃止等の手続（第107条に規定する手続により最大受電電力が減少された場合を含む。以下「休廃止等手続」という。）の対象となる送電系統を対象とする第88条第1項に規定する申込書類を受領した場合において、系統連系希望者間の情報取得の公平性の観点から電源接続案件一括検討プロセスを開始することが必要と判断した場合</p> <p>六 一般送配電事業者及び配電事業者が、業務規程第68条の2第1項の要請による同条第3項の通知により送電系統に暫定的に確保した容量が既存の連系可能量を超過すると判断した場合</p> <p>2 一般送配電事業者及び配電事業者は、第120条の2第1項の規定による申込みの受付後、効率的な系統整備の観点等から電源接続案件一括検討プロセスを開始することが必要ない旨を判断した場合又は第1項第4号若しくは第5号の規定により電源接続案件一括検討プロセスを開始する場合は、系統連系希望者に対し、その旨を通知するとともに必要な説明を行う。</p> <p>3 一般送配電事業者及び配電事業者は、第1項各号の規定により電源接続案件一括検討プロセスを開始する場合及び第2項の規定により同プロセスを開始しない場合は、本機関に対し、その旨及びその理由を報告する。</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>(電源接続案件一括検討プロセスの手続等の遵守)</p> <p>第121条 一般送配電事業者及び電源接続案件一括検討プロセスに参加する系統連系希望者は、電源接続案件一括検討プロセスの手続等にしがうものとする。</p> <p>(新設)</p>	<p>理由を報告する。</p> <p>(電源接続案件一括検討プロセスの手続等の遵守等)</p> <p>第121条 一般送配電事業者、<u>配電事業者</u>及び電源接続案件一括検討プロセスに参加する系統連系希望者は、電源接続案件一括検討プロセスの手続等にしがうものとする。</p> <p><u>2 一般送配電事業者及び配電事業者は、電源接続案件一括検討プロセスの実施に関して相互に協力しなければならない。</u></p>
<p>(電源接続案件一括検討プロセスの前提条件の策定等)</p> <p>第121条の2 一般送配電事業者は、電源接続案件一括検討プロセスの開始にあたって、同プロセスの対象となる送電系統の増強の概要、募集対象エリア、電源接続のために必要となる送電系統に暫定的に確保する容量その他の同プロセスの前提条件について検討を行い、これを定める。ただし、第120条の4第1項第4号又は第5号の規定により、電源接続案件一括検討プロセスを開始するときは、同プロセスの対象となる送電系統の増強の概要についての検討を省略することができる。</p> <p>2 一般送配電事業者は、前項の内容を公表し、募集対象となる送電系統への系統連系希望者を募集する。</p>	<p>(電源接続案件一括検討プロセスの前提条件の策定等)</p> <p>第121条の2 一般送配電事業者<u>及び配電事業者</u>は、電源接続案件一括検討プロセスの開始にあたって、同プロセスの対象となる送電系統の増強の概要、募集対象エリア、電源接続のために必要となる送電系統に暫定的に確保する容量その他の同プロセスの前提条件について検討を行い、これを定める。ただし、第120条の4第1項第4号又は第5号の規定により、電源接続案件一括検討プロセスを開始するときは、同プロセスの対象となる送電系統の増強の概要についての検討を省略することができる。</p> <p>2 一般送配電事業者<u>及び配電事業者</u>は、前項の内容を公表し、募集対象となる送電系統への系統連系希望者を募集する。</p>
<p>(電源接続案件一括検討プロセスへの応募等)</p> <p>第122条 電源接続案件一括検討プロセスが開始された場合、同プロセスの対象となる送電系統への連系等を希望する系統連系希望者は、本機関又は一般送配電事業者に対し、同プロセスへの応募及び接続検討の申込みを行う。</p>	<p>(電源接続案件一括検討プロセスへの応募等)</p> <p>第122条 電源接続案件一括検討プロセスが開始された場合、同プロセスの対象となる送電系統への連系等を希望する系統連系希望者は、本機関又は一般送配電事業者<u>等</u>に対し、同プロセスへの応募及び接続検討の申込みを行う。</p>
<p>(系統連系希望者からの電源接続案件一括検討プロセスへの応募等の受付)</p> <p>第122条の2 一般送配電事業者は、募集対象となる送電系統への連系等を希望する系統連系希望者から、応募の受付を行う。</p> <p>2 一般送配電事業者は、前項の応募の受付に際し、電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の申込みの受付を行う。</p> <p>3 一般送配電事業者は、系統連系希望者から電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の申込書類を受領した場合には、申込書類に必要事項が記載されていること及び第83条に定める検討料が入金されていること(ただし、検討料が不要な場合は除く。)を確認の上、接続検討の申込みを受け付ける。ただし、申込書類に不備があるときは、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で受付を行う。</p> <p>4 一般送配電事業者は、系統連系希望者から本機関への電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の申込書類を受領した場合には、申込書類に必要事項が記載されていること及び第83条に定める検討料が入金されていること(ただし、検討料が不要な場合は除く。)を確認の上、本機関に対して、その旨を通知する。ただし、申込書類に不備があるときは、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で通知を行う。</p> <p>5 一般送配電事業者は、系統連系希望者にとって申込書類に記載することが困難な事項がある場合において、代替のデータを使用する等して、当該事項の記載がなくとも電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の申込みに対する検討を実施することができるときには、当該事項の記載を省略することを認めるものとする。この場合、系統連系希望者は、記載を省略した事項に関する情報が明らかとなった時点で、速やかに当該情報を一般送配電事業者へ通知しなければならない。</p> <p>6 一般送配電事業者は、電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の申込みを受け付けた場合は、第122条の5に定める回答期間内の日を回答予定日として、系統連系希望者へ速やかに通知す</p>	<p>(系統連系希望者からの電源接続案件一括検討プロセスへの応募等の受付)</p> <p>第122条の2 一般送配電事業者<u>等</u>は、募集対象となる送電系統への連系等を希望する系統連系希望者から、応募の受付を行う。</p> <p>2 一般送配電事業者<u>等</u>は、前項の応募の受付に際し、電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の申込みの受付を行う。</p> <p>3 一般送配電事業者<u>等</u>は、系統連系希望者から電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の申込書類を受領した場合には、申込書類に必要事項が記載されていること及び第83条に定める検討料が入金されていること(ただし、検討料が不要な場合は除く。)を確認の上、接続検討の申込みを受け付ける。ただし、申込書類に不備があるときは、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で受付を行う。</p> <p>4 一般送配電事業者<u>等</u>は、系統連系希望者から本機関への電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の申込書類を受領した場合には、申込書類に必要事項が記載されていること及び第83条に定める検討料が入金されていること(ただし、検討料が不要な場合は除く。)を確認の上、本機関に対して、その旨を通知する。ただし、申込書類に不備があるときは、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で通知を行う。</p> <p>5 一般送配電事業者<u>等</u>は、系統連系希望者にとって申込書類に記載することが困難な事項がある場合において、代替のデータを使用する等して、当該事項の記載がなくとも電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の申込みに対する検討を実施することができるときには、当該事項の記載を省略することを認めるものとする。この場合、系統連系希望者は、記載を省略した事項に関する情報が明らかとなった時点で、速やかに当該情報を一般送配電事業者<u>等</u>へ通知しなければならない。</p> <p>6 一般送配電事業者<u>等</u>は、電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の申込みを受け付けた場合は、第122条の5に定める回答期間内の日を回答予定日として、系統連系希望者へ速やかに通知</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>る。</p> <p>7 一般送配電事業者は、前項の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときは、その事実が判明次第速やかに、系統連系希望者に対し、その理由、進捗状況、今後の見込み（延長後の回答予定日を含む。）を通知し、系統連系希望者の要請に応じ、個別の説明を行う。延長後の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときも同様とする。</p>	<p>する。</p> <p>7 一般送配電事業者等は、前項の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときは、その事実が判明次第速やかに、系統連系希望者に対し、その理由、進捗状況、今後の見込み（延長後の回答予定日を含む。）を通知し、系統連系希望者の要請に応じ、個別の説明を行う。延長後の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときも同様とする。</p>
<p>(電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の申込みに対する検討)</p> <p>第122条の3 一般送配電事業者は、電源接続案件一括検討プロセスにおいて本機関及び一般送配電事業者が受け付けた全ての接続検討の申込内容並びに業務規程第68条第1項に規定する国からの要請による接続検討の内容を前提に、接続検討の回答に必要な事項について検討を実施する。</p> <p>2 一般送配電事業者は、系統連系希望者に対し、申込書類の記載事項のほか、前項の検討に必要な情報がある場合には、当該情報の提供を求めることができる。この場合、一般送配電事業者は、系統連系希望者に対し、提供を求める情報が必要となる理由を説明しなければならない。</p>	<p>(電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の申込みに対する検討)</p> <p>第122条の3 一般送配電事業者及び配電事業者は、電源接続案件一括検討プロセスにおいて本機関、一般送配電事業者及び配電事業者が受け付けた全ての接続検討の申込内容並びに業務規程第68条第1項に規定する国からの要請による接続検討の内容を前提に、接続検討の回答に必要な事項について検討を実施する。</p> <p>2 一般送配電事業者等は、系統連系希望者に対し、申込書類の記載事項のほか、前項の検討に必要な情報がある場合には、当該情報の提供を求めることができる。この場合、一般送配電事業者等は、系統連系希望者に対し、提供を求める情報が必要となる理由を説明しなければならない。</p>
<p>(電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の回答)</p> <p>第122条の4 一般送配電事業者は、前条第1項の検討が完了したときは、系統連系希望者に対し、第85条第1項の規定に準じて書面にて回答するとともに必要な説明を行う。</p>	<p>(電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の回答)</p> <p>第122条の4 一般送配電事業者等は、前条第1項の検討が完了したときは、系統連系希望者に対し、第85条第1項の規定に準じて書面にて回答するとともに必要な説明を行う。</p>
<p>(電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の回答期間)</p> <p>第122条の5 一般送配電事業者は、電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の回答を、原則として、電源接続案件一括検討プロセスの手続等に定める接続検討の開始日から3か月以内に行うものとする。</p>	<p>(電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の回答期間)</p> <p>第122条の5 一般送配電事業者等は、電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の回答を、原則として、電源接続案件一括検討プロセスの手続等に定める接続検討の開始日から3か月以内に行うものとする。</p>
<p>(電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の回答を踏まえた系統連系希望者の募集)</p> <p>第122条の6 一般送配電事業者は、募集対象となる送電系統への連系等を第122条の4の電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の回答内容を踏まえた上で希望する系統連系希望者を再度募集する。</p>	<p>(電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の回答を踏まえた系統連系希望者の募集)</p> <p>第122条の6 一般送配電事業者及び配電事業者は、募集対象となる送電系統への連系等を第122条の4の電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の回答内容を踏まえた上で希望する系統連系希望者を再度募集する。</p>
<p>(電源接続案件一括検討プロセスにおける再接続検討の申込等)</p> <p>第122条の7 第122条の4の回答を受領した系統連系希望者は、回答内容を踏まえた上で募集対象となる送電系統への連系等を希望する場合には、本機関又は一般送配電事業者に対し、再接続検討の申込みを行う。</p> <p>2 前項の申込みを行う系統連系希望者は、申込時に、一般送配電事業者が系統連系希望者が負担可能な工事費負担金の上限額（以下「負担可能上限額」という。）を申告するとともに第122条の9に定める保証金を支払う。</p>	<p>(電源接続案件一括検討プロセスにおける再接続検討の申込等)</p> <p>第122条の7 第122条の4の回答を受領した系統連系希望者は、回答内容を踏まえた上で募集対象となる送電系統への連系等を希望する場合には、本機関又は一般送配電事業者等に対し、再接続検討の申込みを行う。</p> <p>2 前項の申込みを行う系統連系希望者は、申込時に、一般送配電事業者等に系統連系希望者が負担可能な工事費負担金の上限額（以下「負担可能上限額」という。）を申告するとともに第122条の9に定める保証金を支払う。</p>
<p>(系統連系希望者からの再接続検討の申込みの受付等)</p> <p>第122条の8 一般送配電事業者は、前条第1項の規定による募集対象となる送電系統への連系等を希望する系統連系希望者の再接続検討の申込みの受付を行う。</p> <p>2 一般送配電事業者は、系統連系希望者から前条第1項の再接続検討の申込書類を受領した場合には、申込書類に必要事項が記載されていること、前条第2項に定める工事費負担金の負担可能上限額が申告されていること及び第122条の9に定める保証金が入金されていること（ただし、保証金が不要な場合は除く。）を確認の上、再接続検討の申込みを受け付ける。ただし、申込書類に不備がある場合には、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で再接続検討申込みの受付を行う。</p> <p>3 一般送配電事業者は、系統連系希望者から本機関への前条第1項の再接続検討の申込書類を受領し</p>	<p>(系統連系希望者からの再接続検討の申込みの受付等)</p> <p>第122条の8 一般送配電事業者等は、前条第1項の規定による募集対象となる送電系統への連系等を希望する系統連系希望者の再接続検討の申込みの受付を行う。</p> <p>2 一般送配電事業者等は、系統連系希望者から前条第1項の再接続検討の申込書類を受領した場合には、申込書類に必要事項が記載されていること、前条第2項に定める工事費負担金の負担可能上限額が申告されていること及び第122条の9に定める保証金が入金されていること（ただし、保証金が不要な場合は除く。）を確認の上、再接続検討の申込みを受け付ける。ただし、申込書類に不備がある場合には、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で再接続検討申込みの受付を行う。</p> <p>3 一般送配電事業者等は、系統連系希望者から本機関への前条第1項の再接続検討の申込書類を受領</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>た場合には、申込書類に必要事項が記載されていること、前条第2項に定める工事費負担金の負担可能上限額が申告されていること及び第122条の9に定める保証金が入金されていること（ただし、保証金が不要な場合は除く。）を確認の上、本機関に対して、その旨を通知する。ただし、申込書類に不備がある場合には、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で再接続検討申込みの通知を行う。</p> <p>4 一般送配電事業者は、系統連系希望者にとって申込書類に記載することが困難な事項がある場合において、代替のデータを使用する等して、当該事項の記載がなくとも再接続検討の申込みに対する検討を実施することができるときには、当該事項の記載を省略することを認めるものとする。この場合、系統連系希望者は、記載を省略した事項に関する情報が明らかとなった時点で、速やかに当該情報を一般送配電事業者へ通知しなければならない。</p> <p>5 一般送配電事業者は、再接続検討の申込みを受け付けた場合は、第122条の12に定める回答期間内の日を回答予定日として、前条の申込みを行った系統連系希望者へ速やかに通知する。</p> <p>6 一般送配電事業者は、前項の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときは、その事実が判明次第速やかに、系統連系希望者に対し、その理由、進捗状況、今後の見込み（延長後の回答予定日を含む。）を通知し、系統連系希望者の要請に応じ、個別の説明を行う。延長後の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときも同様とする。</p>	<p>した場合には、申込書類に必要事項が記載されていること、前条第2項に定める工事費負担金の負担可能上限額が申告されていること及び第122条の9に定める保証金が入金されていること（ただし、保証金が不要な場合は除く。）を確認の上、本機関に対して、その旨を通知する。ただし、申込書類に不備がある場合には、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で再接続検討申込みの通知を行う。</p> <p>4 一般送配電事業者等は、系統連系希望者にとって申込書類に記載することが困難な事項がある場合において、代替のデータを使用する等して、当該事項の記載がなくとも再接続検討の申込みに対する検討を実施することができるときには、当該事項の記載を省略することを認めるものとする。この場合、系統連系希望者は、記載を省略した事項に関する情報が明らかとなった時点で、速やかに当該情報を一般送配電事業者等に通知しなければならない。</p> <p>5 一般送配電事業者等は、再接続検討の申込みを受け付けた場合は、第122条の12に定める回答期間内の日を回答予定日として、前条の申込みを行った系統連系希望者へ速やかに通知する。</p> <p>6 一般送配電事業者等は、前項の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときは、その事実が判明次第速やかに、系統連系希望者に対し、その理由、進捗状況、今後の見込み（延長後の回答予定日を含む。）を通知し、系統連系希望者の要請に応じ、個別の説明を行う。延長後の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときも同様とする。</p>
<p>(電源接続案件一括検討プロセスの保証金)</p> <p>第122条の9 一般送配電事業者は、次の各号に掲げる場合には、系統連系希望者に対し、業務規程第82条の2に定める算定方法に応じた保証金の支払いに必要となる書類を送付する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 次の各号に掲げる者は、前項の書類を受領した後に当該各号に定める申込みを行う場合には、速やかに保証金を支払い、保証金の支払後、一般送配電事業者はその旨を通知しなければならない。ただし、保証金を要しない場合は除く。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 一般送配電事業者は、工事費負担金契約締結前に、次の各号に掲げる事情が生じた場合その他の正当な理由があれば、系統連系希望者が支払った保証金を返還する。</p> <p>一～四 (略)</p>	<p>(電源接続案件一括検討プロセスの保証金)</p> <p>第122条の9 一般送配電事業者等は、次の各号に掲げる場合には、系統連系希望者に対し、業務規程第82条の2に定める算定方法に応じた保証金の支払いに必要となる書類を送付する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 次の各号に掲げる者は、前項の書類を受領した後に当該各号に定める申込みを行う場合には、速やかに保証金を支払い、保証金の支払後、一般送配電事業者等はその旨を通知しなければならない。ただし、保証金を要しない場合は除く。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 一般送配電事業者等は、工事費負担金契約締結前に、次の各号に掲げる事情が生じた場合その他の正当な理由があれば、系統連系希望者が支払った保証金を返還する。</p> <p>一～四 (略)</p>
<p>(電源接続案件一括検討プロセスにおける再接続検討の申込みに対する検討)</p> <p>第122条の10 一般送配電事業者は、本機関及び一般送配電事業者が受け付けた全ての再接続検討の申込内容並びに業務規程第68条第1項に規定する国からの要請による接続検討の内容を前提に、再接続検討の回答に必要な事項について検討を行う。</p> <p>2 一般送配電事業者は、系統連系希望者に対し、申込書類の記載事項のほか、前項の検討に必要な情報がある場合には、当該情報の提供を求めることができる。この場合、一般送配電事業者は、系統連系希望者に対し、提供を求める情報が必要となる理由を説明しなければならない。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(電源接続案件一括検討プロセスにおける再接続検討の申込みに対する検討)</p> <p>第122条の10 一般送配電事業者及び配電事業者は、本機関、一般送配電事業者及び配電事業者が受け付けた全ての再接続検討の申込内容並びに業務規程第68条第1項に規定する国からの要請による接続検討の内容を前提に、再接続検討の回答に必要な事項について検討を行う。</p> <p>2 一般送配電事業者等は、系統連系希望者に対し、申込書類の記載事項のほか、前項の検討に必要な情報がある場合には、当該情報の提供を求めることができる。この場合、一般送配電事業者等は、系統連系希望者に対し、提供を求める情報が必要となる理由を説明しなければならない。</p> <p>3 (略)</p>
<p>(電源接続案件一括検討プロセスにおける再接続検討の回答)</p> <p>第122条の11 一般送配電事業者は、前条の検討が完了したときは、系統連系希望者に対し、第85条第1項の規定に準じて書面にて回答するとともに必要な説明を行う。ただし、検討結果において工事費負担金が申告された負担可能上限額を超過する等の理由により連系等を行うことが不可能又は著しく困難となった者に対しては、その旨を回答する。</p>	<p>(電源接続案件一括検討プロセスにおける再接続検討の回答)</p> <p>第122条の11 一般送配電事業者等は、前条の検討が完了したときは、系統連系希望者に対し、第85条第1項の規定に準じて書面にて回答するとともに必要な説明を行う。ただし、検討結果において工事費負担金が申告された負担可能上限額を超過する等の理由により連系等を行うことが不可能又は著しく困難となった者に対しては、その旨を回答する。</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>(電源接続案件一括検討プロセスにおける再接続検討の回答期間)</p> <p>第122条の12 一般送配電事業者は、電源接続案件一括検討プロセスにおける再接続検討の回答を、原則として、再接続検討の開始日から3か月以内に行うものとする。</p>	<p>(電源接続案件一括検討プロセスにおける再接続検討の回答期間)</p> <p>第122条の12 一般送配電事業者等は、電源接続案件一括検討プロセスにおける再接続検討の回答を、原則として、再接続検討の開始日から3か月以内に行うものとする。</p>
<p>(電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込み)</p> <p>第123条 第122条の11の規定による回答又は第123条の9の規定による通知を受領した系統連系希望者は、回答内容を踏まえ、募集対象となる送電系統への連系等を希望する場合には、一般送配電事業者に対し、電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込みを行わなければならない。</p> <p>2 前項の規定により申込みを行う系統連系希望者は、申込みに伴い、一般送配電事業者と工事費負担金の補償に関する契約を締結しなければならない。ただし、第123条の9の規定による通知を受領した系統連系希望者が契約申込みを行う場合においては、その限りではない。</p>	<p>(電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込み)</p> <p>第123条 第122条の11の規定による回答又は第123条の9の規定による通知を受領した系統連系希望者は、回答内容を踏まえ、募集対象となる送電系統への連系等を希望する場合には、一般送配電事業者等に対し、電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込みを行わなければならない。</p> <p>2 前項の規定により申込みを行う系統連系希望者は、申込みに伴い、一般送配電事業者等と工事費負担金の補償に関する契約を締結しなければならない。ただし、第123条の9の規定による通知を受領した系統連系希望者が契約申込みを行う場合においては、その限りではない。</p>
<p>(電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込みの受付)</p> <p>第123条の2 一般送配電事業者は、前条の電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込みの申込書類を受領した場合には、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる内容を確認の上、契約申込みを受け付ける。ただし、申込書類に不備がある場合には、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で契約申込みの受付を行う。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 一般送配電事業者は、系統連系希望者にとって申込書類に記載することが困難な事項がある場合において、代替のデータを使用する等して、当該事項の記載がなくとも契約申込みに対する検討を実施することができるときには、当該事項の記載を省略することを認めるものとする。この場合、系統連系希望者は、記載を省略した事項に関する情報が明らかとなった時点で、速やかに当該情報を一般送配電事業者へ通知しなければならない。</p> <p>3 一般送配電事業者は、契約申込みを受け付けた場合は、第98条に定める回答期間内の日を回答予定日として、系統連系希望者へ速やかに通知する。</p> <p>4 一般送配電事業者は、前項の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときは、その事実が判明次第速やかに、系統連系希望者に対し、その理由、進捗状況、今後の見込み(延長後の回答予定日を含む。)を通知し、系統連系希望者の要請に応じ、個別の説明を行う。延長後の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときも同様とする。</p>	<p>(電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込みの受付)</p> <p>第123条の2 一般送配電事業者等は、前条の電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込みの申込書類を受領した場合には、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる内容を確認の上、契約申込みを受け付ける。ただし、申込書類に不備がある場合には、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で契約申込みの受付を行う。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 一般送配電事業者等は、系統連系希望者にとって申込書類に記載することが困難な事項がある場合において、代替のデータを使用する等して、当該事項の記載がなくとも契約申込みに対する検討を実施することができるときには、当該事項の記載を省略することを認めるものとする。この場合、系統連系希望者は、記載を省略した事項に関する情報が明らかとなった時点で、速やかに当該情報を一般送配電事業者等に通知しなければならない。</p> <p>3 一般送配電事業者等は、契約申込みを受け付けた場合は、第98条に定める回答期間内の日を回答予定日として、系統連系希望者へ速やかに通知する。</p> <p>4 一般送配電事業者等は、前項の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときは、その事実が判明次第速やかに、系統連系希望者に対し、その理由、進捗状況、今後の見込み(延長後の回答予定日を含む。)を通知し、系統連系希望者の要請に応じ、個別の説明を行う。延長後の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときも同様とする。</p>
<p>(電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込みに対する検討)</p> <p>第123条の3 一般送配電事業者は、電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込みの受付後、第84条第1項の規定に準じて、当該契約申込みに対する検討を実施する。</p> <p>2 一般送配電事業者は、系統連系希望者に対し、申込書類の記載事項のほか、前項の検討に必要な情報がある場合には、当該情報の提供を求めることができる。この場合、一般送配電事業者は、系統連系希望者に対し、提供を求める情報が必要となる理由を説明しなければならない。</p>	<p>(電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込みに対する検討)</p> <p>第123条の3 一般送配電事業者等は、電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込みの受付後、第84条第1項の規定に準じて、当該契約申込みに対する検討を実施する。</p> <p>2 一般送配電事業者等は、系統連系希望者に対し、申込書類の記載事項のほか、前項の検討に必要な情報がある場合には、当該情報の提供を求めることができる。この場合、一般送配電事業者等は、系統連系希望者に対し、提供を求める情報が必要となる理由を説明しなければならない。</p>
<p>(電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込みの回答)</p> <p>第123条の4 一般送配電事業者は、前条第1項の検討が完了した場合には、系統連系希望者に対し、契約申込みに対する回答を書面にて通知し、必要な説明を行う。ただし、検討結果において工事費負担金が申告された負担可能上限額を超過する等の理由により連系等を行うことが不可能又は著しく困難となった者に対しては、その旨を回答する。</p> <p>2 一般送配電事業者は、正当な理由がなければ、受付を行った契約申込みに対して承諾しない旨の回答を行ってはならない。</p>	<p>(電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込みの回答)</p> <p>第123条の4 一般送配電事業者等は、前条第1項の検討が完了した場合には、系統連系希望者に対し、契約申込みに対する回答を書面にて通知し、必要な説明を行う。ただし、検討結果において工事費負担金が申告された負担可能上限額を超過する等の理由により連系等を行うことが不可能又は著しく困難となった者に対しては、その旨を回答する。</p> <p>2 一般送配電事業者等は、正当な理由がなければ、受付を行った契約申込みに対して承諾しない旨の回答を行ってはならない。</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>(電源接続案件一括検討プロセスの完了)</p> <p>第123条の5 一般送配電事業者は、次の各号に掲げる場合において、電源接続案件一括検討プロセスを完了するものとする。</p> <p>一 一般送配電事業者と系統連系希望者(検討結果において工事費負担金が申告された負担可能上限額を超過する等の理由により連系等を行うことが不可能又は著しく困難となった者を除く。)との間で工事費負担金契約が締結され、当該工事費負担金の入金を確認されたとき</p> <p>二・三 (略)</p> <p>2 一般送配電事業者は、電源接続案件一括検討プロセスの完了後遅滞なく、同プロセスの結果を公表するとともに、本機関に報告する。</p>	<p>(電源接続案件一括検討プロセスの完了)</p> <p>第123条の5 一般送配電事業者及び配電事業者は、次の各号に掲げる場合において、電源接続案件一括検討プロセスを完了するものとする。</p> <p>一 一般送配電事業者等と系統連系希望者(検討結果において工事費負担金が申告された負担可能上限額を超過する等の理由により連系等を行うことが不可能又は著しく困難となった者を除く。)との間で工事費負担金契約が締結され、当該工事費負担金の入金を確認されたとき</p> <p>二・三 (略)</p> <p>2 一般送配電事業者及び配電事業者は、電源接続案件一括検討プロセスの完了後遅滞なく、同プロセスの結果を公表するとともに、本機関に報告する。</p>
<p>(電源接続案件一括検討プロセスにおける募集対象エリアの分割)</p> <p>第123条の6 一般送配電事業者は、系統連系希望者の辞退等の理由により、電源接続案件一括検討プロセスにおける増強工事の規模等を変更した場合において、一部の募集対象エリアを分割しても効率的な系統整備の観点等から影響がないと判断したとき、募集対象エリアを分割することができる。この場合、一般送配電事業者は、分割後の募集対象エリアにおいて、個別の電源接続案件一括検討プロセスが開始されているものとして取扱う。</p>	<p>(電源接続案件一括検討プロセスにおける募集対象エリアの分割)</p> <p>第123条の6 一般送配電事業者及び配電事業者は、系統連系希望者の辞退等の理由により、電源接続案件一括検討プロセスにおける増強工事の規模等を変更した場合において、一部の募集対象エリアを分割しても効率的な系統整備の観点等から影響がないと判断したとき、募集対象エリアを分割することができる。この場合、一般送配電事業者及び配電事業者は、分割後の募集対象エリアにおいて、個別の電源接続案件一括検討プロセスが開始されているものとして取扱う。</p>
<p>(電源接続案件一括検討プロセスの期間)</p> <p>第123条の7 一般送配電事業者は、電源接続案件一括検討プロセスの開始日から原則として1年以内に、同プロセスを完了させるものとする。</p>	<p>(電源接続案件一括検討プロセスの期間)</p> <p>第123条の7 一般送配電事業者及び配電事業者は、電源接続案件一括検討プロセスの開始日から原則として1年以内に、同プロセスを完了させるものとする。</p>
<p>(電源接続案件一括検討プロセスの中止等)</p> <p>第123条の8 一般送配電事業者は、次の各号に掲げる場合は本機関と協議の上、電源接続案件一括検討プロセスを中止することができる。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 一般送配電事業者は、電源接続案件一括検討プロセスを中止するときは、同プロセスの申込者又は応募者に対して、意見を聴取する。</p> <p>3 一般送配電事業者は、電源接続案件一括検討プロセスを中止するときは、同プロセスの経過及び同プロセスを中止する理由を公表する。</p> <p>4 一般送配電事業者は、業務規程第89条の規定により、本機関が電源接続案件一括検討プロセスの中止又は中断を要請した場合には、当該要請に従うものとする。</p>	<p>(電源接続案件一括検討プロセスの中止等)</p> <p>第123条の8 一般送配電事業者及び配電事業者は、次の各号に掲げる場合は本機関と協議の上、電源接続案件一括検討プロセスを中止することができる。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 一般送配電事業者及び配電事業者は、電源接続案件一括検討プロセスを中止するときは、同プロセスの申込者又は応募者に対して、意見を聴取する。</p> <p>3 一般送配電事業者及び配電事業者は、電源接続案件一括検討プロセスを中止するときは、同プロセスの経過及び同プロセスを中止する理由を公表する。</p> <p>4 一般送配電事業者及び配電事業者は、業務規程第89条の規定により、本機関が電源接続案件一括検討プロセスの中止又は中断を要請した場合には、当該要請に従うものとする。</p>
<p>(電源接続案件一括検討プロセスにおける手続の一部の省略)</p> <p>第123条の9 一般送配電事業者は、電源接続案件一括検討プロセスにおける検討において増強工事が不要となった等の理由により、電源接続案件一括検討プロセスにおける手続の一部を省略しても系統連系希望者に不利益が生じず、かつ、系統連系希望者間の公平性を害しないと判断したときは、電源接続案件一括検討プロセスにおける手続の一部を省略することができる。この場合において、一般送配電事業者は、系統連系希望者に対し、その旨及び電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込手続の内容を書面にて通知し、必要な説明を行う。</p>	<p>(電源接続案件一括検討プロセスにおける手続の一部の省略)</p> <p>第123条の9 一般送配電事業者及び配電事業者は、電源接続案件一括検討プロセスにおける検討において増強工事が不要となった等の理由により、電源接続案件一括検討プロセスにおける手続の一部を省略しても系統連系希望者に不利益が生じず、かつ、系統連系希望者間の公平性を害しないと判断したときは、電源接続案件一括検討プロセスにおける手続の一部を省略することができる。この場合において、一般送配電事業者等は、系統連系希望者に対し、その旨及び電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込手続の内容を書面にて通知し、必要な説明を行う。</p>
<p>(電源廃止等により10万キロワット以上連系可能量が増加する場合の取扱い)</p> <p>第124条 一般送配電事業者は、休廃止等手続により、連系可能量が10万キロワット以上増加することが確実に見込まれるときは、当該休廃止等手続により増加する連系可能量、増加する時期及び連系可能量が増加する送電系統を系統情報ガイドラインに基づき、速やかに自身のウェブサイトにおいて公表する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、一般送配電事業者は、この章の規定の適用については前項の規定により</p>	<p>(電源廃止等により10万キロワット以上連系可能量が増加する場合の取扱い)</p> <p>第124条 一般送配電事業者及び配電事業者は、休廃止等手続により、連系可能量が10万キロワット以上増加することが確実に見込まれるときは、当該休廃止等手続により増加する連系可能量、増加する時期及び連系可能量が増加する送電系統を系統情報ガイドラインに基づき、速やかに自身のウェブサイトにおいて公表する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、一般送配電事業者及び配電事業者は、この章の規定の適用については前</p>

変 更 前 (変更点の下線)	変 更 後 (変更点の下線)																																																								
公表した日より12か月が経過するまでの間は、休廃止等手続の対象となる発電設備等が休廃止等手続前における最大受電電力のまま連系され、稼働しているものとみなして取り扱う。ただし、休廃止等手続の対象となる送電系統を対象とする電源接続案件一括検討プロセスにおいてはこの限りではない。	項の規定により公表した日より12か月が経過するまでの間は、休廃止等手続の対象となる発電設備等が休廃止等手続前における最大受電電力のまま連系され、稼働しているものとみなして取り扱う。ただし、休廃止等手続の対象となる送電系統を対象とする電源接続案件一括検討プロセスにおいてはこの限りではない。																																																								
(システムアクセス業務の回答) 第132条 一般送配電事業者は、この章に定める回答予定日及び回答期間にかかわらず、可能な限り早期にシステムアクセス業務に係る回答を行うよう努めなければならない。ただし、システムアクセス業務の回答を不当に遅延してはならない。 2 一般送配電事業者は、システムアクセス業務の回答に当たっては、この章に定める事項のほか、系統情報ガイドラインに基づき、必要な情報を提示しなければならない。	(システムアクセス業務の回答) 第132条 一般送配電事業者及び配電事業者は、この章に定める回答予定日及び回答期間にかかわらず、可能な限り早期にシステムアクセス業務に係る回答を行うよう努めなければならない。ただし、システムアクセス業務の回答を不当に遅延してはならない。 2 一般送配電事業者及び配電事業者は、システムアクセス業務の回答に当たっては、この章に定める事項のほか、系統情報ガイドラインに基づき、必要な情報を提示しなければならない。																																																								
(申込み・回答様式) 第133条 一般送配電事業者は、本機関が定めたシステムアクセス業務の受付を行う場合の申込書及び回答書の様式を自身のウェブサイトにおいても公表しなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、系統連系希望者が、FIT法に定める特定契約及び接続供給契約又は振替供給契約を同時に申し込む場合の申込書及び回答書の様式については、各一般送配電事業者が自身のウェブサイトにおいて公表する。	(申込み・回答様式) 第133条 一般送配電事業者及び配電事業者は、本機関が定めたシステムアクセス業務の受付を行う場合の申込書及び回答書の様式を自身のウェブサイトにおいても公表しなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、系統連系希望者が、再生可能エネルギー電気特措法第2条第5項に規定する特定契約及び接続供給契約又は振替供給契約を同時に申し込む場合の申込書及び回答書の様式については、各一般送配電事業者及び配電事業者が自身のウェブサイトにおいて公表する。																																																								
(申込窓口の公表) 第134条 一般送配電事業者は、システムアクセス業務及び第72条の系統情報の提示の申込窓口を定め、自身のウェブサイトにおいて明示的に公表する。	(申込窓口の公表) 第134条 一般送配電事業者及び配電事業者は、システムアクセス業務及び第72条の系統情報の提示の申込窓口を定め、自身のウェブサイトにおいて明示的に公表する。																																																								
(系統連系技術要件) 第135条 系統連系技術要件には、次の各号に掲げる発電設備(ただし、別表7-1の上欄に掲げる供給区域ごとに、同表下欄に掲げる発電容量以上の発電設備に限る。)について、別表7-2及び別表7-3の上欄に定める供給区域ごとに、それぞれ同表に掲げる発電方式の区分に応じ、同表に掲げる内容を定めなければならない。 一・二 (略)	(系統連系技術要件) 第135条 系統連系技術要件には、次の各号に掲げる発電設備(ただし、別表7-1の上欄に掲げる一般送配電事業者の供給区域ごとに、同表下欄に掲げる発電容量以上の発電設備に限る。)について、別表7-2及び別表7-3の上欄に定める一般送配電事業者の供給区域ごとに、それぞれ同表に掲げる発電方式の区分に応じ、同表に掲げる内容を定めなければならない。 一・二 (略)																																																								
別表7-1 別表7-2及び別表7-3に定める内容を系統連系技術要件に定める発電設備	別表7-1 別表7-2及び別表7-3に定める内容を系統連系技術要件に定める発電設備																																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>供給区域</th> <th>北海道</th> <th>沖縄</th> <th>北海道及び沖縄以外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発電容量</td> <td>10万kW以上</td> <td>3.5万kW以上</td> <td>10万kW以上</td> </tr> </tbody> </table>	供給区域	北海道	沖縄	北海道及び沖縄以外	発電容量	10万kW以上	3.5万kW以上	10万kW以上	<table border="1"> <thead> <tr> <th>一般送配電事業者の供給区域</th> <th>北海道</th> <th>沖縄</th> <th>北海道及び沖縄以外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発電容量</td> <td>10万kW以上</td> <td>3.5万kW以上</td> <td>10万kW以上</td> </tr> </tbody> </table>	一般送配電事業者の供給区域	北海道	沖縄	北海道及び沖縄以外	発電容量	10万kW以上	3.5万kW以上	10万kW以上																																								
供給区域	北海道	沖縄	北海道及び沖縄以外																																																						
発電容量	10万kW以上	3.5万kW以上	10万kW以上																																																						
一般送配電事業者の供給区域	北海道	沖縄	北海道及び沖縄以外																																																						
発電容量	10万kW以上	3.5万kW以上	10万kW以上																																																						
※ (略)	※ (略)																																																								
別表7-2 系統連系技術要件に定めるガスタービン及びガスタービンコンバインドサイクルの発電設備の仕様等	別表7-2 系統連系技術要件に定めるガスタービン及びガスタービンコンバインドサイクルの発電設備の仕様等																																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>供給区域</th> <th>北海道</th> <th>沖縄</th> <th>北海道及び沖縄以外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>G Fの速度調定率</td> <td>4%以下</td> <td>4%以下</td> <td>5%以下</td> </tr> <tr> <td>G Fの幅</td> <td>5%以上</td> <td>8%以上</td> <td>5%以上</td> </tr> <tr> <td>L F Cの出力変化速度</td> <td>毎分5%以上</td> <td>毎分5%以上</td> <td>毎分5%以上</td> </tr> <tr> <td>L F Cの幅</td> <td>±5%以上</td> <td>±8%以上</td> <td>±5%以上</td> </tr> <tr> <td>E D Cの出力変化速度</td> <td>毎分5%以上</td> <td>毎分5%以上</td> <td>毎分5%以上</td> </tr> <tr> <td>E D CとL F Cを同時に</td> <td>毎分10%以上</td> <td>毎分10%以上</td> <td>毎分10%以上</td> </tr> </tbody> </table>	供給区域	北海道	沖縄	北海道及び沖縄以外	G Fの速度調定率	4%以下	4%以下	5%以下	G Fの幅	5%以上	8%以上	5%以上	L F Cの出力変化速度	毎分5%以上	毎分5%以上	毎分5%以上	L F Cの幅	±5%以上	±8%以上	±5%以上	E D Cの出力変化速度	毎分5%以上	毎分5%以上	毎分5%以上	E D CとL F Cを同時に	毎分10%以上	毎分10%以上	毎分10%以上	<table border="1"> <thead> <tr> <th>一般送配電事業者の供給区域</th> <th>北海道</th> <th>沖縄</th> <th>北海道及び沖縄以外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>G Fの速度調定率</td> <td>4%以下</td> <td>4%以下</td> <td>5%以下</td> </tr> <tr> <td>G Fの幅</td> <td>5%以上</td> <td>8%以上</td> <td>5%以上</td> </tr> <tr> <td>L F Cの出力変化速度</td> <td>毎分5%以上</td> <td>毎分5%以上</td> <td>毎分5%以上</td> </tr> <tr> <td>L F Cの幅</td> <td>±5%以上</td> <td>±8%以上</td> <td>±5%以上</td> </tr> <tr> <td>E D Cの出力変化速度</td> <td>毎分5%以上</td> <td>毎分5%以上</td> <td>毎分5%以上</td> </tr> <tr> <td>E D CとL F Cを同時に</td> <td>毎分10%以上</td> <td>毎分10%以上</td> <td>毎分10%以上</td> </tr> </tbody> </table>	一般送配電事業者の供給区域	北海道	沖縄	北海道及び沖縄以外	G Fの速度調定率	4%以下	4%以下	5%以下	G Fの幅	5%以上	8%以上	5%以上	L F Cの出力変化速度	毎分5%以上	毎分5%以上	毎分5%以上	L F Cの幅	±5%以上	±8%以上	±5%以上	E D Cの出力変化速度	毎分5%以上	毎分5%以上	毎分5%以上	E D CとL F Cを同時に	毎分10%以上	毎分10%以上	毎分10%以上
供給区域	北海道	沖縄	北海道及び沖縄以外																																																						
G Fの速度調定率	4%以下	4%以下	5%以下																																																						
G Fの幅	5%以上	8%以上	5%以上																																																						
L F Cの出力変化速度	毎分5%以上	毎分5%以上	毎分5%以上																																																						
L F Cの幅	±5%以上	±8%以上	±5%以上																																																						
E D Cの出力変化速度	毎分5%以上	毎分5%以上	毎分5%以上																																																						
E D CとL F Cを同時に	毎分10%以上	毎分10%以上	毎分10%以上																																																						
一般送配電事業者の供給区域	北海道	沖縄	北海道及び沖縄以外																																																						
G Fの速度調定率	4%以下	4%以下	5%以下																																																						
G Fの幅	5%以上	8%以上	5%以上																																																						
L F Cの出力変化速度	毎分5%以上	毎分5%以上	毎分5%以上																																																						
L F Cの幅	±5%以上	±8%以上	±5%以上																																																						
E D Cの出力変化速度	毎分5%以上	毎分5%以上	毎分5%以上																																																						
E D CとL F Cを同時に	毎分10%以上	毎分10%以上	毎分10%以上																																																						

変更前 (変更点に下線)				変更後 (変更点に下線)			
行う際の出力変化速度				行う際の出力変化速度			
EDC・LFCを可能とする最低出力	50%以下	50%以下	50%以下	EDC・LFCを可能とする最低出力	50%以下	50%以下	50%以下
DSS (日間起動停止)	要 (8時間以内)	要 (3.5時間以内)	要 (8時間以内)	DSS (日間起動停止)	要 (8時間以内)	要 (3.5時間以内)	要 (8時間以内)
周波数変動補償 (不感帯)	要 (±0.1Hz以内)	要 (±0.1Hz以内)	要 (±0.2Hz以内)	周波数変動補償 (不感帯)	要 (±0.1Hz以内)	要 (±0.1Hz以内)	要 (±0.2Hz以内)
出力低下防止	要	要	要	出力低下防止	要	要	要
※ (略)				※ (略)			
別表7-3 系統連系技術要件に定めるガスタービン及びガスタービンコンバインドサイクル以外の発電方式の発電設備の仕様等				別表7-3 系統連系技術要件に定めるガスタービン及びガスタービンコンバインドサイクル以外の発電方式の発電設備の仕様等			
供給区域	北海道	沖縄	北海道及び沖縄以外	一般送配電事業者の供給区域	北海道	沖縄	北海道及び沖縄以外
GFの速度調定率	4%以下	4%以下	5%以下	GFの速度調定率	4%以下	4%以下	5%以下
GFの幅	3%以上	5%以上	3%以上	GFの幅	3%以上	5%以上	3%以上
LFCの出力変化速度	毎分1%以上	毎分2%以上	毎分1%以上	LFCの出力変化速度	毎分1%以上	毎分2%以上	毎分1%以上
LFCの幅	±5%以上	±5%以上	±5%以上	LFCの幅	±5%以上	±5%以上	±5%以上
EDCの出力変化速度	毎分1%以上	毎分2%以上	毎分1%以上	EDCの出力変化速度	毎分1%以上	毎分2%以上	毎分1%以上
EDCとLFCを同時に行う際の出力変化速度	毎分1%以上	毎分2%以上	毎分1%以上	EDCとLFCを同時に行う際の出力変化速度	毎分1%以上	毎分2%以上	毎分1%以上
EDC・LFCを可能とする最低出力	30%以下	30%以下	30%以下	EDC・LFCを可能とする最低出力	30%以下	30%以下	30%以下
DSS (日間起動停止)	—	要(4時間以内)	—	DSS (日間起動停止)	—	要(4時間以内)	—
周波数変動補償 (不感帯)	要 (±0.1Hz以内)	要 (±0.1Hz以内)	要 (±0.2Hz以内)	周波数変動補償 (不感帯)	要 (±0.1Hz以内)	要 (±0.1Hz以内)	要 (±0.2Hz以内)
※ (略)				※ (略)			
(送電系統への連系等に係わる技術要件の公表) 第135条の2 一般送配電事業者は、電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドラインその他のルール等を踏まえ、送電系統への連系等を行う発電設備等及び需要設備の設置者が満たすべき技術要件を明確に定め、公表しなければならない。				(送電系統への連系等に係わる技術要件の公表) 第135条の2 一般送配電事業者及び配電事業者は、電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドラインその他のルール等を踏まえ、送電系統への連系等を行う発電設備等及び需要設備の設置者が満たすべき技術要件を明確に定め、公表しなければならない。			
(本機関の系統アクセス業務等への協力) 第136条 一般送配電事業者その他の電気供給事業者は、業務規程第103条の規定により、本機関から系統アクセス業務に係る情報提供その他の協力を求められた場合には、これに応じなければならない。 2 一般送配電事業者その他の電気供給事業者は、本機関の求めに応じ、系統アクセス業務の質の向上を図るため、業務規程第101条に定める系統アクセス業務の申込み受付、検討及び回答等に係る業務の改善策の検討に協力しなければならない。				(本機関の系統アクセス業務等への協力) 第136条 一般送配電事業者、配電事業者その他の電気供給事業者は、業務規程第103条の規定により、本機関から系統アクセス業務に係る情報提供その他の協力を求められた場合には、これに応じなければならない。 2 一般送配電事業者、配電事業者その他の電気供給事業者は、本機関の求めに応じ、系統アクセス業務の質の向上を図るため、業務規程第101条に定める系統アクセス業務の申込み受付、検討及び回答等に係る業務の改善策の検討に協力しなければならない。			
(一般送配電事業者以外の者が維持・運用する電力設備の工事が含まれる場合の特則) 第137条 発電設備等又は需要設備の連系等に際し、一般送配電事業者以外の者が維持・運用する電				(一般送配電事業者又は配電事業者以外の者が維持・運用する電力設備の工事が含まれる場合の特則) 第137条 発電設備等又は需要設備の連系等に際し、一般送配電事業者又は配電事業者以外の者が維			

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>力設備（以下、この条において、需要設備を含む。）の工事が含まれる場合の工事費負担金契約等の内容は、一般送配電事業者を含む関係者間の協議により定めるものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>持・運用する電力設備（以下、この条において、需要設備を含む。）の工事が含まれる場合の工事費負担金契約等の内容は、一般送配電事業者又は配電事業者を含む関係者間の協議により定めるものとする。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(託送供給契約者による計画の提出)</p> <p>第138条 託送供給契約者は、供給区域ごとに、別表8-1に定める需要計画、調達計画及び販売計画（以下「需要調達計画等」という。）を、同表に定める提出期限までに、本機関に提出しなければならない。</p> <p>2 需要調達計画等には、次の各号に掲げる需要調達計画等ごとに、各号に定める事項を記載するものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 調達計画 需要計画に対応した供給力の確保の計画（調達先（卸電力取引所における翌日取引及び1時間前取引による調達を含む。以下同じ。）ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、調達先の販売計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、事業者間で供給区域を跨いで行う電力調達に係る合意がある場合及び同一事業者により供給区域を跨いで行う電力調達がある場合には、週間計画以前は、当該電力調達に係る調達分ごとの計画値とする。）</p> <p>三 販売計画 販売先の調達計画に対応して販売する計画（販売先（卸電力取引所における翌日取引及び1時間前取引による販売を含む。以下同じ。）ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、販売先の調達計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、事業者間で供給区域を跨いで行う電力販売に係る合意がある場合及び同一事業者により供給区域を跨いで行う電力販売がある場合には、週間計画以前は、当該電力販売に係る販売分ごとの計画値とする。）</p> <p>3 (略)</p> <p>4 複数の託送供給契約者（自己等への電気の供給を行う者を除く。以下、この項及び次項において同じ。）が、託送供給契約に関する一般送配電事業者との協議及び託送供給の実施に関する事項についての権限を特定の託送供給契約者（以下「代表契約者」という。）に委任している場合においては、第1項の規定にかかわらず、代表契約者が、当該複数の託送供給契約者の需要調達計画等を取りまとめ、需要調達計画等を提出しなければならない。</p> <p>5 (略)</p>	<p>(託送供給契約者による計画の提出)</p> <p>第138条 託送供給契約者(配電事業者の供給区域において最終保障供給を行うために配電事業者と託送供給契約を締結する一般送配電事業者を除く。)は、<u>一般送配電事業者の供給区域ごとに、別表8-1に定める需要計画、調達計画及び販売計画（以下「需要調達計画等」という。）を、同表に定める提出期限までに、本機関に提出しなければならない。</u></p> <p>2 需要調達計画等には、次の各号に掲げる需要調達計画等ごとに、各号に定める事項を記載するものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 調達計画 需要計画に対応した供給力の確保の計画（調達先（卸電力取引所における翌日取引及び1時間前取引による調達を含む。以下同じ。）ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、調達先の販売計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、事業者間で<u>一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力調達に係る合意がある場合及び同一事業者により一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力調達がある場合には、週間計画以前は、当該電力調達に係る調達分ごとの計画値とする。</u></p> <p>三 販売計画 販売先の調達計画に対応して販売する計画（販売先（卸電力取引所における翌日取引及び1時間前取引による販売を含む。以下同じ。）ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、販売先の調達計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、事業者間で<u>一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力販売に係る合意がある場合及び同一事業者により一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力販売がある場合には、週間計画以前は、当該電力販売に係る販売分ごとの計画値とする。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>4 複数の託送供給契約者（自己等への電気の供給を行う者を除く。以下、この項及び次項において同じ。）が、託送供給契約に関する一般送配電事業者又は配電事業者との協議及び託送供給の実施に関する事項についての権限を特定の託送供給契約者（以下「代表契約者」という。）に委任している場合においては、第1項の規定にかかわらず、代表契約者が、当該複数の託送供給契約者の需要調達計画等を取りまとめ、需要調達計画等を提出しなければならない。</p> <p>5 (略)</p>
<p>(発電契約者並びに一般送配電事業者及び特定送配電事業者による計画の提出)</p> <p>第139条 発電契約者並びにFIT電源により発電された電気を調達及び供給している一般送配電事業者及び特定送配電事業者は、供給区域ごとに、別表8-2に定める発電計画、調達計画及び販売計画（以下「発電販売計画等」という。）を、同表に定める提出期限までに、本機関に提出しなければならない。</p> <p>2 発電販売計画等には、次の各号に掲げる発電販売計画等ごとに、各号に定める事項を記載するものとする。</p> <p>一 発電計画 販売計画に対応した発電量調整供給契約で設定した単位ごとの発電に関する計画（一</p>	<p>(発電契約者並びに一般送配電事業者、配電事業者及び特定送配電事業者による計画の提出)</p> <p>第139条 発電契約者並びにFIT電源により発電された電気を調達及び供給している一般送配電事業者、<u>配電事業者及び特定送配電事業者は、一般送配電事業者の供給区域ごとに、別表8-2に定める発電計画、調達計画及び販売計画（以下「発電販売計画等」という。）を、同表に定める提出期限までに、本機関に提出しなければならない。ただし、配電事業者が計画その他の情報を提出する場合には、当該配電事業者が事業を行う一般送配電事業者の供給区域ごとに、当該一般送配電事業者が提出する計画その他の情報とあわせて本機関に提出することができる。</u></p> <p>2 発電販売計画等には、次の各号に掲げる発電販売計画等ごとに、各号に定める事項を記載するものとする。</p> <p>一 発電計画 販売計画に対応した発電量調整供給契約で設定した単位ごとの発電に関する計画（一</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>一般送配電事業者が調達したF I T電源により発電された電気に係る計画を含む。)</p> <p>二 販売計画 販売先の調達計画に対応して販売する計画(販売先ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、販売先の調達計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、事業者間で供給区域を跨いで行う電力販売に係る合意がある場合及び同一事業者により供給区域を跨いで行う電力販売がある場合には、週間計画以前は、当該電力販売に係る販売分ごとの計画値とする。)</p> <p>三 調達計画 販売計画に対応した発電計画の不足分を調達する計画(調達先ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、調達先の販売計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、事業者間で供給区域を跨いで行う電力調達に係る合意がある場合及び同一事業者により供給区域を跨いで行う電力調達が有る場合には、週間計画以前は、当該電力調達に係る調達分ごとの計画値とする。)</p> <p>3 発電契約者並びにF I T電源により発電された電気を調達及び供給している一般送配電事業者及び特定送配電事業者は、原則として、翌日計画以降においては、発電計画と調達計画の合計は販売計画と一致させなければならない。</p> <p>4 第2項第1号の規定にかかわらず、発電契約者は、次の各号に掲げる場合において、発電地点別又は発電機別ごとの発電の内訳の記載を求められたときは、これを発電計画に記載しなければならない。</p> <p>一 一般送配電事業者からの系統運用上の必要性に基づく要請があった場合</p> <p>二 (略)</p>	<p>一般送配電事業者又は配電事業者が調達したF I T電源により発電された電気に係る計画を含む。)</p> <p>二 販売計画 販売先の調達計画に対応して販売する計画(販売先ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、販売先の調達計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、事業者間で一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力販売に係る合意がある場合及び同一事業者により一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力販売がある場合には、週間計画以前は、当該電力販売に係る販売分ごとの計画値とする。)</p> <p>三 調達計画 販売計画に対応した発電計画の不足分を調達する計画(調達先ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、調達先の販売計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、事業者間で一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力調達に係る合意がある場合及び同一事業者により一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力調達が有る場合には、週間計画以前は、当該電力調達に係る調達分ごとの計画値とする。)</p> <p>3 発電契約者並びにF I T電源により発電された電気を調達及び供給している一般送配電事業者、配電事業者及び特定送配電事業者は、原則として、翌日計画以降においては、発電計画と調達計画の合計は販売計画と一致させなければならない。</p> <p>4 第2項第1号の規定にかかわらず、発電契約者は、次の各号に掲げる場合において、発電地点別又は発電機別ごとの発電の内訳の記載を求められたときは、これを発電計画に記載しなければならない。</p> <p>一 一般送配電事業者又は配電事業者からの系統運用上の必要性に基づく要請があった場合</p> <p>二 (略)</p>
<p>(需要抑制契約者による計画の提出)</p> <p>第139条の2 需要抑制契約者は、供給区域ごとに、別表8-3に定める需要抑制計画、調達計画、販売計画及びベースライン(以下「需要抑制計画等」という。)を、同表に定める提出期限までに、本機関に提出しなければならない。</p> <p>2 需要抑制計画等には、次の各号に掲げる需要抑制計画等ごとに、各号に定める事項を記載するものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 販売計画 販売先の調達計画に対応して販売する計画(販売先ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、販売先の調達計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、事業者間で供給区域を跨いで行う電力販売に係る合意がある場合及び同一事業者により供給区域を跨いで行う電力販売がある場合には、週間計画以前は、当該電力販売に係る販売分ごとの計画値とする。)</p> <p>三 調達計画 調達先の販売計画に対応して調達する計画(調達先ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、調達先の販売計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、事業者間で供給区域を跨いで行う電力調達に係る合意がある場合及び同一事業者により供給区域を跨いで行う電力調達が有る場合には、週間計画以前は、当該電力調達に係る調達分ごとの計画値とする。)</p> <p>四 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(需要抑制契約者による計画の提出)</p> <p>第139条の2 需要抑制契約者は、一般送配電事業者の供給区域ごとに、別表8-3に定める需要抑制計画、調達計画、販売計画及びベースライン(以下「需要抑制計画等」という。)を、同表に定める提出期限までに、本機関に提出しなければならない。</p> <p>2 需要抑制計画等には、次の各号に掲げる需要抑制計画等ごとに、各号に定める事項を記載するものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 販売計画 販売先の調達計画に対応して販売する計画(販売先ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、販売先の調達計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、事業者間で一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力販売に係る合意がある場合及び同一事業者により一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力販売がある場合には、週間計画以前は、当該電力販売に係る販売分ごとの計画値とする。)</p> <p>三 調達計画 調達先の販売計画に対応して調達する計画(調達先ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、調達先の販売計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、事業者間で一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力調達に係る合意がある場合及び同一事業者により一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力調達が有る場合には、週間計画以前は、当該電力調達に係る調達分ごとの計画値とする。)</p> <p>四 (略)</p> <p>3 (略)</p>
<p>(再生可能エネルギーの発電計画に関する特例措置)</p> <p>第140条 F I T法第17条第1項第2号に定める方法で再生可能エネルギー電気卸供給約款により供給を受ける小売電気事業者等の発電計画(この条においては全て翌日計画を指す。)の計画値の</p>	<p>(再生可能エネルギーの発電計画に関する特例措置)</p> <p>第140条 再生可能エネルギー電気特措法第17条第1項第2号に定める方法で再生可能エネルギー電気卸供給約款により供給を受ける小売電気事業者等の発電計画(この条においては全て翌日計画</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>通知若しくは確認を受けることを希望する発電契約者（ただし、一般送配電事業の許可を受けていない発電契約者にあつては、一般送配電事業者との間でその旨の発電量調整契約を締結した者に限る。以下「特例契約者」という。）又は電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成28年6月3日法律第59号）による改正前のFIT法に定める特定契約を締結している小売電気事業者等であつて特定契約に基づき受電する電気に係る発電計画の計画値の通知若しくは確認を受けることを希望する発電契約者（ただし、一般送配電事業の許可を受けていない発電契約者にあつては、一般送配電事業者との間でその旨の発電量調整契約を締結した者に限る。以下「旧特例契約者」という。）は、次の各号に掲げる手順によって、計画値の通知又は確認を受けることを希望した発電計画（以下「特例発電計画」という。）を作成する。なお、週間計画以前の計画については、小売電気事業者等自らが作成するものとする。</p> <p>一 太陽光電源又は風力電源の場合 ア （略） イ 一般送配電事業者は、この号アの規定により特例契約者等が作成した様式に、実需給日の前々日16時まで、特例発電計画に係る太陽光電源又は風力電源の発電計画の値を入力する。また、実需給日の前日6時まで、入力した値について見直し、再入力する。</p> <p>二 水力電源、地熱電源又はバイオマス電源の場合 ア （略） イ 一般送配電事業者は、実需給日の前々日16時まで、この号アの特例発電計画の妥当性を確認する。</p> <p>2 特例契約者等は、前項各号の規定により一般送配電事業者が入力し、又は特例契約者等が作成し一般送配電事業者がその妥当性を確認した発電計画の内容にしたがって、実需給日の前日12時まで、発電販売計画等を本機関に提出しなければならない。</p> <p>3 一般送配電事業者は、第1項第1号イの特例発電計画の想定方法について、あらかじめ定め公表するとともに、当該方法により想定した実績を定期的に取りまとめて公表するものとする。</p>	<p>を指す。）の計画値の通知若しくは確認を受けることを希望する発電契約者（ただし、一般送配電事業又は配電事業の許可を受けていない発電契約者にあつては、一般送配電事業者又は配電事業者との間でその旨の発電量調整契約を締結した者に限る。以下「特例契約者」という。）又は電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成28年6月3日法律第59号）による改正前の再生可能エネルギー電気特措法第2条第5項に規定する特定契約を締結している小売電気事業者等であつて、その特定契約に基づき受電する電気に係る発電計画の計画値の通知若しくは確認を受けることを希望する発電契約者（ただし、一般送配電事業又は配電事業の許可を受けていない発電契約者にあつては、一般送配電事業者又は配電事業者との間でその旨の発電量調整契約を締結した者に限る。以下「旧特例契約者」という。）は、次の各号に掲げる手順によって、計画値の通知又は確認を受けることを希望した発電計画（以下「特例発電計画」という。）を一般送配電事業者の供給区域ごとに作成する。なお、週間計画以前の計画については、小売電気事業者等自らが作成するものとする。</p> <p>一 太陽光電源又は風力電源の場合 ア （略） イ 一般送配電事業者及び配電事業者は、この号アの規定により特例契約者等が作成した様式に、実需給日の前々日16時まで、特例発電計画に係る太陽光電源又は風力電源の発電計画の値を入力する。また、実需給日の前日6時まで、入力した値について見直し、再入力する。<u>ただし、配電事業者が発電計画の値を入力する場合には、当該配電事業者が事業を行う一般送配電事業者の供給区域ごとに、当該一般送配電事業者が入力することができる。</u></p> <p>二 水力電源、地熱電源又はバイオマス電源の場合 ア （略） イ 一般送配電事業者及び配電事業者は、実需給日の前々日16時まで、この号アの特例発電計画の妥当性を確認する。<u>ただし、配電事業者が妥当性を確認する場合には、当該配電事業者が事業を行う一般送配電事業者の供給区域ごとに、当該一般送配電事業者が妥当性を確認することができる。</u></p> <p>2 特例契約者等は、前項各号の規定により一般送配電事業者又は配電事業者が入力し、又は特例契約者等が作成し一般送配電事業者又は配電事業者がその妥当性を確認した発電計画の内容にしたがって、実需給日の前日12時まで、発電販売計画等を本機関に提出しなければならない。</p> <p>3 一般送配電事業者及び配電事業者は、第1項第1号イの特例発電計画の想定方法について、あらかじめ定め公表するとともに、当該方法により想定した実績を定期的に取りまとめて公表するものとする。</p>
<p>(一般送配電事業者による計画等の提出)</p> <p>第141条 一般送配電事業者は、次の各号に掲げる計画その他の情報を、同号に掲げる期限までに、本機関に提出しなければならない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 供給区域における発電契約者の発電実績、一般送配電事業者及び特定送配電事業者のFIT電源により発電された電気の調達実績並びに託送供給契約者の需要実績 供給月の2か月後（ただし、当該期限にかかわらず、概算値については、速やかに提出しなければならない。）</p>	<p>(一般送配電事業者及び配電事業者による計画等の提出)</p> <p>第141条 一般送配電事業者及び配電事業者は、次の各号（配電事業者にあつては、第2号を除く。）掲げる計画その他の情報を、同号に掲げる期限までに、本機関に提出しなければならない。<u>ただし、配電事業者が計画その他の情報を提出する場合には、当該配電事業者が事業を行う一般送配電事業者の供給区域ごとに、当該一般送配電事業者が提出する計画その他の情報とあわせて本機関に提出することができる。</u></p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 供給区域における発電契約者の発電実績、一般送配電事業者、配電事業者及び特定送配電事業者のFIT電源により発電された電気の調達実績並びに託送供給契約者の需要実績 供給月の2か月後（ただし、当該期限にかかわらず、概算値については、速やかに提出しなければならない。）</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>(特定送配電事業者による情報提出)</p> <p>第142条 特定送配電事業者(一般送配電事業者と託送供給契約を締結していない登録特定送配電事業者を含む。以下、この条において同じ。)は、供給計画のほか、本機関が必要と認めるときは、<u>供給区域</u>の需要及び供給力に関する資料を提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(特定送配電事業者による情報提出)</p> <p>第142条 特定送配電事業者(一般送配電事業者<u>又は配電事業者</u>と託送供給契約を締結していない登録特定送配電事業者を含む。以下、この条において同じ。)は、供給計画のほか、本機関が必要と認めるときは、<u>供給地点</u>の需要及び供給力に関する資料を提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(追加資料の提出)</p> <p>第143条 一般送配電事業者は、次の各号に掲げる場合において、より詳細な検討を行う必要があるときは、理由を説明した上で、託送供給契約者、発電契約者及び需要抑制契約者に対し、当該計画に関するより詳細な断面の需要調達計画等、発電販売計画等その他必要な資料の提出を求めることができる。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>2 託送供給契約者、発電契約者及び需要抑制契約者は、業務規程第110条又は前項の規定により、本機関<u>又は</u>一般送配電事業者から提出した計画その他の情報に対して、追加の資料の提出を求められた場合には、速やかにこれに応じなければならない。</p>	<p>(追加資料の提出)</p> <p>第143条 一般送配電事業者<u>及び配電事業者</u>は、次の各号に掲げる場合において、より詳細な検討を行う必要があるときは、理由を説明した上で、託送供給契約者、発電契約者及び需要抑制契約者に対し、当該計画に関するより詳細な断面の需要調達計画等、発電販売計画等その他必要な資料の提出を求めることができる。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>2 託送供給契約者、発電契約者及び需要抑制契約者は、業務規程第110条又は前項の規定により、本機関、<u>一般送配電事業者</u><u>又は配電事業者</u>から提出した計画その他の情報に対して、追加の資料の提出を求められた場合には、速やかにこれに応じなければならない。</p>
<p>(計画の変更)</p> <p>第144条 (略)</p> <p>2 発電契約者は、別表8-2の翌日計画又は当日計画を変更する場合には、本機関<u>及び</u>一般送配電事業者と事前の協議により確認できている場合に限り、関係する発電設備設置者を通じて、変更後の発電販売計画等を本機関に提出することができる。</p>	<p>(計画の変更)</p> <p>第144条 (略)</p> <p>2 発電契約者は、別表8-2の翌日計画又は当日計画を変更する場合には、本機関、<u>一般送配電事業者</u><u>及び配電事業者</u>と事前の協議により確認できている場合に限り、関係する発電設備設置者を通じて、変更後の発電販売計画等を本機関に提出することができる。</p>
<p>(本機関の指示又は要請を受けた会員その他の電気供給事業者の託送利用に関する契約)</p> <p>第149条 一般送配電事業者その他の電気供給事業者(ただし、送電事業者を除く。)は、本機関の指示又は要請に基づく電気の供給に伴う託送供給を行うため、託送供給の実施前又は緊急時やむを得ない場合は託送供給の実施後、速やかに託送供給の条件等を定めた契約を締結するものとする。</p>	<p>(本機関の指示又は要請を受けた会員その他の電気供給事業者の託送利用に関する契約)</p> <p>第149条 一般送配電事業者、<u>配電事業者</u>その他の電気供給事業者(ただし、送電事業者を除く。)は、本機関の指示又は要請に基づく電気の供給に伴う託送供給を行うため、託送供給の実施前又は緊急時やむを得ない場合は託送供給の実施後、速やかに託送供給の条件等を定めた契約を締結するものとする。</p>
<p>第10章 一般送配電事業者の系統運用等</p>	<p>第10章 一般送配電事業者<u>及び配電事業者</u>の系統運用等</p>
<p>(系統運用業務)</p> <p>第150条 一般送配電事業者は、人身の安全、設備の保全、電力系統の安定性等を確保し、電力品質を維持するため、電力系統の運用(以下「系統運用」という。)に関する業務を行う。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(系統運用業務)</p> <p>第150条 一般送配電事業者<u>及び配電事業者</u>は、人身の安全、設備の保全、電力系統の安定性等を確保し、電力品質を維持するため、電力系統の運用(以下「系統運用」という。)に関する業務を行う。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(系統運用上の系統構成の決定)</p> <p>第151条 一般送配電事業者は、次の各号に掲げる事項を実現できるよう、系統構成を決定する。</p> <p>一～五 (略)</p>	<p>(系統運用上の系統構成の決定)</p> <p>第151条 一般送配電事業者<u>及び配電事業者</u>は、次の各号に掲げる事項を実現できるよう、系統構成を決定する。</p> <p>一～五 (略)</p>
<p>(電力系統の監視)</p> <p>第152条 一般送配電事業者は、自らの供給区域における電力系統に関し、次の各号に掲げる事項を監視する。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>五～七</u> (略)</p> <p>2 一般送配電事業者は、小売電気事業者等が、法第2条の12第1項に規定する必要な供給力(法第</p>	<p>(電力系統の監視)</p> <p>第152条 一般送配電事業者<u>及び配電事業者</u>は、自らの供給区域における電力系統に関し、次の各号に掲げる事項を監視する。</p> <p>一～四 (略)</p> <p><u>五 特定卸供給事業者の電気の供給量及び供給余力に関する状況</u></p> <p><u>六～八</u> (略)</p> <p>2 一般送配電事業者<u>及び配電事業者</u>は、小売電気事業者等が、法第2条の12第1項に規定する必要</p>

変 更 前 (変更点の下線)	変 更 後 (変更点の下線)
<p>27条の26第2項において準用する場合を含む。)を確保していないと認められる場合、当該小売電気事業者等に対して、供給力を確保するよう要請することができる。</p> <p>3 一般送配電事業者は、託送供給契約者、発電契約者及び需要抑制契約者の同時同量の逸脱が供給区域の需給状況の悪化の大きな要因となっている場合、同時同量の逸脱が頻繁に発生する場合その他供給区域の系統運用上、重大な影響を及ぼす場合は、当該託送供給契約者、発電契約者及び需要抑制契約者に対して、同時同量を遵守するよう要請することができる。</p> <p>4 一般送配電事業者は、前2項に掲げる場合は、速やかに本機関に報告するものとする。</p>	<p>な供給力(法第27条の26第2項において準用する場合を含む。)を確保していないと認められる場合、当該小売電気事業者等に対して、供給力を確保するよう要請することができる。</p> <p>3 一般送配電事業者<u>及び配電事業者</u>は、託送供給契約者、発電契約者及び需要抑制契約者の同時同量の逸脱が供給区域の需給状況の悪化の大きな要因となっている場合、同時同量の逸脱が頻繁に発生する場合その他供給区域の系統運用上、重大な影響を及ぼす場合は、当該託送供給契約者、発電契約者及び需要抑制契約者に対して、同時同量を遵守するよう要請することができる。</p> <p>4 一般送配電事業者<u>及び配電事業者</u>は、前2項に掲げる場合は、速やかに本機関に報告するものとする。</p>
<p>(潮流調整)</p> <p>第153条 一般送配電事業者は、次の各号に掲げる方法により、流通設備に流れる潮流を、運用容量の範囲内で、電力系統の安定性を確保できる適切な値に調整するよう努める(以下「潮流調整」という。)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 一般送配電事業者が調整力としてあらかじめ確保する発電機<u>及び</u>一般送配電事業者からオンラインで調整ができる発電機の出力の調整(発電機の起動又は停止を含む。以下同じ。)</p> <p>2 一般送配電事業者は、流通設備の作業停止等を行う場合において、流通設備(ただし、連系線は除く。)に流れる潮流が運用容量を超過する又は超過するおそれがある場合は、前項の発電機<u>及び</u>一般送配電事業者からオンラインで調整ができない発電機の発電計画提出者間の公平性を確保しつつ、出力調整による潮流調整効果の高い発電機の出力の調整を行う。</p>	<p>(潮流調整)</p> <p>第153条 一般送配電事業者<u>及び配電事業者</u>は、次の各号に掲げる方法により、流通設備に流れる潮流を、運用容量の範囲内で、電力系統の安定性を確保できる適切な値に調整するよう努める(以下「潮流調整」という。)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 一般送配電事業者<u>及び配電事業者</u>が調整力としてあらかじめ確保する発電機<u>並びに</u>一般送配電事業者<u>及び配電事業者</u>からオンラインで調整ができる発電機の出力の調整(発電機の起動又は停止を含む。以下同じ。)</p> <p>2 一般送配電事業者<u>及び配電事業者</u>は、流通設備の作業停止等を行う場合において、流通設備(ただし、連系線は除く。)に流れる潮流が運用容量を超過する又は超過するおそれがある場合は、前項の発電機<u>並びに</u>一般送配電事業者<u>及び配電事業者</u>からオンラインで調整ができない発電機の発電計画提出者間の公平性を確保しつつ、出力調整による潮流調整効果の高い発電機の出力の調整を行う。</p>
<p>(電力系統に異常発生が予想されるとき)の事前措置)</p> <p>第154条 一般送配電事業者は、台風、暴風雪等によって、供給区域の電力系統において停電等の異常が発生するおそれがあると判断した場合には、必要に応じて、次の各号に掲げる対策を実施し、異常の発生に備えた態勢を整備する。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>2 一般送配電事業者は、前項に定める場合において、電力系統の異常の発生を抑制又は防止するため、必要に応じて、次の各号に掲げる措置を講じる。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 一般送配電事業者が調整力としてあらかじめ確保する発電機<u>及び</u>一般送配電事業者からオンラインで調整ができる発電機の出力の調整</p> <p>六 (略)</p> <p>3 一般送配電事業者は、前項の措置が電気供給事業者の発電機の運転や電気の供給に制約を与える場合は、事前又は事後速やかに、電気供給事業者に当該措置の内容について連絡する。</p> <p>4 一般送配電事業者は、第2項の措置を講じる場合において、広域連系系統の運用又は供給区域の需給バランスに重大な影響を与える場合には、本機関に対し、事前又は事後速やかに当該措置を講じる旨を報告するものとする。</p>	<p>(電力系統に異常発生が予想されるとき)の事前措置)</p> <p>第154条 一般送配電事業者<u>及び配電事業者</u>は、台風、暴風雪等によって、供給区域の電力系統において停電等の異常が発生するおそれがあると判断した場合には、必要に応じて、次の各号に掲げる対策を実施し、異常の発生に備えた態勢を整備する。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>2 一般送配電事業者<u>及び配電事業者</u>は、前項に定める場合において、電力系統の異常の発生を抑制又は防止するため、必要に応じて、次の各号に掲げる措置を講じる。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 一般送配電事業者<u>及び配電事業者</u>が調整力としてあらかじめ確保する発電機<u>並びに</u>一般送配電事業者<u>及び配電事業者</u>からオンラインで調整ができる発電機の出力の調整</p> <p>六 (略)</p> <p>3 一般送配電事業者<u>及び配電事業者</u>は、前項の措置が電気供給事業者の発電機の運転や電気の供給に制約を与える場合は、事前又は事後速やかに、電気供給事業者に当該措置の内容について連絡する。</p> <p>4 一般送配電事業者<u>及び配電事業者</u>は、第2項の措置を講じる場合において、広域連系系統の運用又は供給区域の需給バランスに重大な影響を与える場合には、本機関に対し、事前又は事後速やかに当該措置を講じる旨を報告するものとする。</p>
<p>(電力系統の異常発生時の措置)</p> <p>第155条 一般送配電事業者は、供給区域の電力系統において停電等の異常が発生した場合は、必要により次の各号に掲げる措置を講じ、電力系統の異常を解消するよう努める(以下「電力系統の復旧」という。)</p> <p>一 (略)</p>	<p>(電力系統の異常発生時の措置)</p> <p>第155条 一般送配電事業者<u>及び配電事業者</u>は、供給区域の電力系統において停電等の異常が発生した場合は、必要により次の各号に掲げる措置を講じ、電力系統の異常を解消するよう努める(以下「電力系統の復旧」という。)</p> <p>一 (略)</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>二 一般送配電事業者が調整力としてあらかじめ確保する発電機<u>及び</u>一般送配電事業者からオンラインで調整ができる発電機の出力の調整</p> <p>三～五 (略)</p>	<p>二 一般送配電事業者<u>及び配電事業者</u>が調整力としてあらかじめ確保する発電機<u>並びに</u>一般送配電事業者<u>及び配電事業者</u>からオンラインで調整ができる発電機の出力の調整</p> <p>三～五 (略)</p>
<p>(電力系統の異常発生時の発電機の出力の調整)</p> <p>第156条 一般送配電事業者は、前条第3号の発電機の出力の調整を行う場合には、発電機の出力変化速度、調整容量等を考慮して、電力系統の復旧に最も適切と考えられる発電機を出力の調整の対象とする。</p>	<p>(電力系統の異常発生時の発電機の出力の調整)</p> <p>第156条 一般送配電事業者<u>及び配電事業者</u>は、前条第3号の発電機の出力の調整を行う場合には、発電機の出力変化速度、調整容量等を考慮して、電力系統の復旧に最も適切と考えられる発電機を出力の調整の対象とする。</p>
<p>(電力系統の異常発生時の供給区域の需要の抑制又は遮断)</p> <p>第157条 一般送配電事業者は、第155条に定める方法では電力系統の異常が解消できない場合は、供給区域の需要を抑制又は遮断することができる。</p> <p>2 一般送配電事業者は、供給区域の需要の抑制又は遮断に当たっては、社会的影響を考慮するとともに、電気事業者及び需要者間の公平性に配慮する。</p>	<p>(電力系統の異常発生時の供給区域の需要の抑制又は遮断)</p> <p>第157条 一般送配電事業者<u>及び配電事業者</u>は、第155条に定める方法では電力系統の異常が解消できない場合は、供給区域の需要を抑制又は遮断することができる。</p> <p>2 一般送配電事業者<u>及び配電事業者</u>は、供給区域の需要の抑制又は遮断に当たっては、社会的影響を考慮するとともに、電気事業者及び需要者間の公平性に配慮する。</p>
<p>(電力設備の異常発生時の電気供給事業者の措置)</p> <p>第158条 一般送配電事業者を除く電気供給事業者は、自己が保有又は運転する電力設備を正常に運転することが困難となり、電力系統の安定性や電力品質の維持に影響を及ぼすことが予想される場合は、速やかにその状況を一般送配電事業者に連絡し、協議の上で必要な措置を講じる。ただし、一般送配電事業者との間で当該電気供給事業者が講じるべき措置を事前に合意している場合は、当該措置を講じた上で、一般送配電事業者へ連絡する。</p> <p>2 一般送配電事業者を除く電気供給事業者は、人身の安全を損なうおそれがある場合又は電力設備の故障の発生若しくは拡大のおそれがある場合には、自己が保有又は運転する電力設備を緊急停止することができる。</p> <p>3 一般送配電事業者を除く電気供給事業者は、前各項の措置を講じた場合は、電力系統に発生した電力系統の異常の状況及び措置の結果を速やかに一般送配電事業者に連絡する。</p>	<p>(電力設備の異常発生時の電気供給事業者の措置)</p> <p>第158条 一般送配電事業者<u>又は配電事業者</u>を除く電気供給事業者は、自己が保有又は運転する電力設備を正常に運転することが困難となり、電力系統の安定性や電力品質の維持に影響を及ぼすことが予想される場合は、速やかにその状況を一般送配電事業者<u>又は配電事業者</u>に連絡し、協議の上で必要な措置を講じる。ただし、一般送配電事業者<u>又は配電事業者</u>との間で当該電気供給事業者が講じるべき措置を事前に合意している場合は、当該措置を講じた上で、一般送配電事業者<u>又は配電事業者</u>へ連絡する。</p> <p>2 一般送配電事業者<u>又は配電事業者</u>を除く電気供給事業者は、人身の安全を損なうおそれがある場合又は電力設備の故障の発生若しくは拡大のおそれがある場合には、自己が保有又は運転する電力設備を緊急停止することができる。</p> <p>3 一般送配電事業者<u>又は配電事業者</u>を除く電気供給事業者は、前各項の措置を講じた場合は、電力系統に発生した電力系統の異常の状況及び措置の結果を速やかに一般送配電事業者<u>又は配電事業者</u>に連絡する。</p>
<p>(周波数の維持)</p> <p>第159条 一般送配電事業者は、法第26条第1項に規定する周波数を維持するために必要な調整力を確保の上、需要に応じた電気の供給量を調整し、周波数を維持するよう努める(以下「周波数調整」という。)</p>	<p>(周波数の維持)</p> <p>第159条 一般送配電事業者<u>及び配電事業者</u>は、法第26条第1項に規定する周波数を維持するために必要な調整力を確保の上、需要に応じた電気の供給量を調整し、周波数を維持するよう努める(以下「周波数調整」という。)</p>
<p>(周波数調整の方法)</p> <p>第160条 一般送配電事業者は、調整力を使用することにより、周波数調整を行う。</p>	<p>(周波数調整の方法)</p> <p>第160条 一般送配電事業者<u>及び配電事業者</u>は、調整力を使用することにより、周波数調整を行う。</p>
<p>(短周期広域周波数調整のための利用枠確保の要請)</p> <p>第161条 一般送配電事業者は、翌日の供給区域の短周期調整力が不足し又は短周期調整力の不足するおそれがある場合には、実需給日の前日12時以降において、本機関に対して、短周期広域周波数調整のための連系線の利用枠の確保を要請しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(短周期広域周波数調整のための利用枠確保の要請)</p> <p>第161条 一般送配電事業者は、翌日の<u>一般送配電事業者</u>の供給区域の短周期調整力が不足し又は短周期調整力の不足するおそれがある場合には、実需給日の前日12時以降において、本機関に対して、短周期広域周波数調整のための連系線の利用枠の確保を要請しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(短周期広域周波数調整のための協力)</p> <p>第163条 一般送配電事業者は、本機関より、短周期調整力が不足又は短周期調整力が不足するおそれのある一般送配電事業者に対する協力可能な短周期調整力の調整量及び時間の算出の依頼を受けた場合には、速やかに算出結果を本機関に通知しなければならない。</p>	<p>(短周期広域周波数調整のための協力)</p> <p>第163条 一般送配電事業者<u>及び配電事業者</u>は、本機関より、短周期調整力が不足又は短周期調整力が不足するおそれのある一般送配電事業者に対する協力可能な短周期調整力の調整量及び時間の算出の依頼を受けた場合には、速やかに算出結果を本機関に通知しなければならない。</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>(短周期広域周波数調整の実施により授受する金額)</p> <p>第164条 短周期広域周波数調整を実施した場合において、関係する一般送配電事業者が支払い、又は受領すべき金額その他に係る事項は、接続対象計画差対応補給電力料金等に基づき、当事者間の協議により決定する。</p>	<p>(短周期広域周波数調整の実施により授受する金額)</p> <p>第164条 短周期広域周波数調整を実施した場合において、関係する一般送配電事業者及び配電事業者が支払い、又は受領すべき金額その他に係る事項は、接続対象計画差対応補給電力料金等に基づき、当事者間の協議により決定する。</p>
<p>(異常時の周波数調整)</p> <p>第165条 一般送配電事業者は、電力設備の故障、需要の急増又は急減その他想定外の事情によって、周波数が大幅に変動し、周波数の維持が困難な状態が継続する場合又は継続するおそれがある場合は(以下「周波数異常時」という。)、必要に応じ、第160条及び第162条に定める周波数調整のほか、次の各号に掲げる措置を講じる。</p> <p>一 一般送配電事業者が調整力として確保した発電機及び一般送配電事業者からオンラインで調整ができる発電機の緊急停止(揚水式発電機の揚水運転の緊急停止を含む。以下、この条において同じ。)</p> <p>二・三 (略)</p>	<p>(異常時の周波数調整)</p> <p>第165条 一般送配電事業者及び配電事業者は、電力設備の故障、需要の急増又は急減その他想定外の事情によって、周波数が大幅に変動し、周波数の維持が困難な状態が継続する場合又は継続するおそれがある場合は(以下「周波数異常時」という。)、必要に応じ、第160条及び第162条に定める周波数調整のほか、次の各号に掲げる措置を講じる。</p> <p>一 一般送配電事業者及び配電事業者が調整力として確保した発電機並びに一般送配電事業者及び配電事業者からオンラインで調整ができる発電機の緊急停止(揚水式発電機の揚水運転の緊急停止を含む。以下、この条において同じ。)</p> <p>二・三 (略)</p>
<p>(周波数異常時の発電機の出力の調整)</p> <p>第166条 一般送配電事業者は、前条第2号の発電機の出力の調整を行う場合には、発電機の出力変化速度、調整容量等を考慮して、周波数の維持又は回復に適切と考えられる発電機を出力の調整の対象とする。</p>	<p>(周波数異常時の発電機の出力の調整)</p> <p>第166条 一般送配電事業者及び配電事業者は、前条第2号の発電機の出力の調整を行う場合には、発電機の出力変化速度、調整容量等を考慮して、周波数の維持又は回復に適切と考えられる発電機を出力の調整の対象とする。</p>
<p>(周波数異常時の供給区域の需要の抑制又は遮断)</p> <p>第167条 一般送配電事業者は、周波数が大幅に低下した周波数異常時において、第165条に定める周波数調整を行ったにもかかわらず、周波数を維持又は回復できない場合には、供給区域の需要を抑制又は遮断することができる。ただし、同条に定める周波数調整では周波数を維持又は回復することができないと考えられる緊急の場合には、同条に定める周波数調整を行わずに、供給区域の需要を抑制又は遮断できる。</p> <p>2 一般送配電事業者は、供給区域の需要の抑制又は遮断に当たっては、社会的影響を考慮するとともに、電気事業者及び需要者間の公平性に配慮する。</p>	<p>(周波数異常時の供給区域の需要の抑制又は遮断)</p> <p>第167条 一般送配電事業者及び配電事業者は、周波数が大幅に低下した周波数異常時において、第165条に定める周波数調整を行ったにもかかわらず、周波数を維持又は回復できない場合には、供給区域の需要を抑制又は遮断することができる。ただし、同条に定める周波数調整では周波数を維持又は回復することができないと考えられる緊急の場合には、同条に定める周波数調整を行わずに、供給区域の需要を抑制又は遮断できる。</p> <p>2 一般送配電事業者及び配電事業者は、供給区域の需要の抑制又は遮断に当たっては、社会的影響を考慮するとともに、電気事業者及び需要者間の公平性に配慮する。</p>
<p>(上げ調整力の活用)</p> <p>第169条 一般送配電事業者は、電力設備の故障、需要予測又は発電予測の誤差等によって、供給区域の需要に対する電気の供給が不足すると見込まれる場合には、次の各号に掲げる措置を講じる。</p> <p>一 一般送配電事業者があらかじめ確保した調整力の活用</p> <p>二 一般送配電事業者からオンラインで調整ができる発電機の起動</p>	<p>(上げ調整力の活用)</p> <p>第169条 一般送配電事業者及び配電事業者は、電力設備の故障、需要予測又は発電予測の誤差等によって、供給区域の需要に対する電気の供給が不足すると見込まれる場合には、次の各号に掲げる措置を講じる。</p> <p>一 一般送配電事業者及び配電事業者があらかじめ確保した調整力の活用</p> <p>二 一般送配電事業者及び配電事業者からオンラインで調整ができる発電機の起動</p>
<p>(予備力の増加)</p> <p>第170条 一般送配電事業者は、前条の措置を講じても上げ調整力不足又は上げ調整力不足の発生するおそれがあると判断した場合は、次の各号に掲げる方法により、供給区域の予備力を増加させるよう努める。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 火力発電機の定格出力を超える運転の準備(ただし、一般送配電事業者が発電設備を保有する事業者と事前に合意した発電機に限る。)</p> <p>三 (略)</p>	<p>(予備力の増加)</p> <p>第170条 一般送配電事業者及び配電事業者は、前条の措置を講じても上げ調整力不足又は上げ調整力不足の発生するおそれがあると判断した場合は、次の各号に掲げる方法により、供給区域の予備力を増加させるよう努める。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 火力発電機の定格出力を超える運転の準備(ただし、一般送配電事業者又は配電事業者が発電設備を保有する事業者と事前に合意した発電機に限る。)</p> <p>三 (略)</p>
<p>(供給力が不足する場合の需要の抑制又は遮断)</p>	<p>(供給力が不足する場合の需要の抑制又は遮断)</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>第172条 一般送配電事業者は、前2条の措置を行ってもなお自己の供給区域の需給ひっ迫を解消できないときは、需要の抑制又は遮断を行うことができる。ただし、緊急やむを得ない場合は、前2条の措置を講じることなく、需要の抑制又は遮断を行うことができる。</p> <p>2 一般送配電事業者は、前項の措置を行うに当たり、社会的影響を考慮するとともに、電気事業者及び需要者間の公平性に配慮する。</p> <p>3 一般送配電事業者は、第1項の措置を行ったときは、遅滞なく、当該措置の対象となった電気事業者及び需要者に対して当該措置を講じた理由を説明する。</p>	<p>第172条 一般送配電事業者及び配電事業者は、前2条の措置を行ってもなお自己の供給区域の需給ひっ迫を解消できないときは、需要の抑制又は遮断を行うことができる。ただし、緊急やむを得ない場合は、前2条の措置を講じることなく、需要の抑制又は遮断を行うことができる。</p> <p>2 一般送配電事業者及び配電事業者は、前項の措置を行うに当たり、社会的影響を考慮するとともに、電気事業者及び需要者間の公平性に配慮する。</p> <p>3 一般送配電事業者及び配電事業者は、第1項の措置を行ったときは、遅滞なく、当該措置の対象となった電気事業者及び需要者に対して当該措置を講じた理由を説明する。</p>
<p>(下げ調整力の活用)</p> <p>第173条 一般送配電事業者は、電力設備の故障、需要予測又は発電予測の誤差等によって、供給区域の需要に対する電気の供給が余剰になると見込まれる場合は、次の各号に掲げる措置を講じる。</p> <p>一 一般送配電事業者が調整力としてあらかじめ確保した次のアからウまでに掲げる方法</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>二 一般送配電事業者からオンラインで調整ができる次のアからウまでに掲げる方法</p> <p>ア～ウ (略)</p>	<p>(下げ調整力の活用)</p> <p>第173条 一般送配電事業者及び配電事業者は、電力設備の故障、需要予測又は発電予測の誤差等によって、供給区域の需要に対する電気の供給が余剰になると見込まれる場合は、次の各号に掲げる措置を講じる。</p> <p>一 一般送配電事業者及び配電事業者が調整力としてあらかじめ確保した次のアからウまでに掲げる方法</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>二 一般送配電事業者及び配電事業者からオンラインで調整ができる次のアからウまでに掲げる方法</p> <p>ア～ウ (略)</p>
<p>(下げ調整力が不足する場合の措置)</p> <p>第174条 一般送配電事業者は、前条の措置を講じても供給区域の電気の余剰を解消できず、下げ調整力不足又は下げ調整力不足の発生するおそれがあると判断した場合には、次の各号の順位にしたがって同号に掲げる措置を講じる。</p> <p>一 一般送配電事業者からオンラインで調整できない次のアからウまでに掲げる方法(第3号から第5号まで及び第7号に掲げる方法を除く。)</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>二～七 (略)</p> <p>2 一般送配電事業者は、前項各号の措置の実施に要する時間等を考慮した上で、関係する電気供給事業者に対し、実施に必要となる要請又は指令を行う。</p>	<p>(下げ調整力が不足する場合の措置)</p> <p>第174条 一般送配電事業者は、前条の措置を講じても<u>一般送配電事業者の</u>供給区域の電気の余剰を解消できず、下げ調整力不足又は下げ調整力不足の発生するおそれがあると判断した場合には、次の各号の順位にしたがって同号に掲げる措置を講じる。</p> <p>一 一般送配電事業者及び配電事業者からオンラインで調整できない次のアからウまでに掲げる方法(第3号から第5号まで及び第7号に掲げる方法を除く。)</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>二～七 (略)</p> <p>2 一般送配電事業者は、前項各号の措置の実施に要する時間等を考慮した上で、<u>配電事業者及び関係する電気供給事業者</u>に対し、実施に必要となる要請又は指令を行う。</p>
<p>(出力抑制又は揚水運転の実施に係る事前協議)</p> <p>第175条 一般送配電事業者は、前条第1項第1号及び第2号に掲げる下げ調整力不足を回避するための措置の要請の対象として選定された発電設備に係る発電契約者又は当該発電設備を保有する発電設備設置者(以下、この節において「発電契約者等」という。)とあらかじめ出力抑制又は揚水運転に係る料金その他の条件について、合意しなければならない。</p>	<p>(出力抑制又は揚水運転の実施に係る事前協議)</p> <p>第175条 一般送配電事業者及び配電事業者は、前条第1項第1号及び第2号に掲げる下げ調整力不足を回避するための措置の要請の対象として選定された発電設備に係る発電契約者又は当該発電設備を保有する発電設備設置者(以下、この節において「発電契約者等」という。)とあらかじめ出力抑制又は揚水運転に係る料金その他の条件について、合意しなければならない。</p>
<p>(緊急時の出力抑制)</p> <p>第176条 一般送配電事業者は、需要の急激な減少、急激な出水等が生じたことにより緊急時の必要が認められる場合には、第174条第1項の順位にかかわらず、給電指令による出力抑制を行うことができる。</p>	<p>(緊急時の出力抑制)</p> <p>第176条 一般送配電事業者及び配電事業者は、需要の急激な減少、急激な出水等が生じたことにより緊急時の必要が認められる場合には、第174条第1項の順位にかかわらず、給電指令による出力抑制を行うことができる。</p>
<p>(長周期広域周波数調整のための電力量及び時間の調整)</p> <p>第177条 一般送配電事業者は、翌日の供給区域の下げ調整力不足又は下げ調整力の不足するおそれがある場合には、実需給日の前日12時以降において、本機関に対して、第174条第1項第2号に規定する長周期広域周波数調整のための電力量及び時間の調整を要請することができる。</p>	<p>(長周期広域周波数調整のための電力量及び時間の調整)</p> <p>第177条 一般送配電事業者は、翌日の<u>一般送配電事業者の</u>供給区域の下げ調整力不足又は下げ調整力の不足するおそれがある場合には、実需給日の前日12時以降において、本機関に対して、第174条第1項第2号に規定する長周期広域周波数調整のための電力量及び時間の調整を要請することができる。</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
2 (略)	2 (略)
<p>(長周期広域周波数調整のための協力)</p> <p>第179条 一般送配電事業者は、本機関より、下げ調整力が不足又は下げ調整力が不足するおそれのある一般送配電事業者に対する協力可能な電力量及び時間の算出の依頼を受けた場合には、原則として、実需給日の前日16時までに、算出結果を本機関に通知しなければならない。</p>	<p>(長周期広域周波数調整のための協力)</p> <p>第179条 一般送配電事業者及び配電事業者は、本機関より、下げ調整力が不足又は下げ調整力が不足するおそれのある一般送配電事業者に対する協力可能な電力量及び時間の算出の依頼を受けた場合には、原則として、実需給日の前日16時までに、算出結果を本機関に通知しなければならない。</p>
<p>(長周期広域周波数調整を行った場合の一般送配電事業者間の精算)</p> <p>第181条 長周期広域周波数調整を実施した場合において、関係する一般送配電事業者が支払い、又は受領すべき金額その他に係る事項は、接続対象計画差対応補給電力料金等を基に、当事者間の協議により決定する。</p>	<p>(長周期広域周波数調整を行った場合の一般送配電事業者間の精算)</p> <p>第181条 長周期広域周波数調整を実施した場合において、関係する一般送配電事業者及び配電事業者が支払い、又は受領すべき金額その他に係る事項は、接続対象計画差対応補給電力料金等を基に、当事者間の協議により決定する。</p>
<p>(下げ代不足を解消するための本機関に対する指示の要請)</p> <p>第182条 一般送配電事業者は、下げ代不足又は下げ代不足のおそれを解消するために必要がある場合は、本機関に対し、業務規程第111条に定める指示を行うよう要請することができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(下げ代不足を解消するための本機関に対する指示の要請)</p> <p>第182条 一般送配電事業者は、<u>供給区域</u>の下げ代不足又は下げ代不足のおそれを解消するために必要がある場合は、本機関に対し、業務規程第111条に定める指示を行うよう要請することができる。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(自然変動電源の出力抑制を行った場合の検証)</p> <p>第183条 一般送配電事業者は、第174条第1項第5号に定める自然変動電源の出力抑制を行った場合、本機関に対し、第1号から第3号までに掲げる事項は速やかに、第4号に掲げる事項は翌年度4月末日までに説明を行うとともに、その裏付けとなる資料を提出しなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 一般送配電事業者が講じた第173条の措置の具体的内容</p> <p>三・四 (略)</p>	<p>(自然変動電源の出力抑制を行った場合の検証)</p> <p>第183条 一般送配電事業者及び配電事業者は、第174条第1項第5号に定める自然変動電源の出力抑制を行った場合、本機関に対し、第1号から第3号までに掲げる事項は速やかに、第4号に掲げる事項は翌年度4月末日までに説明を行うとともに、その裏付けとなる資料を提出しなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 一般送配電事業者又は配電事業者が講じた第173条の措置の具体的内容</p> <p>三・四 (略)</p>
<p>(発電契約者等に対する出力制御等を行った場合の説明)</p> <p>第184条 一般送配電事業者は、第174条第1項各号(ただし、第2号及び第6号を除く。)の出力抑制の対象となる発電設備の選定に当たり、電気供給事業者間の公平性に配慮しなければならない。</p> <p>2 一般送配電事業者は、第174条第1項第1号及び第3号から第5号までに規定する出力抑制等を給電指令により行う際には、給電指令を受ける発電契約者等に対し、事前に、次の各号に掲げる事項について説明するとともに、当該事業者等と協議しなければならない。ただし、緊急時には事後速やかに説明を行えば足りるものとする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>3 一般送配電事業者は、発電契約者等から求められた場合は、書面をもって、前項の説明を行うものとする。</p>	<p>(発電契約者等に対する出力制御等を行った場合の説明)</p> <p>第184条 一般送配電事業者及び配電事業者は、第174条第1項各号(ただし、第2号及び第6号を除く。)の出力抑制の対象となる発電設備の選定に当たり、電気供給事業者間の公平性に配慮しなければならない。</p> <p>2 一般送配電事業者及び配電事業者は、第174条第1項第1号及び第3号から第5号までに規定する出力抑制等を給電指令により行う際には、給電指令を受ける発電契約者等に対し、事前に、次の各号に掲げる事項について説明するとともに、当該事業者等と協議しなければならない。ただし、緊急時には事後速やかに説明を行えば足りるものとする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>3 一般送配電事業者及び配電事業者は、発電契約者等から求められた場合は、書面をもって、前項の説明を行うものとする。</p>
<p>(発電契約者等に対する出力抑制を行った場合の本機関への報告)</p> <p>第185条 一般送配電事業者は、発電契約者等に対し、第174条第1項第1号から第4号までの出力抑制の給電指令を行った場合は、事後速やかに、本機関に前条第2項各号に掲げる事項の説明を行うとともに、これを裏付ける資料を提出しなければならない。</p>	<p>(発電契約者等に対する出力抑制を行った場合の本機関への報告)</p> <p>第185条 一般送配電事業者及び配電事業者は、発電契約者等に対し、第174条第1項第1号から第4号までの出力抑制の給電指令を行った場合は、事後速やかに、本機関に前条第2項各号に掲げる事項の説明を行うとともに、これを裏付ける資料を提出しなければならない。</p>
<p>(電圧調整)</p> <p>第186条 一般送配電事業者は、次の各号に掲げる方法により、その供給する電気の電圧を電気事業法施行規則(平成7年10月18日通商産業省令第77号、以下「施行規則」という。)第38条第1項に定める範囲内に維持するよう努める(以下「電圧調整」という。)</p>	<p>(電圧調整)</p> <p>第186条 一般送配電事業者及び配電事業者は、次の各号に掲げる方法により、その供給する電気の電圧を電気事業法施行規則第38条第1項に定める範囲内に維持するよう努める(以下「電圧調整」という。)</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>一～五 (略)</p> <p>2 一般送配電事業者を除く電気供給事業者は、一般送配電事業者との合意又は給電指令に基づき発電機による電圧の調整を行う。</p> <p>3 一般送配電事業者は、電圧調整のために必要があるときは、需要者に対して、当該需要者が保有する力率改善用のコンデンサを開放するよう依頼する。</p>	<p>一～五 (略)</p> <p>2 一般送配電事業者及び配電事業者を除く電気供給事業者は、一般送配電事業者若しくは配電事業者との合意又は給電指令に基づき発電機による電圧の調整を行う。</p> <p>3 一般送配電事業者及び配電事業者は、電圧調整のために必要があるときは、需要者に対して、当該需要者が保有する力率改善用のコンデンサを開放するよう依頼する。</p>
<p>(運用目標値の設定)</p> <p>第187条 一般送配電事業者は、適切に電圧を維持するため、次の各号に掲げる事項を考慮して、高圧及び特別高圧の送電系統における電圧の運用目標値を定める。</p> <p>一～五 (略)</p>	<p>(運用目標値の設定)</p> <p>第187条 一般送配電事業者及び配電事業者は、適切に電圧を維持するため、次の各号に掲げる事項を考慮して、高圧及び特別高圧の送電系統における電圧の運用目標値を定める。</p> <p>一～五 (略)</p>
<p>(異常時の電圧調整)</p> <p>第188条 一般送配電事業者は、第186条第1項及び第2項に定める電圧調整によっても適正な電圧が維持できず、電圧崩壊が生じるおそれがある場合において、供給区域の電圧を維持するために必要なときは、供給区域の需要の抑制又は遮断を行うことができる。</p> <p>2 一般送配電事業者は、前項の措置の実施に当たり、社会的影響を考慮するとともに、電気事業者及び需要者間の公平性に配慮する。</p>	<p>(異常時の電圧調整)</p> <p>第188条 一般送配電事業者及び配電事業者は、第186条第1項及び第2項に定める電圧調整によっても適正な電圧が維持できず、電圧崩壊が生じるおそれがある場合において、供給区域の電圧を維持するために必要なときは、供給区域の需要の抑制又は遮断を行うことができる。</p> <p>2 一般送配電事業者及び配電事業者は、前項の措置の実施に当たり、社会的影響を考慮するとともに、電気事業者及び需要者間の公平性に配慮する。</p>
<p>(給電指令)</p> <p>第189条 一般送配電事業者は、供給区域に存する電気供給事業者及び需要者に対し、次の各号に掲げる場合において、電力設備の運転(操作又は停止を含む。以下同じ。)、電力設備の作業中止その他必要な事項に関する指令(電力設備の運転等に用いる計算機、自動復旧装置等により自動的に電力設備の運転等を実施する場合を含む。以下「給電指令」という。)を行う。</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>(給電指令)</p> <p>第189条 一般送配電事業者及び配電事業者は、供給区域に存する電気供給事業者及び需要者に対し、次の各号に掲げる場合において、電力設備の運転(操作又は停止を含む。以下同じ。)、電力設備の作業中止その他必要な事項に関する指令(電力設備の運転等に用いる計算機、自動復旧装置等により自動的に電力設備の運転等を実施する場合を含む。以下「給電指令」という。)を行う。</p> <p>一・二 (略)</p>
<p>(給電指令の発受令に必要な事項の決定)</p> <p>第190条 一般送配電事業者及び給電指令を受令する者(以下「受令者」という。)は、あらかじめ給電指令の発受令に備え、協議の上、給電指令の内容、給電指令の対象とする電力設備の範囲、給電指令の発受令の体制その他給電指令の発受令のために必要な事項を定めた給電申合書その他の協定書を締結する。ただし、必要がある場合には、関係する一般送配電事業者も当事者に含めるものとする。</p>	<p>(給電指令の発受令に必要な事項の決定)</p> <p>第190条 一般送配電事業者及び配電事業者並びに給電指令を受令する者(以下「受令者」という。)は、あらかじめ給電指令の発受令に備え、協議の上、給電指令の内容、給電指令の対象とする電力設備の範囲、給電指令の発受令の体制その他給電指令の発受令のために必要な事項を定めた給電申合書その他の協定書を締結する。ただし、必要がある場合には、関係する一般送配電事業者及び配電事業者も当事者に含めるものとする。</p>
<p>(手順書の作成)</p> <p>第191条 一般送配電事業者及び受令者は、給電指令を発受令するごとに、協議の上、給電指令を実行するための手順書を作成する。ただし、次の各号に掲げる場合はこの限りでない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 一般送配電事業者は手順書にしたがって給電指令を発令し、受令者は手順書にしたがって速やかに電力設備の操作又は運転を実施する。</p>	<p>(手順書の作成)</p> <p>第191条 一般送配電事業者及び配電事業者並びに受令者は、給電指令を発受令するごとに、協議の上、給電指令を実行するための手順書を作成する。ただし、次の各号に掲げる場合はこの限りでない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 一般送配電事業者及び配電事業者は手順書にしたがって給電指令を発令し、受令者は手順書にしたがって速やかに電力設備の操作又は運転を実施する。</p>
<p>(給電指令に基づく電力設備の運転等の実施)</p> <p>第192条 受令者は、給電指令を迅速かつ確実に行い、合理的な理由のない限り、これを拒み、改変し又は実施を遅らせてはならない。ただし、人身の安全、電力設備の保安、電力の安定供給及び電力品質の確保等に問題を生じるおそれがある場合は、受令者は、一般送配電事業者に対し、給電指令の変更又は中止を要請し、適切な意見を述べることができる。</p>	<p>(給電指令に基づく電力設備の運転等の実施)</p> <p>第192条 受令者は、給電指令を迅速かつ確実に行い、合理的な理由のない限り、これを拒み、改変し又は実施を遅らせてはならない。ただし、人身の安全、電力設備の保安、電力の安定供給及び電力品質の確保等に問題を生じるおそれがある場合は、受令者は、一般送配電事業者又は配電事業者に対し、給電指令の変更又は中止を要請し、適切な意見を述べることができる。</p>
<p>(異常時の給電指令の理由等の通知)</p> <p>第193条 一般送配電事業者は、第189条第1項第2号の給電指令を行った場合は、給電指令の受</p>	<p>(異常時の給電指令の理由等の通知)</p> <p>第193条 一般送配電事業者及び配電事業者は、第189条第1項第2号の給電指令を行った場合</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)																												
<p>令者に対し、速やかに当該給電指令の理由及び内容を通知する。</p> <p>2 一般送配電事業者は、第189条第1項第2号の給電指令を発電設備保有事業者に対して直接行った場合において、その指令が当該発電設備保有事業者から他の電気事業者への電気の供給に影響を与えるときは、事後速やかに、当該電気事業者に対し、必要な説明を行う。</p>	<p>は、給電指令の受令者に対し、速やかに当該給電指令の理由及び内容を通知する。</p> <p>2 一般送配電事業者及び配電事業者は、第189条第1項第2号の給電指令を発電設備保有事業者に対して直接行った場合において、その指令が当該発電設備保有事業者から他の電気事業者への電気の供給に影響を与えるときは、事後速やかに、当該電気事業者に対し、必要な説明を行う。</p>																												
<p>(下げ代不足時における短時間熱容量による運用容量の算出)</p> <p>第196条 特定の供給区域において下げ代不足が見込まれる場合において、前条第2項第1号の流通設備の熱容量に基づき運用容量が定められているときは、同号ただし書の規定にかかわらず、下げ代不足が見込まれる期間に限定して、潮流の値を短時間熱容量に基づき算出することができる。ただし、下げ代不足が見込まれる供給区域において給電指令により迅速かつ確実に出力抑制を行うことができる電源がある場合に限る。</p>	<p>(下げ代不足時における短時間熱容量による運用容量の算出)</p> <p>第196条 特定の<u>一般送配電事業者</u>の供給区域において下げ代不足が見込まれる場合において、前条第2項第1号の流通設備の熱容量に基づき運用容量が定められているときは、同号ただし書の規定にかかわらず、下げ代不足が見込まれる期間に限定して、潮流の値を短時間熱容量に基づき算出することができる。ただし、下げ代不足が見込まれる<u>一般送配電事業者</u>の供給区域において給電指令により迅速かつ確実に出力抑制を行うことができる電源がある場合に限る。</p>																												
<p>(緊急時の発電機の出力の調整)</p> <p>第221条 混雑が発生した連系線に隣接する供給区域の一般送配電事業者は、業務規程第143条から第143条の5までの規定による混雑処理を行うまでの間の電力系統の安定性を確保するため、必要に応じ、当該連系線の潮流を抑制する相殺潮流が流れるよう一般送配電事業者からオンラインで調整ができる発電機の出力の調整を行う。</p>	<p>(緊急時の発電機の出力の調整)</p> <p>第221条 混雑が発生した連系線に隣接する<u>一般送配電事業者</u>の供給区域の一般送配電事業者は、業務規程第143条から第143条の5までの規定による混雑処理を行うまでの間の電力系統の安定性を確保するため、必要に応じ、当該連系線の潮流を抑制する相殺潮流が流れるよう一般送配電事業者からオンラインで調整ができる発電機の出力の調整を行う。</p>																												
<p>(一般送配電事業者による作業停止計画の調整)</p> <p>第229条 (略)</p> <p>2 電気供給事業者(一般送配電事業者を除く。この章において、以下同じ。)は、一般送配電事業者の行う作業停止計画の取りまとめ及び調整を実施する上で、作業停止期間等の情報共有を確実にを行い、事故の未然防止や円滑な作業ができるように相互に協力しなければならない。</p>	<p>(一般送配電事業者による作業停止計画の調整)</p> <p>第229条 (略)</p> <p>2 電気供給事業者(<u>配電事業者を含み、一般送配電事業者を除く。以下この章において同じ。</u>)は、一般送配電事業者の行う作業停止計画の取りまとめ及び調整を実施する上で、作業停止期間等の情報共有を確実にを行い、事故の未然防止や円滑な作業ができるように相互に協力しなければならない。</p>																												
<p>(作業停止計画の原案の提出)</p> <p>第230条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 一般送配電事業者は、供給区域の系統規模が大きい場合や作業停止計画が多数である場合等、電力設備の作業停止計画の調整を円滑に実施するために必要なときは、作業停止計画提出者とあらかじめ合意の上、作業停止計画提出者に対して、年間及び月間の作業停止計画のほか、当年度の下期の作業停止計画の提出を求めることができる。</p> <p>4 (略)</p>	<p>(作業停止計画の原案の提出)</p> <p>第230条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 一般送配電事業者は、<u>一般送配電事業者</u>の供給区域の系統規模が大きい場合や作業停止計画が多数である場合等、電力設備の作業停止計画の調整を円滑に実施するために必要なときは、作業停止計画提出者とあらかじめ合意の上、作業停止計画提出者に対して、年間及び月間の作業停止計画のほか、当年度の下期の作業停止計画の提出を求めることができる。</p> <p>4 (略)</p>																												
別表12-1 一般送配電事業者への作業停止計画の提出期日 (※1、※2)	別表12-1 一般送配電事業者への作業停止計画の提出期日 (※1、※2)																												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 20%;">年間計画 (翌年度・翌々年度)</th> <th style="width: 20%;">月間計画 (翌月・翌々月)</th> <th style="width: 50%;">各計画の変更・ 計画外作業停止</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原案</td> <td>毎年10月末頃</td> <td>毎月1日頃</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">不定期 (速やかに)</td> </tr> <tr> <td>調整案</td> <td>毎年12月末頃</td> <td>毎月10日頃</td> </tr> <tr> <td>最終案</td> <td>毎年2月中旬</td> <td>毎月中旬</td> </tr> </tbody> </table>		年間計画 (翌年度・翌々年度)	月間計画 (翌月・翌々月)	各計画の変更・ 計画外作業停止	原案	毎年10月末頃	毎月1日頃	不定期 (速やかに)	調整案	毎年12月末頃	毎月10日頃	最終案	毎年2月中旬	毎月中旬	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 20%;">年間計画 (翌年度・翌々年度)</th> <th style="width: 20%;">月間計画 (翌月・翌々月)</th> <th style="width: 50%;">各計画の変更・ 計画外作業停止</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原案</td> <td>毎年10月末頃</td> <td>毎月1日頃</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">不定期 (速やかに)</td> </tr> <tr> <td>調整案</td> <td>毎年12月末頃</td> <td>毎月10日頃</td> </tr> <tr> <td>最終案</td> <td>毎年2月中旬</td> <td>毎月中旬</td> </tr> </tbody> </table>		年間計画 (翌年度・翌々年度)	月間計画 (翌月・翌々月)	各計画の変更・ 計画外作業停止	原案	毎年10月末頃	毎月1日頃	不定期 (速やかに)	調整案	毎年12月末頃	毎月10日頃	最終案	毎年2月中旬	毎月中旬
	年間計画 (翌年度・翌々年度)	月間計画 (翌月・翌々月)	各計画の変更・ 計画外作業停止																										
原案	毎年10月末頃	毎月1日頃	不定期 (速やかに)																										
調整案	毎年12月末頃	毎月10日頃																											
最終案	毎年2月中旬	毎月中旬																											
	年間計画 (翌年度・翌々年度)	月間計画 (翌月・翌々月)	各計画の変更・ 計画外作業停止																										
原案	毎年10月末頃	毎月1日頃	不定期 (速やかに)																										
調整案	毎年12月末頃	毎月10日頃																											
最終案	毎年2月中旬	毎月中旬																											
<p>※1 電力設備の作業停止計画については、当該電力設備の存する供給区域の一般送配電事業者と作業停止計画提出者が協議の上、提出期日を別途定めることができる。</p> <p>※2 (略)</p>	<p>※1 電力設備の作業停止計画については、当該電力設備の存する<u>一般送配電事業者</u>の供給区域の一般送配電事業者と作業停止計画提出者が協議の上、提出期日を別途定めることができる。</p> <p>※2 (略)</p>																												

変 更 前 (変更点に下線)			変 更 後 (変更点に下線)		
別表 1 2 - 2 作業停止計画の提出者及び提出先			別表 1 2 - 2 作業停止計画の提出者及び提出先		
対象設備	計画提出者	提出先	対象設備	計画提出者	提出先
流通設備の 作業停止計画	作業停止計画提出者	流通設備の存する供給区域の一般送配 電事業者	流通設備の 作業停止計画	作業停止計画提出者	流通設備の存する <u>一般送配電事業者の</u> 供給区域の一般送配電事業者
発電設備の 作業停止計画	発電計画提出者	本機関	発電設備の 作業停止計画	発電計画提出者	本機関
<p>(作業実施の手続)</p> <p>第 2 4 3 条 一般送配電事業者及び作業を実施する電気供給事業者は、作業事故、供給支障等を生じさせることのないよう、第 1 9 1 条の規定により、相互に協調して作業停止に伴う電力設備の運転を行わなければならない。</p> <p>2 一般送配電事業者と作業を実施する電気供給事業者は、作業停止の実施に際して、作業停止の開始時刻及び終了時刻を相互に確認する。</p> <p>3 一般送配電事業者は、作業を中止する場合、作業開始を見合わせる場合又は作業期間を延長する場合には、作業を実施する電気供給事業者とその内容及び理由を相互に確認する。</p> <p>4 (略)</p>			<p>(作業実施の手続)</p> <p>第 2 4 3 条 一般送配電事業者及び<u>配電事業者並びに</u>作業を実施する電気供給事業者は、作業事故、供給支障等を生じさせることのないよう、第 1 9 1 条の規定により、相互に協調して作業停止に伴う電力設備の運転を行わなければならない。</p> <p>2 一般送配電事業者<u>又は配電事業者</u>と作業を実施する電気供給事業者は、作業停止の実施に際して、作業停止の開始時刻及び終了時刻を相互に確認する。</p> <p>3 一般送配電事業者<u>又は配電事業者</u>は、作業を中止する場合、作業開始を見合わせる場合又は作業期間を延長する場合には、作業を実施する電気供給事業者とその内容及び理由を相互に確認する。</p> <p>4 (略)</p>		
<p>(系統情報の公表)</p> <p>第 2 4 5 条 一般送配電事業者<u>及び送電事業者</u>は、系統情報ガイドラインに基づき、電力系統の利用に資する情報を公表する。</p> <p>2 業務規程第 1 6 8 条第 2 項で規定した本機関の公表内容のうち、一般送配電事業者<u>及び送電事業者</u>が公表すべき内容については、一般送配電事業者<u>及び送電事業者</u>が公表する。</p> <p>3 (略)</p>			<p>(系統情報の公表)</p> <p>第 2 4 5 条 一般送配電事業者、<u>送電事業者及び配電事業者</u>は、系統情報ガイドラインに基づき、電力系統の利用に資する情報を公表する。</p> <p>2 業務規程第 1 6 8 条第 2 項で規定した本機関の公表内容のうち、一般送配電事業者、<u>送電事業者及び配電事業者</u>が公表すべき内容については、一般送配電事業者、<u>送電事業者及び配電事業者</u>が公表する。</p> <p>3 (略)</p>		
<p>(スイッチング支援システム)</p> <p>第 2 4 7 条 スイッチング支援システムを通じて行うことのできる業務は、低圧需要者、高圧需要者、低圧 F I T 電源 (F I T 電源のうち低圧の送電系統に連系するものをいう。以下同じ。) を保有する発電設備設置者及び低圧 F I T 卒業電源 (<u>F I T 電源契約の実績がある電源で、F I T 電源契約を終了した発電設備のうち、低圧の送電系統に連系するものをいう。以下同じ。</u>) を保有する発電設備設置者に関する次の各号に掲げる業務 (以下「スイッチング支援対象業務」という。) とする。ただし、第 3 号の使用量情報照会については、契約電力 5 0 0 キロワット以上の高圧需要者及び特別高圧需要者に関するものも含む。</p> <p>一～七 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 この章の規定は、小売電気事業者、一般送配電事業者及び需要抑制契約者がスイッチング支援対象業務を行う場合について適用する。</p>			<p>(スイッチング支援システム)</p> <p>第 2 4 7 条 スイッチング支援システムを通じて行うことのできる業務は、低圧需要者、高圧需要者、低圧 F I T 電源 (F I T 電源のうち低圧の送電系統に連系するものをいう。以下同じ。) を保有する発電設備設置者及び低圧 F I T 卒業電源 (<u>再生可能エネルギー電気特措法第 2 条第 5 項に規定する特定契約の実績がある電源で、その特定契約が終了した発電設備のうち、低圧の送電系統に連系するものをいう。以下同じ。</u>) を保有する発電設備設置者に関する次の各号に掲げる業務 (以下「スイッチング支援対象業務」という。) とする。ただし、第 3 号の使用量情報照会については、契約電力 5 0 0 キロワット以上の高圧需要者及び特別高圧需要者に関するものも含む。</p> <p>一～七 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 この章の規定は、小売電気事業者、一般送配電事業者、<u>配電事業者</u>及び需要抑制契約者がスイッチング支援対象業務を行う場合について適用する。</p>		
<p>(一般送配電事業者による連携システムの開発)</p> <p>第 2 4 8 条 一般送配電事業者は、スイッチング支援システムと連携し、スイッチング支援対象業務を実施するために必要となるシステムを開発し、運用しなければならない。</p>			<p>(一般送配電事業者及び配電事業者による連携システムの開発)</p> <p>第 2 4 8 条 一般送配電事業者<u>及び配電事業者</u>は、スイッチング支援システムと連携し、スイッチング支援対象業務を実施するために必要となるシステムを開発し、運用しなければならない。</p>		
<p>(供給地点特定番号検索)</p> <p>第 2 5 0 条 小売電気事業者は、小売供給契約を締結しようとする上で必要がある場合には、スイッチ</p>			<p>(供給地点特定番号検索)</p> <p>第 2 5 0 条 小売電気事業者は、小売供給契約を締結しようとする上で必要がある場合には、スイッチ</p>		

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>ング支援システムを通じ、一般送配電事業者に対し、供給地点特定番号の照会を行うことができる。</p> <p>2 需要抑制契約者は、特定卸供給契約を締結しようとする上で必要がある場合には、スイッチング支援システムを通じ、一般送配電事業者に対し、供給地点特定番号の照会を行うことができる。</p>	<p>ング支援システムを通じ、一般送配電事業者又は配電事業者に対し、供給地点特定番号の照会を行うことができる。</p> <p>2 需要抑制契約者は、特定卸供給契約を締結しようとする上で必要がある場合には、スイッチング支援システムを通じ、一般送配電事業者又は配電事業者に対し、供給地点特定番号の照会を行うことができる。</p>
<p>(供給地点設備情報照会)</p> <p>第251条 小売電気事業者は、小売供給契約を締結しようとする上で必要がある場合には、供給地点特定番号を特定した上で、スイッチング支援システムを通じ、一般送配電事業者に対し設備情報の照会を行うことができる。ただし、低圧F I T電源及び低圧F I T卒業電源に関して照会できる情報は住所情報及び検針日情報のみとする。</p> <p>2 需要抑制契約者は、特定卸供給契約を締結しようとする上で必要がある場合には、供給地点特定番号を特定した上で、スイッチング支援システムを通じ、一般送配電事業者に対し設備情報の照会を行うことができる。ただし、低圧F I T電源及び低圧F I T卒業電源に関して照会できる情報は住所情報及び検針日情報のみとする。</p>	<p>(供給地点設備情報照会)</p> <p>第251条 小売電気事業者は、小売供給契約を締結しようとする上で必要がある場合には、供給地点特定番号を特定した上で、スイッチング支援システムを通じ、一般送配電事業者又は配電事業者に対し設備情報の照会を行うことができる。ただし、低圧F I T電源及び低圧F I T卒業電源に関して照会できる情報は住所情報及び検針日情報のみとする。</p> <p>2 需要抑制契約者は、特定卸供給契約を締結しようとする上で必要がある場合には、供給地点特定番号を特定した上で、スイッチング支援システムを通じ、一般送配電事業者又は配電事業者に対し設備情報の照会を行うことができる。ただし、低圧F I T電源及び低圧F I T卒業電源に関して照会できる情報は住所情報及び検針日情報のみとする。</p>
<p>(使用量情報照会)</p> <p>第252条 小売電気事業者は、小売供給契約を締結しようとする上で必要がある場合には、需要者の委任を受けた場合に限り、スイッチング支援システムを通じ、一般送配電事業者に対し、使用量情報の照会を行うことができる。</p> <p>2 需要抑制契約者は、特定卸供給契約を締結しようとする上で必要がある場合には、需要者の委任を受けた場合に限り、スイッチング支援システムを通じ、一般送配電事業者に対し、使用量情報の照会を行うことができる。</p> <p>3 小売電気事業者及び需要抑制契約者は、使用量情報照会の委任を受けた場合には、公的証明書等に基づき、当該委任を行った者が需要者本人であることを確認しなければならず、使用量情報照会に当たって、当該証明書等の写しを一般送配電事業者に送付するものとする。</p> <p>4 一般送配電事業者は、公的証明書等に基づき、小売電気事業者及び需要抑制契約者が需要者の委任を受けたことを確認できた場合には、照会を受けた需要者の使用量情報を提供する。</p> <p>5 一般送配電事業者は、需要者本人から使用量情報照会を受けた場合には、小売電気事業者又は需要抑制契約者を通じて、当該照会を受けた需要者に対し使用量情報を提供する。</p>	<p>(使用量情報照会)</p> <p>第252条 小売電気事業者は、小売供給契約を締結しようとする上で必要がある場合には、需要者の委任を受けた場合に限り、スイッチング支援システムを通じ、一般送配電事業者又は配電事業者に対し、使用量情報の照会を行うことができる。</p> <p>2 需要抑制契約者は、特定卸供給契約を締結しようとする上で必要がある場合には、需要者の委任を受けた場合に限り、スイッチング支援システムを通じ、一般送配電事業者又は配電事業者に対し、使用量情報の照会を行うことができる。</p> <p>3 小売電気事業者及び需要抑制契約者は、使用量情報照会の委任を受けた場合には、公的証明書等に基づき、当該委任を行った者が需要者本人であることを確認しなければならず、使用量情報照会に当たって、当該証明書等の写しを一般送配電事業者又は配電事業者に送付するものとする。</p> <p>4 一般送配電事業者及び配電事業者は、公的証明書等に基づき、小売電気事業者及び需要抑制契約者が需要者の委任を受けたことを確認できた場合には、照会を受けた需要者の使用量情報を提供する。</p> <p>5 一般送配電事業者及び配電事業者は、需要者本人から使用量情報照会を受けた場合には、小売電気事業者又は需要抑制契約者を通じて、当該照会を受けた需要者に対し使用量情報を提供する。</p>
<p>(託送供給契約の切替え)</p> <p>第254条 小売電気事業者は、需要者が現に他の小売電気事業者(以下「現小売電気事業者」という。)から電気の小売供給を受けている場合において、当該需要者との間で新たに電気の小売供給を行う旨の契約(以下「小売供給契約」という。)を締結したときは、スイッチング支援システムを通じて、一般送配事業者に対し、速やかに託送供給契約の切替えの申込み(以下「スイッチング開始申込み」という。)を行う(以下、スイッチング開始申込みを行う小売電気事業者を「新小売電気事業者」という。)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 一般送配電事業者は、スイッチング支援システムを通じて、スイッチング開始申込み及びスイッチング廃止申込みの双方を受け付けた日(以下「マッチング日」という。)以後の日で、新小売電気事業者と現小売電気事業者がスイッチングを希望する日(以下「スイッチング希望日」という。)において、託送供給契約の切替えを行う。ただし、スイッチング希望日は、次の各号に掲げる日以降としなければならない。</p>	<p>(託送供給契約の切替え)</p> <p>第254条 小売電気事業者は、需要者が現に他の小売電気事業者(以下「現小売電気事業者」という。)から電気の小売供給を受けている場合において、当該需要者との間で新たに電気の小売供給を行う旨の契約(以下「小売供給契約」という。)を締結したときは、スイッチング支援システムを通じて、一般送配事業者又は配電事業者に対し、速やかに託送供給契約の切替えの申込み(以下「スイッチング開始申込み」という。)を行う(以下、スイッチング開始申込みを行う小売電気事業者を「新小売電気事業者」という。)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 一般送配電事業者及び配電事業者は、スイッチング支援システムを通じて、スイッチング開始申込み及びスイッチング廃止申込みの双方を受け付けた日(以下「マッチング日」という。)以後の日で、新小売電気事業者と現小売電気事業者がスイッチングを希望する日(以下「スイッチング希望日」という。)において、託送供給契約の切替えを行う。ただし、スイッチング希望日は、次の各号に掲げる日以降としなければならない。</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>一・二 (略)</p> <p>(再点の申込み)</p> <p>第255条 小売電気事業者は、需要者との間で、小売供給契約を締結した場合において、供給地点において現に小売供給が行われていないときは、スイッチング支援システムを通じて、一般送配電事業者に対し、速やかに小売供給を開始する日（以下「再点日」という。）から託送供給を行うよう申込み（以下「再点申込み」という。）を行う。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項ただし書に掲げる場合においては、小売電気事業者は、再点申込みに関し、個別に一般送配電事業者と協議を行うものとする。</p>	<p>一・二 (略)</p> <p>(再点の申込み)</p> <p>第255条 小売電気事業者は、需要者との間で、小売供給契約を締結した場合において、供給地点において現に小売供給が行われていないときは、スイッチング支援システムを通じて、一般送配電事業者又は配電事業者に対し、速やかに小売供給を開始する日（以下「再点日」という。）から託送供給を行うよう申込み（以下「再点申込み」という。）を行う。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項ただし書に掲げる場合においては、小売電気事業者は、再点申込みに関し、個別に一般送配電事業者又は配電事業者と協議を行うものとする。</p>
<p>(アンペア変更)</p> <p>第257条 小売電気事業者は、需要者からアンペア変更の申出を受けた場合は、スイッチング支援システムを通じて、一般送配電事業者に対し、速やかに需要者からアンペア変更の申出があった旨及び変更後の情報を通知しなければならない。</p> <p>2 一般送配電事業者は、前項の通知を受けた場合には、アンペア変更を実施する。この場合、一般送配電事業者は、その結果を設備情報に反映し、スイッチング支援システムを通じて、小売電気事業者が確認できる状態にする。</p>	<p>(アンペア変更)</p> <p>第257条 小売電気事業者は、需要者からアンペア変更の申出を受けた場合は、スイッチング支援システムを通じて、一般送配電事業者又は配電事業者に対し、速やかに需要者からアンペア変更の申出があった旨及び変更後の情報を通知しなければならない。</p> <p>2 一般送配電事業者及び配電事業者は、前項の通知を受けた場合には、アンペア変更を実施する。この場合、一般送配電事業者及び配電事業者は、その結果を設備情報に反映し、スイッチング支援システムを通じて、小売電気事業者が確認できる状態にする。</p>
<p>(需要者情報変更)</p> <p>第258条 小売電気事業者は、需要者の情報に変更が生じた場合は、一般送配電事業者に対し、スイッチング支援システムを通じ、速やかに需要者の情報に変更があった旨及び変更後の情報を通知しなければならない。</p> <p>2 一般送配電事業者は、小売電気事業者から受けた需要者の情報の変更を反映し、スイッチング支援システムを通じて、小売電気事業者が確認できる状態にする。</p>	<p>(需要者情報変更)</p> <p>第258条 小売電気事業者は、需要者の情報に変更が生じた場合は、一般送配電事業者又は配電事業者に対し、スイッチング支援システムを通じ、速やかに需要者の情報に変更があった旨及び変更後の情報を通知しなければならない。</p> <p>2 一般送配電事業者及び配電事業者は、小売電気事業者から受けた需要者の情報の変更を反映し、スイッチング支援システムを通じて、小売電気事業者が確認できる状態にする。</p>
<p>(同一供給地点におけるアンマッチの解消)</p> <p>第259条 一般送配電事業者は、次の各号に掲げる場合（以下「アンマッチ」という。）は、小売電気事業者と協議の上、アンマッチの解消に努める。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>2 小売電気事業者は、アンマッチが生じたことを認識した場合には、一般送配電事業者からの協議に応じ、一般送配電事業者とともにアンマッチの解消に努める。</p>	<p>(同一供給地点におけるアンマッチの解消)</p> <p>第259条 一般送配電事業者及び配電事業者は、次の各号に掲げる場合（以下「アンマッチ」という。）は、小売電気事業者と協議の上、アンマッチの解消に努める。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>2 小売電気事業者は、アンマッチが生じたことを認識した場合には、一般送配電事業者又は配電事業者からの協議に応じ、一般送配電事業者又は配電事業者とともにアンマッチの解消に努める。</p>
<p>(スイッチング支援システムの利用)</p> <p>第264条 (略)</p> <p>2 一般送配電事業者は、前項に掲げる場合において、小売電気事業者がスイッチング支援システムを利用しないときは、スイッチング支援対象業務の申込み等に応じることを要しない。</p>	<p>(スイッチング支援システムの利用)</p> <p>第264条 (略)</p> <p>2 一般送配電事業者及び配電事業者は、前項に掲げる場合において、小売電気事業者がスイッチング支援システムを利用しないときは、スイッチング支援対象業務の申込み等に応じることを要しない。</p>
<p>(低圧F I T電源及び低圧F I T卒業電源に関するスイッチング支援対象業務を行う場合)</p> <p>第266条 低圧F I T電源及び低圧F I T卒業電源に関するスイッチング支援対象業務を行う場合は、この章の規定は、「供給地点特定番号」を「受電地点特定番号」、「供給地点」を「受電地点」、「需要者」を「発電設備設置者」、「小売供給」を「特定供給」及び「小売供給契約」を「特定契約」と読み替えて適用するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、一般送配電事業者と電気の特定契約を締結している低圧F I T電源がF I T買取期間満了に伴うスイッチング支援対象業務を行う場合は、第247条及び第252条から</p>	<p>(低圧F I T電源及び低圧F I T卒業電源に関するスイッチング支援対象業務を行う場合)</p> <p>第266条 低圧F I T電源及び低圧F I T卒業電源に関するスイッチング支援対象業務を行う場合は、この章の規定は、「供給地点特定番号」を「受電地点特定番号」、「供給地点」を「受電地点」、「需要者」を「発電設備設置者」、「小売供給」を「特定供給」及び「小売供給契約」を「再生可能エネルギー電気特措法第2条第5項に規定する特定契約」と読み替えて適用するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、一般送配電事業者又は配電事業者と再生可能エネルギー電気特措法第2条第5項に規定する特定契約を締結している低圧F I T電源が調達期間満了に伴うスイッチング</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
第262条までの規定は適用しない。	支援対象業務を行う場合は、第247条及び第252条から第262条までの規定は適用しない。
(災害等扶助交付金の交付申請) 第267条の6 一般送配電事業者及び送電事業者は、本機関に対し、災害等扶助交付金の交付を申請することができる。	(災害等扶助交付金の交付申請) 第267条の6 一般送配電事業者、 <u>送電事業者及び配電事業者</u> は、本機関に対し、災害等扶助交付金の交付を申請することができる。
(電力需給等に関する情報の本機関への提出) 第268条 一般送配電事業者は、本機関が業務規程第181条の年次報告書を作成するため、本機関に対し、毎年8月末日までに、次の各号に掲げる事項に関する前年度の実績を報告しなければならない。 一 周波数に関する実績 自らの供給区域において、標準周波数から以下に示す変動幅に維持された時間の比率の実績 (ただし、離島における周波数の実績は除く。) ア～エ (略) 二 電圧に関する実績 自らの供給区域において、施行規則第39条の規定により電圧を測定した地点数並びに別表16-1の維持すべき値を逸脱した地点数及びその比率 三・四 (略) 2 一般送配電事業者は、本機関の要請に応じ、法第26条第3項及び施行規則第39条の規定により記録し保存している周波数及び電圧の測定結果並びに電気関係報告規則第3条の規定により国へ報告した供給支障事故の情報その他本機関が前項の評価・分析に当たって必要となる情報を提供しなければならないものとする。	(電力需給等に関する情報の本機関への提出) 第268条 一般送配電事業者及び <u>配電事業者</u> は、本機関が業務規程第181条の年次報告書を作成するため、本機関に対し、毎年8月末日までに、次の各号に掲げる事項に関する前年度の実績を報告しなければならない。 一 周波数に関する実績 自らの供給区域において、標準周波数から以下に示す変動幅に維持された時間の比率の実績 (ただし、 <u>離島等</u> における周波数の実績は除く。) ア～エ (略) 二 電圧に関する実績 自らの供給区域において、 <u>電気事業法施行規則</u> 第39条の規定により電圧を測定した地点数並びに別表16-1の維持すべき値を逸脱した地点数及びその比率 三・四 (略) 2 一般送配電事業者 <u>及び配電事業者</u> は、本機関の要請に応じ、法第26条第3項及び <u>第27条の12の13</u> において準用する第26条第3項並びに <u>電気事業法施行規則</u> 第39条の規定により記録し保存している周波数及び電圧の測定結果並びに電気関係報告規則第3条の規定により国へ報告した供給支障事故の情報その他本機関が前項の評価・分析に当たって必要となる情報を提供しなければならないものとする。
(事業者コード等の申請) 第269条 (略) 2 (略) 3 本機関は、前各項の規定により申請を受け付けた場合は、申請のあった事業者に対しコードを発行するとともに、その内容を一般送配電事業者に通知する。	(事業者コード等の申請) 第269条 (略) 2 (略) 3 本機関は、前各項の規定により申請を受け付けた場合は、申請のあった事業者に対しコードを発行するとともに、その内容を一般送配電事業者 <u>及び配電事業者</u> に通知する。
<u>(供給区域のインバランス量の提出)</u> 第271条 <u>一般送配電事業者は、算定が完了した供給区域のインバランス量を、原則として算定期間の翌々月の第4営業日までに、本機関に提出しなければならない。</u>	(削る)
附則 (平成28年4月1日) (同時同量に関する特別措置) 第4条 実同時同量の契約者は、第138条の規定にかかわらず、供給区域ごとに、別表1及び別表2に定めるとおり、需給計画及び発電計画を作成し、本機関に提出しなければならない。 2・3 (略) 4 第143条に定める一般送配電事業者への追加資料の提出及び第144条に定める計画値の変更については、実同時同量の契約者が需給計画及び発電計画の提出する場合に準用する。 5 (略) 別表1 需給計画の提出	附則 (平成28年4月1日) (同時同量に関する特別措置) 第4条 実同時同量の契約者は、第138条の規定にかかわらず、 <u>一般送配電事業者の供給区域</u> ごとに、別表1及び別表2に定めるとおり、需給計画及び発電計画を作成し、本機関に提出しなければならない。 2・3 (略) 4 第143条に定める一般送配電事業者 <u>又は配電事業者</u> への追加資料の提出及び第144条に定める計画値の変更については、実同時同量の契約者が需給計画及び発電計画の提出する場合に準用する。 5 (略) 別表1 需給計画の提出

変更前 (変更点に下線)							変更後 (変更点に下線)						
提出する計画	年間計画 (第1～第2年度)	月間計画 (翌月、翌々月)	週間計画 (翌週、翌々週)	翌日計画	当日計画		提出する計画	年間計画 (第1～第2年度)	月間計画 (翌月、翌々月)	週間計画 (翌週、翌々週)	翌日計画	当日計画	
提出期限	毎年 10月末日	毎月1日	<u>毎週火曜日</u>	毎日 午前12時 (※1)	随時		提出期限	毎年 10月末日	毎月1日	<u>毎週水曜日 午前10時</u>	毎日 午前12時 (※1)	随時	
提出内容	需要電力	各月 平休日別の 需要電力の 最大値及び 最小値	各週 平休日別の 需要電力の 最大値及び 最小値	<u>日別の 需要電力の 最大値と予 想時刻及び 最小値と予 想時刻</u>	30分ごとの 需要電力 量	30分ごとの 需要電力 量	提出内容	需要電力	各月 平休日別の 需要電力の 最大値及び 最小値	各週 平休日別の 需要電力の 最大値及び 最小値	<u>本機関が指 定する2点 の時刻の日 別の需要電 力</u>	30分ごとの 需要電力 量	30分ごとの 需要電力 量
	供給電力	需要電力に 対する供給 電力	需要電力に 対する供給 電力	需要電力に 対する供給 電力	需要電力に 対する供給 電力	需要電力に 対する供給 電力		供給電力	需要電力に 対する供給 電力	需要電力に 対する供給 電力	需要電力に 対する供給 電力	需要電力に 対する供給 電力	需要電力に 対する供給 電力
別表2 発電計画の提出							別表2 発電計画の提出						
提出する計画	年間計画 (第1～第2年度)	月間計画 (翌月、翌々月)	週間計画 (翌週、翌々週)	翌日計画	当日計画		提出する計画	年間計画 (第1～第2年度)	月間計画 (翌月、翌々月)	週間計画 (翌週、翌々週)	翌日計画	当日計画	
提出期限	毎年 10月末日	毎月1日	<u>毎週火曜日</u>	毎日 午前12時 (※1)	随時		提出期限	毎年 10月末日	毎月1日	<u>毎週水曜日 午前10時</u>	毎日 午前12時 (※1)	随時	
提出する 発電地点別 発電計画	各月 平休日別の 供給電力の 最大値及び 最小値	各週 平休日別の 供給電力の 最大値及び 最小値	<u>日別の 供給電力の 最大値と予 想時刻及び 最小値と予 想時刻</u>	30分ごとの 供給電力 量	30分ごとの 供給電力 量		提出する 発電地点別 発電計画	各月 平休日別の 供給電力の 最大値及び 最小値	各週 平休日別の 供給電力の 最大値及び 最小値	<u>本機関が指 定する2点 の時刻の日 別の供給電 力</u>	30分ごとの 供給電力 量	30分ごとの 供給電力 量	
(※1) (略)							(※1) (略)						
附則 (平成29年9月6日) (更新計画の提出) 第2条 経過措置対象者は、本機関が経過措置計画を管理し、経過措置可否判定を実施するため、次の各号のいずれかに該当する場合には、更新計画 (30分単位の断面に限る。) を本機関に提出しなければならない。 一 (略) 二 事業者間で供給区域を跨いで行う電力調達に係る合意若しくは同一事業者により供給区域を跨いで行う電力調達に係る計画等の変更又は終了等により経過措置計画に登録している値よりも経過措置の利用量が減少するとき 三・四 (略)							附則 (平成29年9月6日) (更新計画の提出) 第2条 経過措置対象者は、本機関が経過措置計画を管理し、経過措置可否判定を実施するため、次の各号のいずれかに該当する場合には、更新計画 (30分単位の断面に限る。) を本機関に提出しなければならない。 一 (略) 二 事業者間で <u>一般送配電事業者</u> の供給区域を跨いで行う電力調達に係る合意若しくは同一事業者により <u>一般送配電事業者</u> の供給区域を跨いで行う電力調達に係る計画等の変更又は終了等により経過措置計画に登録している値よりも経過措置の利用量が減少するとき 三・四 (略)						

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>2 (略)</p> <p>附則 (平成30年6月29日) (発電制約量の調整)</p> <p>第2条 一般送配電事業者は、広域連系系統の作業停止計画の調整において、第244条第2項の規定により、制約の対象として選定した発電機により定格容量比率按分した発電制約量及び制約の対象として選定した発電機を発電計画提出者へ通知する。供給区域の需給状況等に応じて発電制約量を見直した場合も同様とする。</p> <p>2～7 (略)</p>	<p>2 (略)</p> <p>附則 (平成30年6月29日) (発電制約量の調整)</p> <p>第2条 一般送配電事業者は、広域連系系統の作業停止計画の調整において、第244条第2項の規定により、制約の対象として選定した発電機により定格容量比率按分した発電制約量及び制約の対象として選定した発電機を発電計画提出者へ通知する。<u>一般送配電事業者の供給区域の需給状況等</u>に応じて発電制約量を見直した場合も同様とする。</p> <p>2～7 (略)</p>
<p>附則 (令和2年3月30日) (特定負担更新計画の提出)</p> <p>第4条 特定負担計画対象者は、本機関が特定負担計画を管理し、特定負担可否判定を実施するため、次の各号のいずれかに該当する場合には、30分単位の断面の特定負担更新計画を本機関に提出しなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 事業者間で供給区域を跨いで行う電力調達に係る合意又は同一事業者により供給区域を跨いで行う電力調達に係る計画の変更等により特定負担計画の値が減少するとき</p> <p>三・四 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>附則 (令和2年3月30日) (特定負担更新計画の提出)</p> <p>第4条 特定負担計画対象者は、本機関が特定負担計画を管理し、特定負担可否判定を実施するため、次の各号のいずれかに該当する場合には、30分単位の断面の特定負担更新計画を本機関に提出しなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 事業者間で<u>一般送配電事業者の供給区域</u>を跨いで行う電力調達に係る合意又は同一事業者により<u>一般送配電事業者の供給区域</u>を跨いで行う電力調達に係る計画の変更等により特定負担計画の値が減少するとき</p> <p>三・四 (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>(新設)</p>	<p>附則 (令和 年 月 日) (施行期日)</p> <p>第1条 <u>本指針は、令和4年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。</u></p>